

官報

号外 平成二十九年五月十一日

○第百九十三回 衆議院會議録 第二十四号

平成二十九年五月十一日(木曜日)

議事日程 第十八号

平成二十九年五月十一日

午後一時開議

- 第一 道路運送車両法の一部を改正する法律案
(内閣提出)
- 第二 銀行法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第五 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 銀行法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第三 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第四 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 日程第五 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

日程第一 道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、道路運送車両法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長西銘恒三郎君。

道路運送車両法の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

〔西銘恒三郎君登壇〕

○西銘恒三郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、昨年発覚した自動車メーカーによる燃費不正事案等を踏まえ、自動車の型式指定制度の適正な実施を図るために必要な措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、
第一に、不正の手段により自動車等の型式指定を受けたときは、国土交通大臣は当該指定を取り消すことができること、
第二に、型式指定の取り消しに関し、国土交通大臣が行う報告徴収または立入検査において、虚偽の報告等を行った者に対する罰則を強化することなどであります。

本案は、去る四月二十日本委員会に付託され、二十一日石井国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、二十八日、質疑を行い、質疑終了後、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決することとあります。

べきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 銀行法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第二、銀行法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長御法川信英君。

銀行法等の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

〔御法川信英君登壇〕

○御法川信英君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、我が国の金融サービスをめぐる情報通信技術の急速な進展等の環境変化に対応し、金融機関と金融関連IT企業等との適切な連携、協働を推進するとともに利用者保護を確保するため、電子決済等代行業者に関する法制的整備等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る四月二十四日当委員会に付託され、二十五日麻生国務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十八日、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、本

案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 学校教育法の一部を改正する法律案内閣提出

○議長(大島理森君) 日程第三、学校教育法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文部科学委員長永岡桂子君。

学校教育法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔永岡桂子君登壇〕

○永岡桂子君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、社会経済情勢の変化に即応した職業教育の推進を図るため、実践的な職業教育を担う新たな高等教育機関を創設するものであり、その主な内容は、

第一に、大学及び短期大学のうち、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させ、または育成することを目的とする

専門職大学及び専門職短期大学の制度を設けること、

第二に、専門職大学等は、その専門性が求められる職業についている者、その他関係者の協力を得て、教育課程の編成及び実施をすること、

第三に、専門職大学については、その課程を前期課程及び後期課程に区分することができること、

第四に、専門職大学を卒業した者等に対し文部科学大臣が定める学位を授与することなどであります。

本案は、去る四月十三日本委員会に付託され、翌十四日松野文部科学大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。二十一日に質疑に入り、同日参考人から意見を聴取いたしました。二十八日、質疑を終局し、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(大島理森君) 日程第四、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長竹内譲君。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔竹内譲君登壇〕

○竹内譲君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員について、会計年度任用職員の任用等に関する規定を整備するとともに、特別職の任用及び臨時任用の適正を確保し、あわせて会計年度任用職員に対する給付に関する規定を整備しようとするものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る四月十九日本委員会に付託され、翌二十日高市総務大臣から提案理由の説明を聴取し、五月九日、質疑を行い、これを終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対して附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第五、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長浮島智子君。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔浮島智子君登壇〕

○浮島智子君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に相当の経済的効果を及ぼす事業を地域経済牽引事業と位置づけ、同事業に係る計画を承認する制度を創設するとともに、支援措置として、設備投資減税や工場立地法、商標法等の特例措置を講じようとするものであります。

本案は、去る四月二十日本委員会に付託され、二十五日世耕経済産業大臣から提案理由の説明を聴取し、昨日質疑を終局いたしました。

質疑終局後、自由民主党・無所属の会、民進党・無所属クラブ及び公明党の三党派共同提案により、政府は、土地利用の調整の状況について検討を加え、優良な農地が十分に確保できないと認めるときは、所要の措置を講ずるものとする規定を附則に追加する修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、討論、採決を行った結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

中小企業の経営の改善発達を促進するための
中小企業信用保険法等の一部を改正する法
律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(大島理森君) この際、内閣提出、中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。経済産業大臣世耕弘成君。

(国務大臣世耕弘成君登壇)

○国務大臣(世耕弘成君) ただいま議題となりました中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

信用保証は中小企業の資金繰りを支える制度であり、中小企業がライフステージの中で必要とする多様な資金需要に対応できるものとしていくことが重要です。他方、金融機関が過度に信用保証に依存することとなると、事業性評価融資やその後の期中管理、経営支援への動機が失われるおそれがあるといったことも指摘されております。

このため、創業、事業承継時や危機時等における中小企業の資金需要に一層きめ細かく対応するとともに、信用保証協会と金融機関が連携して中小企業への経営支援を強化していくことで、中小企業の経営の改善発達を進める仕組みを構築する必要があります。

以上が、本法律案を提出した理由であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、大規模な経済危機、災害等により著しい信用の収縮が全国的に生じる場合に備えて、あらかじめ適用期限を区切って発動する危機関連保証を創設いたします。

第二に、特別小口保険の付保限度額を一千二百五十万円から二千万円に引き上げるとともに、創業関連保証の付保限度額を一千万円から二千万円に引き上げます。

第三に、中小企業の代表者が経営の承継時に必要とする株式取得資金等を信用保険の対象とします。

第四に、信用保証協会の業務に中小企業への経営支援を追加するとともに、業務を行うに当たっては、信用保証協会と金融機関が連携する旨を規定いたします。

以上が、本法律案の趣旨でございます。(拍手)

中小企業の経営の改善発達を促進するための
中小企業信用保険法等の一部を改正する法
律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(大島理森君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。鈴木義弘君。

(鈴木義弘君登壇)

○鈴木義弘君 ただいま提案されました中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用

保険法等の一部を改正する法律案について、民進党を代表して質問いたします。(拍手)

アベノミクスが五年目を迎える中、一部では好景気に沸いている企業もあれば、地元を回ると、中小企業、地方経済に明るさが出てきていると言いたい印象を感じます。

そんな中で、昨年十二月、「貸出先別貸出金からみる国内銀行の経営」という分析レポートが発表されました。

その分析は、医療、福祉のように今後の成長分野と言われてきた業種や、個人の住宅のように安定的に推移する業種が含まれているものの、全体的には海外円借款、地方公共団体、不動産業、金融業、保険業といった、目きき力を発揮できる分野とは言いがたい業種が貸出金残高の拡大を牽引している。

特に、ある程度のボリュームを獲得でき、返済財源もあるアパートローンなどの不動産業は、国内銀行にとって重要な貸出先となっており、貸出金業種別内訳を見ると、製造業が構成比で一〇％を下回るのに対し、不動産業、物品賃貸業が二〇％以上を占める銀行や、不動産業、物品賃貸業の構成比が五〇％を超える銀行もある。この傾向は協同組織金融機関も同様で、不動産業が全体の七割に達する金融機関もあるというものです。

また、アパートローンと同様に近年銀行が力を入れていっている一つの分野がカードローンで、この傾向は、二〇一〇年六月、貸金業法の完全施行以降、顕著に見られるようになり、銀行のカードローンはいわゆる総量規制の適用を受けないこと、高い利ざやを確保できるという点からも注目されているんですが、カードローンの拡大は多重債務問題の懸念を常にほらみ、その動向には注意が必要であるというものです。

の高じまりなどの逆風下で、創業支援や産業育成などを視野に入れた融資推進や地域活性化を行うことは容易ではありません。

しかし、一方で、金融庁は、担保や保証に依存した融資からの転換を迫る動きを鮮明に打ち出し、近年の取り組みとは異なる戦略が求められることを示し、改めて目きき力の向上がクロスアップされるようになったと言つても過言ではないと思います。

ただし、目きき力の向上は一朝一夕で身につくようなスキルではなく、業務の効率化を推進してきたこれまでのビジネスモデルと、担保や保証に依存しない融資というビジネスモデルをどのように統合していくのかということにも注目が集まるというものです。

経済再生のもと、その裏で、不動産バブルの再来、先買後払いでの消費の拡大、払えなくなるのは消費者、バブルのツケを払うのは国民、これが経済再生ですか。現状の認識をお尋ねいたします。

二十年前、私が小さな会社の融資担当をしていたとき、金融機関に融資を申し込むと、まず担保ありき、預担でも融資を受けられた時代でした。しかし、担保枠がいっぱいだと、保証協会をつけろ、つけなければ融資はできないとはつきりと言われ、事業計画も何もあつたものではありませんでした。

ところが、昨年末、森金融庁長官が、金融検査マニュアルは実質廃止、新基準は地域銀行向けベンチマークというものの、わかりやすく言えば、事業内容を見て融資せよ、できるだけ担保をとるな、できるだけ保証協会を使うな、できるだけ社長長の保証をとるな、中小企業のコンサルタントになれ、新規創業を支援せよと、従来の金融検査の問題点に言及しました。

二〇一四年から金融庁が推進してきた事業性評価は、銀行にとっていわば原点復帰であり、昔は当たり前に行っていたことで、決算書と事業内容を照らし合わせてしっかり審査するというところにすぎないんです。これからも方向転換をすることなく、当たり前のことを当たり前にするというところでよろしいでしょうか。

事業性評価は、すなわち融資する側の目きき力が高いか低いかです。金融庁が地域金融機関に事業性評価の強化、すなわち目きき力の向上を要請したこともあり、当該取り組みの向上に力点を置く金融機関は増加傾向にあります。

しかし、目きき力とは一朝一夕で身につけられる知識ではなく、努力と経験を積み重ねていかなければ蓄積できない、いわば暗黙知であり、決して効率的かつ短期で得られる能力ではないというものです。目きき力を向上することは、すなわち事業性評価を厳格に行えるかということに置きかえられると指摘する有識者もいます。

さらに、金融庁が、融資先にコンサルティング機能の発揮を促し、生産性の向上支援を地銀に要請しています。この生産性とは、付加価値掛ける販売数量、すなわち付加価値を重要視するということをうたっています。貸す側、借りる側の繁栄のためにも、この付加価値に最大限に力点を置いた融資制度に変えていく考えがあるのか、お尋ねいたします。

ところで、昨年五月の「企業ヒアリング・アンケート調査の結果について 融資先企業の取引金融機関に対する評価」と題した資料に目がとまりました。現場の感覚は乖離しているなど感じました。

企業がメインバンクに求めるものとの設問に対し、ヒアリングでは、融資の金利より、自社や自社の事業に対する理解が約三倍。アンケートで

は、長年の付き合いがあり信用しているからが断トツの一番。自社や自社の事業に対する理解が、融資の金利条件がよいからの約三倍という結果であります。

企業と金融機関の信頼関係に関するヒアリングでは、全く相談したことがないが二八％。その理由として、余りいいアドバイスや情報が期待できるものでないからが圧倒的に多い。アンケートでは、全く相談したことがないが四五％です。その理由として、ほかに相談相手がいるから、余りいいアドバイスや情報が期待できないからという回答が同数ぐらあります。

融資先企業とのコミュニケーションがとれていない状況で、事業性評価を拡大することができないでしょうか。相手から信頼されていないのに、民間融資を拡大して経済再生が本当になうのでしょうか。お尋ねいたします。

さらに、運転資金の借り入れ形態について、ヒアリングでは、信用保証協会、または金融機関の条件だからが一番、アンケートでも一番、借り入れ形態について考えたことがない、金融機関の提案どおりにしているが二番目という結果であります。

さらに、本題の信用保証協会利用の理由についての設問では、信用保証協会を利用している企業の七割が、金融機関に勧められたからと回答している、信用保証協会から保証を得られなかったことで金融機関から融資を断られた企業が百十八社存在し、その約五割が赤字などの理由で資金不足になったときの借り入れと回答した結果であります。

この結果だけを見ると、信用保証協会や金融機関は何のための存在意義なのかわかりません。事業性評価を最大限活用するための目きき力の重要性がうたわれていながら、現状ではそれが実行さ

れていません。さらなる方策をお尋ねいたします。

過去にも信用保証制度の問題点が指摘されており、今回の法改正に至らなかったものを取り上げて質問いたします。

第一に、金融機関と借り手企業のモラルハザード。第二に、我が国では、信用保証制度の政策効果と副作用について検証が十分に行われているとは言いがたいこと。第三に、信用保証制度のコスト面の課題。

つまり、信用保証制度に関連して、過去十四年間で八兆円を超える支出規模が適正かどうか。また、信用保険に対する財政措置の多くが、補正予算で手当てされて、国民の目に届きにくく、その是非について広い議論が行われることを妨げている。補正予算で手当てされた信用保険向け政府出資金は、過去十四年間で平均すると年四千五百億円を超えている。政府支出以外に、保証協会向けに地方自治体が負担しているコストが別途存在し、社会全体として、信用保証制度に関係してどれぐらいの財政コストがかかっているのか、非常に見えにくいというものです。

第四に、長年赤字が続いている信用保険制度の収支改善を図るには、保証協会が政策公庫に支払う保険料の変更も検討の余地があり、金融機関の審査インセンティブと借り手企業の経営努力インセンティブを同時に高めるような制度設計が望まれるが、その方策はお考えか。

第五に、保証債務残高は高どまりの状態が続いており、その規模の是非についても再検討が必要である。一時的な緊急対策と恒常的な支援制度は明確に区別することが重要であり、信用保証への過度の依存による負の影響を考慮に入れば、保証制度による大規模な緊急支援措置は長く続けるべきもののなか。

第六に、保証対象企業の明確化という視点での検討。

最後に、保証協会の運営に係る課題として、各地域の保証協会は分権的な運営単位となっており、各保証協会の単年度収支や財務など、協会間での格差、運営や業務管理に関して改革の余地が残っているという指摘、都道府県や市町村からの天下り受け入れの問題、一つの府県に複数の保証協会がある場合の経営統合の検討などについて。ともに信用補完制度を担ってきた中小企業金融公庫は三度の組織改革が行われたが、信用保証協会の改革は甚だ不十分である。今回の改正で改善された箇所もありますが、ごく一部です。制度の根本の課題、協会のあり方を含めた組織運営のところは何ら改正がなされていません。どういことですか。お尋ねいたします。

公正取引委員会が、官民ファンドは民間補完が大原則であり、官が関与することにより健全な市場の発展をおくらせることがないようにしなければならぬとし、公的再生支援が競争をゆがめる問題を指摘しており、昨年三月に、公的再生支援に関する競争政策上の考え方を公表しました。

過去の国会でも、定期的な検証をし、指標の見直しや厳格化、また、規制当局である所管官庁によるチェックの強化等について検討を行う必要がある、設立時におけるそれぞれの官民ファンドの役割分担の明確化、必要性等の検証を厳格に行うことはもとより、その後の状況については、定期的な検証の際に、重複や非効率が生じていないかについても随時確実にチェックしていくことが重要であると指摘しています。

さらに、会計検査院も、官民ファンドの収益性を確保するため、出資者たる国が官民ファンドの運営状況等を適時適切に把握するための体制を整備すること、また、現在は官民ファンドが出資先

企業がメインバンクに求めるものとの設問に対し、ヒアリングでは、融資の金利より、自社や自社の事業に対する理解が約三倍。アンケートで

の情報公開することは義務づけられていないが、国が出資状況や出資先の業績等について横断的な分析の必要性も指摘しています。

また、各官民ファンドにおいては、十分な審査体制及びリスク管理体制のもとで、民間の人材やノウハウを活用し、諸外国の事例等を参考にし、さらなる取り組みを行うこと、出資の毀損を防ぐため、中長期的に一定の収益を確保しつつ、官民ファンドが利益剰余金を保有している場合は、業務上必要となる額を除き、出資者である国への国庫納付を行う必要があると指摘しています。

今回の法改正で、再生事業以外に対象を拡大していきますが、問題の解決は誰が責任を持って行い、国民の税金を無駄なく使うことに誰が担保するのか、お尋ねいたします。

以上で終わります。御清聴ありがとうございます。(拍手)

〔国務大臣世耕弘成君登壇〕
○国務大臣(世耕弘成君) 鈴木議員にお答えいたします。

信用保証制度に係るモラルハザードについてお尋ねがありました。

信用保証は、中小企業の多様な資金需要に対応する重要な制度ですが、金融機関が過度に信用保証に依存することとなると、事業性評価融資やその後の期中管理、経営支援への動機が失われるおそれがあり、また、信用保証により中小企業においても資金調達が容易になることから、かえって経営改善への意欲を失うといった副作用があると認識しております。

このため、今般の見直しにおいては、御指摘のような問題の発生を防止するべく、今後、信用保証協会においては、金融機関と対話をしながら、保証つき融資と保証のつかないプロパー融資の適切な組み合わせによるリスク分担を進めること

や、不況業種に対応するセーフティネット保証五号について、その保証割合を現行一〇〇%から八〇%とする制度改正を行うことにより、制度の規律ある利用を確保してまいります。

これにより、金融機関が前面に立つて経営支援を行うとともに、中小企業自身の信用力向上の努力とも相まって、経営改善が一層促されるものと考えております。

信用保証制度の政策効果と副作用の検証についてのお尋ねがありました。

例えば、信用保証制度の歴史において、近年では、とりわけ二〇〇八年のリーマン・ショックの際には、政府は、不況業種向けの一〇〇%保証であるセーフティネット保証五号の対象を順次全業種に拡大する等の措置を講じたことにより、約一万六千件の倒産を回避する効果が得られました。

他方、こうした対応を約四年にわたって実施したこともあり、借入金の返済期限の延期などの条件変更を行う企業が激増し、依然として高い水準となつていくことが主な副作用であると認識しております。

こうした問題意識も含めて、中小企業政策審議会において、一年以上にわたる審議を通じて、効果、副作用の両面からの検証がなされ、今般の法改正につながつた次第です。

信用保証制度のコスト面の課題についてお尋ねがありました。

信用保証制度は、中小企業が資金調達を行う際に、その信用力を補完する制度です。利用する中小企業は保証料を支払いますが、国が一定の財政負担をすることを前提に成立する仕組みとなつています。

その財政負担の多寡は、景気によって影響を受けることとなります。例えば、比較的景気が安定

している直近では、国の予算は熊本地震の対応を含めて昨年度九百五十五億円ですが、リーマン・ショックのような経済危機が発生した場合には予算が膨らみ、平成二十一年度で二兆一千五百九十八億円でありました。

予算額は増加したものの、リーマン・ショックの発生後の信用保証制度による資金繰り支援により、約一万六千件の倒産を回避することができ、一定の政策効果を上げることができたと認識しております。

今般の見直しでは、金融機関がより前面に立つて中小企業の経営支援を促していくという観点からリスク分担を実施していきますが、これにより代位弁済が減少し、結果的に財政負担が減少する方向に働くものと考えております。

また、地方自治体の損失補償は、平成二十七年では約百八十八億円となつておりますが、自治体の負担分も含めて、信用保証制度全体のコストが見えにくいという御指摘について、国民にとつてよりわかりやすいものとなるよう努めてまいります。

保険料の制度設計についてお尋ねがありました。

保証協会が再保険のために日本政策金融公庫に支払う保険料の料率は、個々の中小企業の信用リスクを、CRD、クレジット・リスク・データベースと言われるビッグデータを用いて定量的に判定し、九区分できめ細かく適用される仕組みとしております。この保険料率と、中小企業が保証協会に支払う保証料の料率は、基本的に連動する設計となつております。

この仕組みは、リスクに応じた適切な保険料率となることで保険収支が安定するとともに、御指摘のとおり、経営改善を進めて信用リスクを低下させれば、保証料率も段階的に引き下がるという

インセンティブにもなり、結果として代位弁済が抑制され、保険収支の改善につながるものです。

その上で、保険料率、保証料率の水準や体系のさらなる見直しについては、まず、今般の見直しの中核となる保証協会と金融機関のリスク分担を初めとする各種制度改正を進め、その効果を十分に検証した上で、御指摘のように、中小企業の経営改善のインセンティブに一層つなげること、制度の持続可能性を確保することといった点を総合的に勘案しつつ、検討してまいります。

保証債務残高の規模及び緊急支援措置についてのお尋ねがありました。

保証債務残高は、平成二十一年度にはリーマン・ショックの影響により約三十六兆円となりましたが、昨年度は約二十四兆円に減少しております。

御指摘のとおり、緊急支援措置は、多くの中小企業の倒産を回避できる一方で、その実施が長期間となれば、金融機関の支援姿勢が崩れ、中小企業の経営改善が進まないことにもなりかねないため、一時的なものとするのが適切であります。

このため、将来発生し得る大規模な経済危機等に備えて、直ちに、業種、地域を問わず一〇〇%保証を措置する一方、原則一年以内とあらかじめ期限を区切つて実施することとする危機関連保証を今回の法改正において創設いたします。

また、平時においては、金融機関がより前面に立つて中小企業の経営改善や事業転換等を促すよう、不況業種に対応するセーフティネット保証五号について、その保証割合を現行一〇〇%から八〇%とする制度改正を実施いたします。

こうした改正により、危機時には一層支援を強化する一方、危機が去れば速やかに緊急措置を終了して規律ある対応とすることで、信用保証への過度な依存による副作用を回避してまいります。

信用保証における支援対象の明確化についてお尋ねがありました。

信用保証は、担保、自己資金に乏しい中小企業の信用力を補完することでその資金繰りを円滑なものとする重要な制度であります。

中小企業といつても、その状況はさまざまであり、事業を拡大して成長発展していく場合には徐々に信用保証から卒業させていくことが重要となりますが、事業実績がなく資金調達が困難な創業者や、規模が小さく経営が急変しがちな小規模事業者については、引き続き、信用保証を通じてその資金繰りを支えていくことが重要と考えています。

こうしたことから、今般の改正では、小規模事業者、創業者の事業をこれまで以上に支えていくため、小規模事業者向けの一〇〇%保証の限度額を現行の一千二百五十万円から二千万円まで拡充すること、創業者が手元資金なく一〇〇%保証を受けられる限度額を現行の一千万円から二千万円まで拡充することとしております。

官 報 (号 外)

保証協会の組織運営についてお尋ねがありました。

まず、全国の各保証協会は、地域によって産業構造、金融慣行などが異なる中、それぞれの地域の自治体等の発意により設立されたものであり、その運営に一定の違いがあるのは自然なものと考えております。他方、信用保証は全国の中小企業の資金繰りを支える重要な制度であり、大きくばらつきがあることは中小企業の健全な発展を図る上でも望ましくないことから、政府として監督をしながら運用をしているものであります。

こうした観点から、財務については、個別の保証協会の財務が著しく悪化する場合には国から経営改善計画の策定を求めることや、日本政策金融公庫が保証協会に貸し付けを実施することなどにより、破綻を未然に防止する仕組みとなっており

ます。

保証協会の業務管理については、審査時の書式や事務手続の簡素化について、全国の保証協会を構成員とする全国信用保証協会連合会が中心となつてこれまで進められてきたところです。

各保証協会の役員の選定については、適切なプロセスに基づいて、能力本位で適材適所の人材が選任されることが望ましいことから、平成二十六年に監督指針を改正し、関係する地方自治体から理事を選任するに当たっては、透明性の高い手続を経なければならぬという基準としたところです。

一つの県に複数の保証協会がある場合の経営統合については、主務大臣の認可があれば可能な制度となつており、設立者である各地域の自治体等が必要と考えて、具体的な動きがあるのであれば、政府として適切に対応してまいります。

今後、自治体とも連携をしながら、各保証協会が安定かつ効率的に組織運営を行つていけるよう、適切に監督してまいります。

保証協会の出資対象ファンドの拡充についてお尋ねがありました。

保証協会の出資業務については、現状では、事業再生を行うファンドへの出資のみ可能となつております。これは、保証協会の判断と責任により行われるものであります。

今般の改正により、出資対象を再生ファンド以外にも拡大することとなりますが、これまでと同様に政府として適切に監督を行つてまいります。(拍手)

(国務大臣高市早苗君登壇)

○国務大臣(高市早苗君) 鈴木義弘議員の御質問に対し、金融担当大臣臨時代理としてお答えをいたします。

まず、事業性評価についてお尋ねがございました。

金融庁では、金融機関に対して、担保、保証に過度に依存することなく、事業性評価、すなわち企業の事業内容や成長可能性などを適切に評価した上で融資や経営支援を行うよう、対話を通じて促しており、今後もこうした取り組みを継続してまいります。

次に、付加価値に力点を置いた融資制度についてお尋ねがありました。

金融機関が企業の付加価値向上につながる融資やサービスを提供することは、顧客企業の成長とともに、それを通じて金融機関自身も安定した顧客基盤と収益を確保するという好循環につながる重要な取り組みであると考えており、今後、こうした取り組みを促してまいります。

次に、金融機関と融資先企業の信頼関係についてお尋ねがございました。

事業性評価による融資を行うには企業の実態を正確に把握する必要があるため、金融機関と融資先企業の信頼関係が重要となります。

金融機関には、こうした信頼関係に基づいた事業性評価による融資の拡大を期待しております。

最後に、事業性評価のさらなる方策についてお尋ねがございました。

事業性評価に基づき、企業価値の向上につながる融資を金融機関が行うことを一層促進するため、金融庁では、昨年九月に公表した金融仲介機能のベンチマークなどの客観的な指標も活用して、金融機関と掘り下げた対話を進めてまいります。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣石原伸晃君登壇)

○国務大臣(石原伸晃君) 経済の現状認識についてお尋ねがございました。

政権交代後、名目GDPは九・五%、四十七兆円増加、デフレではないという状況をつくり出すことができました。また、生産年齢人口が四百万

人減少する中で就業者は百八十五万人増加するなど、国民生活にとりまして一番重要な雇用は大きく改善しております。

中小企業や地方経済にも明るい動きが見られています。

中小企業の倒産件数は政権交代前に比べて三割減少し、景況感をDIで見ますと、リーマン・ショック前の水準を超えました。地方経済についても、雇用状況を見ますと、史上初めて有効求人倍率が四十七都道府県全てで一倍を超えるなど、明るさが増しております。

こうした動きをさらに拡大し、全国津々浦々、国民の皆様一人一人に景気回復の実感を持つていただけるよう、目配りを怠らず、経済の再生に取り組んでまいります。(拍手)

○議長(大島理森君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十六分散会

出席国務大臣

総務大臣	高市早苗君
国務大臣	松野博一君
文部科学大臣	世耕弘成君
経済産業大臣	石井啓一君
国土交通大臣	石原伸晃君
国務大臣	高木陽介君
経済産業副大臣	高木陽介君

○議長の報告

(通知書受領)

一、昨十日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

北太平洋漁業委員会の特権及び免除に関する日本国政府と北太平洋漁業委員会との間の協定の締結について承認を求めるの件

違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための寄港国の措置に関する協定の締結について承認を求めるの件

生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書の締結について承認を求めるの件

バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書の締結について承認を求めるの件

一、昨十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任	補欠
小林 史明君	田畑 裕明君
中谷 元君	八木 哲也君
山口 泰明君	中谷 真一君
田畑 裕明君	小林 史明君
中谷 真一君	山口 泰明君
八木 哲也君	中谷 元君

財務金融委員

辞任

助田 重義君
津島 淳君
今井 雅人君
重徳 和彦君
穴見 陽一君
神山 佐市君
吉良 州司君
宮崎 岳志君

国土交通委員

辞任

秋本 真利君
大塚 高司君
村岡 敏英君
黄川田仁志君
斎藤 洋明君
玉木雄一郎君

議院運営委員

辞任

宮崎 岳志君
本村賢太郎君
神山 洋介君
田島 一成君

外務委員

辞任

大野敬太郎君
鈴木 隼人君
武井 俊輔君
辻 清人君
松島みどり君
中川 正春君
渡辺 周君

補欠

神山 佐市君
穴見 陽一君
宮崎 岳志君
吉良 州司君
津島 淳君
助田 重義君
重徳 和彦君
今井 雅人君

補欠

黄川田仁志君
斎藤 洋明君
玉木雄一郎君
秋本 真利君
大塚 高司君
村岡 敏英君

補欠

神山 洋介君
田島 一成君
宮崎 岳志君
本村賢太郎君

補欠

宮川 典子君
宮路 拓馬君
岩田 和親君
新谷 正義君
菅原 一秀君
阿部 知子君
緒方林太郎君

岩田 和親君

宮路 拓馬君

神山 昇君
福山 守君
大西 宏幸君
新谷 正義君
菅原 一秀君
中川 郁子君
宮川 典子君
若狭 勝君
阿部 知子君
緒方林太郎君

財務金融委員

辞任

坂井 学君
福田 達夫君
木村 弥生君
國場幸之助君
鳩山 二郎君
堀井 学君

農林水産委員

辞任

池田 道孝君
古川 康君
金子万寿夫君
務台 俊介君

経済産業委員

辞任

穴見 陽一君
星野 剛士君
山際大志郎君
中根 康浩君
宮内 秀樹君
石崎 徹君
助田 重義君

補欠

福山 守君
神谷 昇君
若狭 勝君
大西 宏幸君
中川 郁子君
辻 清人君
松島みどり君
武井 俊輔君
大野敬太郎君
鈴木 隼人君
中川 正春君
渡辺 周君

補欠

國場幸之助君
木村 弥生君
堀井 学君
鳩山 二郎君
坂井 学君
福田 達夫君

補欠

金子万寿夫君
務台 俊介君
池田 道孝君
古川 康君

補欠

福山 守君
宮内 秀樹君
宗清 皇一君
青柳陽一郎君
石崎 徹君
助田 重義君
星野 剛士君

宗清 皇一君

福山 守君

青柳陽一郎君
秋本 真利君
大西 英男君
佐田玄一郎君
古川 康君
前田 一男君
赤枝 恒雄君
勝俣 孝明君
赤枝 恒雄君
福山 守君
務台 俊介君
瀬戸 隆一君
大西 英男君
秋本 真利君
前田 一男君
佐田玄一郎君
古川 康君

国土交通委員

辞任

秋本 真利君
遠藤 利明君
河村 建夫君
神田 憲次君
木村 弥生君
鈴木 馨祐君
篠原 豪君
石田 祝稔君
大隈 和英君
三ツ林裕巳君
中山 展宏君
今枝宗一郎君
務台 俊介君
秋本 真利君
木村 弥生君
神田 憲次君
河村 建夫君
遠藤 利明君
鈴木 馨祐君
篠原 豪君
石田 祝稔君

決算行政監視委員

辞任

三ツ林裕巳君
星野 剛士君
武部 新君
菅家 一郎君
大西 宏幸君
大隈 和英君
木内 孝胤君
中川 康洋君
中山 展宏君
今枝宗一郎君
務台 俊介君
秋本 真利君
木村 弥生君
神田 憲次君
河村 建夫君
遠藤 利明君
鈴木 馨祐君
篠原 豪君
石田 祝稔君

補欠

中川 康洋君

山際大志郎君

穴見 陽一君

中根 康浩君

補欠

三ツ林裕巳君
星野 剛士君
武部 新君
菅家 一郎君
大西 宏幸君
大隈 和英君
木内 孝胤君
中川 康洋君
中山 展宏君
今枝宗一郎君
務台 俊介君
秋本 真利君
木村 弥生君
神田 憲次君
河村 建夫君
遠藤 利明君
鈴木 馨祐君
篠原 豪君
石田 祝稔君

補欠

石田 祝稔君

補欠

石田 祝稔君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員

辞任

補欠

牧原 秀樹君	谷 公一君
黒岩 宇洋君	井坂 信彦君
富田 茂之君	赤羽 一嘉君
谷 公一君	牧原 秀樹君
井坂 信彦君	黒岩 宇洋君
赤羽 一嘉君	富田 茂之君
古川 康君	宗清 皇一君
國重 徹君	中野 洋昌君
穀田 恵二君	大平 喜信君
宗清 皇一君	古川 康君
中野 洋昌君	國重 徹君
大平 喜信君	穀田 恵二君

辞任

補欠

加藤 寛治君	金子万寿夫君
小泉進次郎君	尾身 朝子君
菅原 一秀君	井上 貴博君
福田 達夫君	和田 義明君
宮川 典子君	八木 哲也君
福田 昭夫君	福島 伸享君
横山 博幸君	玉木雄一郎君
丸山 穂高君	吉田 豊史君
尾身 朝子君	新谷 正義君
和田 義明君	田畑 裕明君
新谷 正義君	津島 淳君
田畑 裕明君	赤枝 恒雄君
赤枝 恒雄君	加藤 鮎子君
井上 貴博君	菅原 一秀君

(議案付託)

一、去る九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十九号)

農林水産委員会 付託

一、昨日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地方自治法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)

総務委員会 付託

一、昨日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

北太平洋漁業委員会の特権及び免除に関する日本国政府と北太平洋漁業委員会との間の協定の締結について承認を求めるの件

違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための寄港国の措置に関する協定の締結について承認を求めるの件

生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書の締結について承認を求めるの件

バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書の締結について承認を求めるの件

一、昨日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

沖縄県名護市辺野古地区及び東村高江地区における工事及び警備等業務の変更契約に関する質問主意書(仲里利信君提出)

読売新聞上の「安倍首相インタビュー全文」に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

豊洲新市場の認可に関する再質問主意書(菅直人君提出)

一、昨日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

北部訓練場県道七十号線情報公開訴訟に関する質問主意書(仲里利信君提出)

「JKビジネス」に関する質問主意書(上西小百合君提出)

吉野復興大臣の「指摘されて初めてわかった」とに関する質問主意書(初鹿明博君提出)

五月八日衆議院予算委員会での、金田勝年法務大臣と自民党葉梨康弘議員との会話に関する質問主意書(初鹿明博君提出)

質問主意書に対する政府答弁書の現況と望ましいあり方に関する質問主意書(仲里利信君提出)

道路運送車両法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成二十九年三月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

道路運送車両法の一部を改正する法律案

道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第七十四条の四中「及び第七十五条の五」を「第七十五条の五及び第七十五条の六」に改める。

第七十五条第七項中「その型式について指定を受けた自動車の構造、装置又は性能が保安基準に適合しなくなり、又は均一性を有するものでなくなつたときは、その」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の」に改め、同項に次の各号を加える。

一 その型式について指定を受けた自動車の構造、装置又は性能が保安基準に適合しなくなつたとき。

二 その型式について指定を受けた自動車が均一性を有するものでなくなつたとき。

三 不正の手段によりその型式について指定を受けたとき。

第七十五条の二第四項中「その型式について指定を受けた特定共通構造部の当該指定に係る構造、装置若しくは性能が保安基準に適合しなくなり、又は均一性を有するものでなくなつたときは、その」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の」に改め、同項に次の各号を加える。

一 その型式について指定を受けた特定共通構造部の当該指定に係る構造、装置又は性能が保安基準に適合しなくなつたとき。

二 その型式について指定を受けた特定共通構造部が均一性を有するものでなくなつたとき。

三 不正の手段によりその型式について指定を受けたとき。

第七十五条の三第五項中「その型式について指定を受けたとき。

第七十五条の三第五項中「その型式について指定を受けたとき。

第七十五条の三第五項中「その型式について指定を受けたとき。

第七十五条の三第五項中「その型式について指定を受けたとき。

第七十五条の三第五項中「その型式について指定を受けたとき。

第七十五条の三第五項中「その型式について指定を受けたとき。

定を受けた特定装置が保安基準に適合しなくなり、又は均一性を有するものでなくなつたときは、その「を」次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の「に」改め、同項に次の各号を加える。

- 一 その型式について指定を受けた特定装置が保安基準に適合しなくなつたとき。
- 二 その型式について指定を受けた特定装置が均一性を有するものでなくなつたとき。
- 三 不正の手段によりその型式について指定を受けたとき。

第七十五条の五の次に次の一条を加える。

(報告及び検査)

第七十五条の六 国土交通大臣は、第七十五条第七項、第七十五条の二第四項及び第七十五条の三第五項の規定の施行に必要な限度において、第七十五条第一項の規定により自動車の型式について指定を受けた者、第七十五条の二第一項の規定により特定共通構造部の型式について指定を受けた者又は第七十五条の三第一項の規定により特定装置の型式について指定を受けた者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第百条第一項中「行政庁は」の下に、「第七十五条の六第一項に定めるもののほかを加え、同条第二項中「職員は」の下に、「第七十五条の六第一項に定めるもののほか」を加える。

第百六条の四第三号中「第六十三条の四第一項の下に」若しくは第七十五条の六第一項を加え、「同項」を「これら」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第七十五条第七項、第七十五条の二第四項及び第七十五条の三第五項の改正規定並びに次条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の道路運送車両法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(総合特別区域法の一部改正)

第四条 総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二十二條の二第二項の表第百條第一項の項及び第百條第二項の項中「第一條」を「第七十五条の六第一項に定めるもののほか、第一條」に改める。

理 由

自動車の型式指定制度の適正な実施を図るため、不正の手段により型式の指定を受けた場合において当該指定を取り消すことができることとするともに、虚偽の報告等に対する罰則の強化の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

道路運送車両法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、自動車の型式指定制度の適正な実施を図るため、不正の手段により型式の指定を受けた場合において当該指定を取り消すことができることとするともに、虚偽の報告等に対する罰則の強化の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 不正の手段により自動車、共通構造部又は装置の型式の指定を受けたときは、国土交通大臣は当該指定を取り消すことができること。

2 自動車、共通構造部又は装置の型式の指定の取消しに必要な限度において型式指定を受けた者に対して国土交通大臣が行う報告徴収又は立入検査において、虚偽の報告をした者や検査を忌避した者等に対する罰則を強化すること。

3 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日(1は公布の日)から施行すること。

二 議案の可決理由

自動車の型式指定制度の適正な実施を図るため、不正の手段により型式の指定を受けた場合において当該指定を取り消すことができることとするともに、虚偽の報告等に対する罰則の強化の措置を講じようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成二十九年四月二十八日

国土交通委員長 西銘恒三郎

衆議院議長 大島 理森殿

銀行法等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十九年三月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

銀行法等の一部を改正する法律

(銀行法の一部改正)

第一条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章の五 指定紛争解決機関」を

「第七章の五 電子決済等代行業
第一節 通則(第五十二條の六十一の二)第一節
第二節 業務(第五十二條の六十一の八)第一節
第三節 監督(第五十二條の六十一の十二)第一節
第四節 認定電子決済等代行業者協会(第五十二條の六十一の十三)第一節
第五節 雑則(第五十二條の六十一の三十)第一節
第七章の六 指定紛争解決機関

第五十二條の六十一の七
第五十二條の六十一の十一
第五十二條の六十一の十八
第五十二條の六十一の十九
第五十二條の六十一の五十二條の六十一

の二十九)に改める。

第二条中第二十二項を第二十五項とし、第七項から第二十一項までを三項ずつ繰り下げ、第十六項の次に次の三項を加える。

17 この法律において「電子決済等代行業」とは、次に掲げる行為(第一号に規定する預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う同号に掲げる行為その他の利用者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして内閣府令で定める行為を除く。)のいずれかを行う営業をいう。

一 銀行に預金の口座を開設している預金者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む)を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことの当該銀行に対する指図(当該指図の内容のみを含む)の伝達(当該指図の内容のみの伝達にあつては、内閣府令で定める方法によるものに限る)を受け、これを当該銀行に対して伝達すること。

二 銀行に預金又は定期積金等の口座を開設している預金者等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む)を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該銀行から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者等に提供すること(他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む)。

18 この法律において「電子決済等代行業者」とは、第五十二条の六十一の二の登録を受けて電子決済等代行業を営む者をいう。

19 この法律において「認定電子決済等代行業者協会」とは、第五十二条の六十一の十九の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。

第四十七条第二項中「より、」を「より」に改め、同項ただし書中「第八条の下に」、第十二条の二第三項を、「第二章の二の下に」、第十七条を加え、「第五項」を「第六項」に改める。

第四十七条の三の次に次の一条を加える。

(外国銀行支店の事業年度)

第四十七条の四 外国銀行支店の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までの期間又は当該外国銀行支店に係る外国銀行の事業年

度の期間と同一の期間当該期間が一年であるものであつて、当該期間の開始の日が各月の初日であるものに限りとする。ただし、事業年度の開始の日を変更する場合における変更前の最後の事業年度については、変更後の最初の事業年度の開始の日の前日までとする。

第四十九条第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 外国銀行支店の事業年度の変更をしようとするとき。

第五十二条の三十九第一項中「ときは」の下に「内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより」を加える。

第五十二条の六十二第一項第四号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第七章の五を第七章の六とし、第七章の四の次に次の一章を加える。

第七章の五 電子決済等代行業

第一節 通則

(登録)

第五十二条の六十一の二 電子決済等代行業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

(登録の申請)

第五十二条の六十一の三 前条の登録を受けようとする者(次条第二項及び第五十二条の六十一の五において「登録申請者」という)は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名

二 法人であるときは、その役員(外国法人にあつては、外国の法令上これと同様に取扱い扱われている者及び日本における代表者を含む。以下この章において同じ。)の氏名

三 電子決済等代行業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地

四 その他内閣府令で定める事項

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第五十二条の六十一の五第一項各号(第一号口を除く。)のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 法人であるときは、定款及び登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。)

三 電子決済等代行業の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

四 その他内閣府令で定める書類

(登録の実施)

第五十二条の六十一の四 内閣総理大臣は、第五十二条の六十一の二の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を電子決済等代行業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

3 内閣総理大臣は、電子決済等代行業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第五十二条の六十一の五 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第五十二条の六十一の三第一項の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その

登録を拒否しなければならない。

一次のいずれかに該当する者

イ 電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者

ロ 電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない者

ハ 次に掲げる処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

(1) 第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による第五十二条の六十一の二の登録の取消し

(2) 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第九十二条の五の九第一項において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第九十二条の五の二第一項の登録の取消し

(3) 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第百四十二号)第二百一十一条の五の九第一項(特定信用事業電子決済等代行業に関する銀行法の準用)において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第二百一十一条の五の二第一項(登録)の登録の取消し

(4) 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)第六条の五の十第一項(信用協同組合電子決済等代行業者等についての銀行法の準用)において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第六条の五の二第一項

の登録の取消し

ハ 次に掲げる処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

(1) 第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による第五十二条の六十一の二の登録の取消し

(2) 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第九十二条の五の九第一項において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第九十二条の五の二第一項の登録の取消し

(3) 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第百四十二号)第二百一十一条の五の九第一項(特定信用事業電子決済等代行業に関する銀行法の準用)において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第二百一十一条の五の二第一項(登録)の登録の取消し

(4) 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)第六条の五の十第一項(信用協同組合電子決済等代行業者等についての銀行法の準用)において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第六条の五の二第一項

の登録の取消し

ハ 次に掲げる処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

(1) 第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による第五十二条の六十一の二の登録の取消し

(2) 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第九十二条の五の九第一項において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第九十二条の五の二第一項の登録の取消し

(3) 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第百四十二号)第二百一十一条の五の九第一項(特定信用事業電子決済等代行業に関する銀行法の準用)において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第二百一十一条の五の二第一項(登録)の登録の取消し

(4) 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)第六条の五の十第一項(信用協同組合電子決済等代行業者等についての銀行法の準用)において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第六条の五の二第一項

の登録の取消し

ハ 次に掲げる処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

(1) 第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による第五十二条の六十一の二の登録の取消し

(2) 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第九十二条の五の九第一項において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第九十二条の五の二第一項の登録の取消し

(3) 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第百四十二号)第二百一十一条の五の九第一項(特定信用事業電子決済等代行業に関する銀行法の準用)において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第二百一十一条の五の二第一項(登録)の登録の取消し

(4) 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)第六条の五の十第一項(信用協同組合電子決済等代行業者等についての銀行法の準用)において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第六条の五の二第一項

の登録の取消し

ハ 次に掲げる処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

(1) 第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による第五十二条の六十一の二の登録の取消し

(2) 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第九十二条の五の九第一項において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第九十二条の五の二第一項の登録の取消し

(3) 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第百四十二号)第二百一十一条の五の九第一項(特定信用事業電子決済等代行業に関する銀行法の準用)において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第二百一十一条の五の二第一項(登録)の登録の取消し

(4) 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)第六条の五の十第一項(信用協同組合電子決済等代行業者等についての銀行法の準用)において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第六条の五の二第一項

の登録の取消し

ハ 次に掲げる処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

(1) 第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による第五十二条の六十一の二の登録の取消し

(2) 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第九十二条の五の九第一項において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第九十二条の五の二第一項の登録の取消し

(3) 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第百四十二号)第二百一十一条の五の九第一項(特定信用事業電子決済等代行業に関する銀行法の準用)において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第二百一十一条の五の二第一項(登録)の登録の取消し

(4) 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)第六条の五の十第一項(信用協同組合電子決済等代行業者等についての銀行法の準用)において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第六条の五の二第一項

の登録の取消し

- (信用協同組合電子決済等代行業の登録)の登録の取消し
- (5) 信用金庫法第八十九条第七項(銀行法の準用)において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第八十五条の四第一項(登録)の登録の取消し
- (6) 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第九十四条第五項(銀行法の準用)において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第八十九条の五第一項(登録)の登録の取消し
- (7) 農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項(農林中央金庫電子決済等代行業に関する銀行法の準用)において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第九十五条の五の二第一項(登録)の登録の取消し
- (8) 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第六十条の十九第一項又は第二項(登録の取消し等)の規定による同法第六十条の三(登録)の登録の取消し
- (9) この法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(8)までの登録と同種類の登録当該登録に類する許可その他の行政処分を含む)の取消し

- 二 次に掲げる命令を受け、その命令の日から五年を経過しない者
- (1) 農業協同組合法第九十二条の五の八第四項の規定による同法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令
- (2) 水産業協同組合法第二百一条の五の八第四項(電子決済等代行業者による特定信用事業電子決済等代行業)の規定による同法第二百一条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令
- (3) 協同組合による金融事業に関する法律第六十条の五の九第四項(電子決済等代行業者による信用協同組合電子決済等代行業)の規定による同法第六十条の五の二第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業の廃止の命令
- (4) 信用金庫法第八十五条の十一第四項(電子決済等代行業者による信用金庫電子決済等代行業)の規定による同法第八十五条の四第二項に規定する信用金庫電子決済等代行業の廃止の命令
- (5) 労働金庫法第八十九条の十二第四項(電子決済等代行業者による労働金庫電子決済等代行業)の規定による同法第八十九条の五第二項に規定する労働金庫電子決済等代行業の廃止の命令
- (6) 農林中央金庫法第九十五条の五の九第四項(電子決済等代行業者による農林中央金庫電子決済等代行業)の規定による同法第九十五条の五の二第二項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令
- (7) 株式会社商工組合中央金庫法第六十

- 条の三十二第四項(電子決済等代行業者による商工組合中央金庫電子決済等代行業)の規定による同法第六十条の二第一項(定義)に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令
- (8) 農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定による(1)から(7)までの業務と同種類の業務の廃止の命令
- ホ この法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- ニ 法人である場合においては、次のいずれかに該当する者
- イ 外国法人であつて日本における代表者を定めていない者
- ロ 役員のうち次のいずれかに該当する者のある者
- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらに相当する者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者
- (3) 禁錮以上の刑(これに相当する外国

- の法令による刑を含む)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- (4) 法人が前号(1)から(9)までに掲げる処分を受けた場合において、その処分の日前三十日以内にその法人の役員であつた者で、その処分の日から五年を経過しない者
- (5) 法人が前号(1)から(8)までに掲げる命令を受けた場合において、その命令の日前三十日以内にその法人の役員であつた者で、その命令の日から五年を経過しない者
- (6) 前号(1)から(5)までのいずれかに該当する者
- 三 個人である場合においては、次のいずれかに該当する者
- イ 外国に住所を有する個人であつて日本における代理人を定めていない者
- ロ 前号(1)から(5)までのいずれかに該当する者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。
- (変更の届出)
- 第五十二条の六十一の六 電子決済等代行業者は、第五十二条の六十一の三第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を

受理したときは、届出があつた事項を電子決済等代行業者登録簿に登録しなければならぬ。

3 電子決済等代行業者は、第五十二条の六十一の三第二項第三号に掲げる書類に記載した業務の内容又は方法について変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(廃業等の届出)

第五十二条の六十一の七 電子決済等代行業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 一 電子決済等代行業を廃止したとき、又は会社分割により電子決済等代行業の全部の承継をさせたとき、若しくは電子決済等代行業の全部の譲渡をしたとき、その電子決済等代行業を廃止し、又は承継をさせ、若しくは譲渡をした個人又は法人
- 二 電子決済等代行業者である個人が死亡したとき、その相続人
- 三 電子決済等代行業者である法人が合併により消滅したとき、その法人を代表する役員であつた者
- 四 電子決済等代行業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき、その破産管財人
- 五 電子決済等代行業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき、その清算人
- 2 電子決済等代行業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該電子決済等代行業者の登録は、その効力を失う。

第二節 業務

(利用者に対する説明等)

第五十二条の六十一の八 電子決済等代行業者は、第二十条第十七項各号に掲げる行為(同項に規定する内閣府令で定める行為を除く。)を行うときは、内閣府令で定める場合を除き、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、利用者に対し、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- 一 電子決済等代行業者の商号、名称又は氏名及び住所
- 二 電子決済等代行業者の権限に関する事項
- 三 電子決済等代行業者の損害賠償に関する事項
- 四 電子決済等代行業に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先
- 五 その他内閣府令で定める事項
- 2 電子決済等代行業者は、電子決済等代行業に関し、内閣府令で定めるところにより、電子決済等代行業と銀行が営む業務との混同を防止するための情報の利用者への提供、電子決済等代行業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理、電子決済等代行業の業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。
- (電子決済等代行業者の誠実義務)
- 第五十二条の六十一の九 電子決済等代行業者は、利用者のため誠実にその業務を遂行しなければならない。
- (銀行との契約締結義務等)
- 第五十二条の六十一の十 電子決済等代行業者は、第二十条第十七項各号に掲げる行為(同項

に規定する内閣府令で定める行為を除く。)を行う前に、それぞれ当該各号の銀行との間で、電子決済等代行業に係る契約を締結し、これに従つて当該銀行に係る電子決済等代行業を営まなければならない。

2 前項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 電子決済等代行業の業務(当該銀行に係るものに限る。次号において同じ。)に関し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該銀行と当該電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項
- 二 当該電子決済等代行業者が電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当該銀行が行うことができる措置に関する事項
- 三 その他電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府令で定める事項
- 3 銀行及び電子決済等代行業者は、第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約の内容のうち前項各号に掲げる事項を、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
- (銀行による基準の作成等)
- 第五十二条の六十一の十一 銀行は、前条第一項の契約を締結するに当たつて電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2 前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる電子決済等代行業者が電子決済等代行業の業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の内閣府令で定める事項が含まれるものとする。

3 銀行は、前条第一項の契約を締結するに当たつて、第一項の基準を満たす電子決済等代行業者に対して、不当に差別的な取扱いを行つてはならない。

第三節 監督

(電子決済等代行業に関する帳簿書類)

第五十二条の六十一の十二 電子決済等代行業者は、内閣府令で定めるところにより、電子決済等代行業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(電子決済等代行業に関する報告書)

第五十二条の六十一の十三 電子決済等代行業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、電子決済等代行業に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第五十二条の六十一の十四 内閣総理大臣は、電子決済等代行業者の電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該電子決済等代行業者に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、電子決済等代行業者の電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該電子決済等代行業者と電子決済等代行業の業務に関して取引する者又は当該電子決済等代行業者から電子

決済等代行業の業務の委託を受けた者(その者から委託(一)以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。に對し、当該電子決済等代行業の業務又は財産の状況に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

3 電子決済等代行業者と電子決済等代行業の業務に關して取引する者又は電子決済等代行業者から電子決済等代行業の業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(立入検査)

第五十二条の六十一の十五 内閣総理大臣は、電子決済等代行業者の電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に当該電子決済等代行業者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に電子決済等代行業者と電子決済等代行業の業務に關して取引する者若しくは電子決済等代行業者から電子決済等代行業の業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、電子決済等代行業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 前条第三項の規定は、第二項の規定による電子決済等代行業者と電子決済等代行業の業務に關して取引する者又は電子決済等代行業者から電子決済等代行業の業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

(業務改善命令)

第五十二条の六十一の十六 内閣総理大臣は、電子決済等代行業者の電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該電子決済等代行業者に對し、その必要の限度において、業務の内容及び方法の変更その他の監督上必要な措置を命ずることができる。

(登録の取消し等)

第五十二条の六十一の十七 内閣総理大臣は、電子決済等代行業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十二条の六十一の二の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 電子決済等代行業者が第五十二条の六十一の五第一項各号のいずれかに該当することとなつたとき。
- 二 不正の手段により第五十二条の六十一の二の登録を受けたとき。
- 三 この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣の処分違反したとき、その他電子決済等代行業の業務に關し著しく不適当な行為をしたと認められるとき。

2 内閣総理大臣は、電子決済等代行業者の営業所若しくは事務所の所在地を確知できないとき、又は電子決済等代行業者の所在(法人である場合に於ては、その法人を代表する役員の所在)を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該電子決済等代行業者から申出がないときは、当該電子決済等代行業者の第五十二条の六十一の二の登録を取り消すことができる。

3 前項の規定による処分については、行政手続法第三章(不利益処分)の規定は、適用しない。

(登録の抹消)

第五十二条の六十一の十八 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、電子決済等代行業者の登録を抹消しなければならない。

- 一 前条第一項又は第二項の規定により第五十二条の六十一の二の登録を取り消したとき。
- 二 第五十二条の六十一の七第二項の規定により第五十二条の六十一の二の登録がその効力を失つたとき。

第四節 認定電子決済等代行事業者協会

(認定電子決済等代行業者協会の認定)

第五十二条の六十一の十九 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、電子決済等代行業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務(以下この節において「認定業務」という。)を行う者として認定することができる。

- 一 電子決済等代行業の業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び利用者の利益の保護に資することを目的とすること。

二 電子決済等代行業者を社員(以下この節及び第六十三条の三第五号において「会員」という。)に含む旨の定款の定めがあること。

三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めていること。

四 認定業務を適正かつ確実に行うに足る知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

(認定電子決済等代行業者協会の業務)

第五十二条の六十一の二十 認定電子決済等代行業者協会は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 会員が電子決済等代行業を営むに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための会員に對する指導、勧告その他の業務
- 二 会員の営む電子決済等代行業に關し、契約の内容の適正化その他電子決済等代行業の利用者の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務
- 三 会員の営む電子決済等代行業の適正化並びにその取り扱う情報の適正な取扱い及び安全管理のために必要な規則の制定
- 四 会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査
- 五 電子決済等代行業の利用者の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供
- 六 会員の営む電子決済等代行業に關する利用者からの苦情の処理
- 七 電子決済等代行業の利用者に対する広報
- 八 前各号に掲げるもののほか、電子決済等

代行行業の健全な発展及び電子決済等代行行業の利用者の保護に資する業務
(會員名簿の縦覧等)

第五十二條の六十一の二十一 認定電子決済等代行事業者協会は、會員名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

2 認定電子決済等代行事業者協会でない者(信用金庫法第八十五條の九(認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の認定)の規定による認定を受けた者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。)は、その名称中に、認定電子決済等代行事業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。

3 認定電子決済等代行事業者協会の會員でない者(信用金庫法第八十五條の十(認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の業務)に規定する認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の社員である者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。)は、その名称中に、認定電子決済等代行事業者協会の會員と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。

(利用者の保護に資する情報の提供)

第五十二條の六十一の二十二 認定電子決済等代行事業者協会は、第五十二條の六十一の二十九の規定により内閣総理大臣から提供を受けた情報のうち電子決済等代行行業の利用者の保護に資する情報について、電子決済等代行行業の利用者に提供できるようにしなければならない。

(利用者からの苦情に関する対応)

第五十二條の六十一の二十三 認定電子決済等代行事業者協会は、電子決済等代行行業の利用者から會員の営む電子決済等代行行業に関する

苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該會員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 認定電子決済等代行事業者協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該會員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 會員は、認定電子決済等代行事業者協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 認定電子決済等代行事業者協会は、第一項の申出、苦情に係る事情及びその解決の結果について會員に周知させなければならない。

(認定電子決済等代行事業者協会への報告等)
第五十二條の六十一の二十四 會員は、電子決済等代行事業者が行つた利用者の保護に欠ける行為に関する情報その他電子決済等代行行業の利用者の利益を保護するために必要な情報として内閣府令で定めるものを取得したときは、これを認定電子決済等代行事業者協会に報告しなければならない。

2 認定電子決済等代行事業者協会は、その保有する前項に規定する情報について會員から提供の請求があつたときは、正当な理由がある場合を除き、当該請求に係る情報を提供しなければならない。

(秘密保持義務等)

第五十二條の六十一の二十五 認定電子決済等代行事業者協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者(次項において「役員等」という。)は、その職務に関して知り得た秘密を

漏らし、又は盗用してはならない。

2 認定電子決済等代行事業者協会の役員等は、その職務に関して知り得た情報を、認定業務(当該認定電子決済等代行事業者協会が信用金庫法第八十五條の九(認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の認定)の認定を受けた一般社団法人であつて、当該役員等が当該一般社団法人の同法第八十五條の十(認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の業務)に規定する業務に従事する役員等である場合における当該業務その他これに類する業務として政令で定める業務を含む。)の用に供する目的以外に利用してはならない。

(定款の必要的記載事項)

第五十二條の六十一の二十六 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第十一条第一項各号(定款の記載又は記録事項)に掲げる事項及び第五十二條の六十一の十九第二号に規定する定款の定めのほか、認定電子決済等代行事業者協会は、その定款において、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は第五十二條の六十一の二十第三号の規則に違反した會員に対し、定款で定める會員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

(立入検査等)

第五十二條の六十一の二十七 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定電子決済等代行事業者協会に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該認定電子決済等代行事業者協会の事務所に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他

の物件を検査させることができる。

2 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(認定電子決済等代行事業者協会に対する監督命令等)

第五十二條の六十一の二十八 内閣総理大臣は、認定業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、認定電子決済等代行事業者協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、認定電子決済等代行事業者協会の業務の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その認定を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(認定電子決済等代行事業者協会への情報提供)

第五十二條の六十一の二十九 内閣総理大臣は、認定電子決済等代行事業者協会の求めに応じ、認定電子決済等代行事業者協会が認定業務を適正に行うために必要な限度において、電子決済等代行事業者に関する情報であつて認定業務に資するものとして内閣府令で定める情報を提供することができる。

第五節 雜則

第五十二條の六十一の三十 電子決済等代行業者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合におけるこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替えその他当該外国法人又

は個人に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十三條第一項第七号中「取得」を「取得され、」に改め、同条第二項第一号中「又は」を「又は」に改め、同項第六号中「取得」を「取得され、」に改め、同条第三項第一号中「又は」を「又は」に改め、同項第八号中「取得」を「取得され、」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 電子決済等代行業者は、電子決済等代行業を開始したとき、銀行との間で第五十二條の六十一の十第一項の契約を締結したとき、その他内閣府令で定める場合に該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。第五十六條中第十三号を第十九号とし、第十二号の次に次の六号を加える。

十三 第五十二條の六十一の七第二項の規定により第五十二條の六十一の二の登録が効力を失つたとき。

十四 第五十二條の六十一の十七第一項の規定により電子決済等代行業者の電子決済等代行業の全部又は一部の停止を命じたとき。

十五 第五十二條の六十一の十七第一項又は第二項の規定により第五十二條の六十一の二の登録を取り消したとき。

十六 第五十二條の六十一の十九の規定による認定をしたとき。

十七 第五十二條の六十一の二十八第二項の規定により第五十二條の六十一の十九の認定を取り消したとき。

十八 第五十二條の六十一の二十八第二項の規定により認定電子決済等代行業者協会の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

き。

第五十八條中「又は」を「登録、認定又は」に改める。

第六十一條に次の二号を加える。

八 第五十二條の六十一の二の規定に違反して、登録を受けないで電子決済等代行業を営んだ者

九 不正の手段により第五十二條の六十一の二の登録を受けた者

第六十二條中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第二号中「違反した者」を「違反したとき」に改め、同条第二号中「第四項又は」を「第四項、」に改め、同条第二号中「第五十二條の六十一の十七第一項の規定」を「又は第五十二條の六十一の十七第一項の規定に、」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第五十二條の六十一の二十八第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第六十三條第一号中「第五十二條の二十七又は」を「第五十二條の二十七、」に改め、「含む。」の下に「又は第五十二條の六十一の十三」を加え、同条第二号中「若しくは第五十二條の五十三を、」第五十二條の五十三若しくは第五十二條の六十一の十四第一項若しくは第二項に改め、同条第三号中「若しくは第五十二條の五十四第一項を、」第五十二條の五十四第一項若しくは第五十二條の六十一の十五第一項若しくは第二項に改め、同条第五号中「同条を」同項に改め、同条第八号中「又は」を「若しくは」に、「書類」を「書類又は第五十二條の六十一の三第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類」に改める。

第六十三條の二の六を第六十三條の二の七とする。

し、第六十三條の二の五を第六十三條の二の六とする。

第六十三條の二の四に次の一号を加える。

五 第五十二條の六十一の二十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による当該職員との質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第六十三條の二の四を第六十三條の二の五とする。

第六十三條の二の三の次に次の一条を加える。

第六十三條の二の四 第五十二條の六十一の二十五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十三條の三第二号中「第五十二條の五十二の下に、」第五十二條の六十一の六第三項、第五十二條の六十一の七第一項を加え、同条第六号と同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 第五十二條の六十一の二十一第三項の規定に違反してその名称中に認定電子決済等代行業者協会の会員と誤認されるおそれのある文字を使用した者

第六十四條第一項第一号中「第六十二條の下に」(第三号を除く)を加え、同項第四号中「第六十一條の二の下に、」第六十二條第三号を加え、「第六十三條の二の四」を「第六十三條の二の五」に改める。

第六十五條中「又は銀行代理業者」を「銀行代理業者若しくは電子決済等代行業者」に、「銀行代理業者が」を「銀行代理業者又は電子決済等

代行業者が」に、「は、百万円」を「又は認定電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人は、百万円」に改め、同条第四号中「第五十二條の六十一第三項」の下に「第五十二條の六十一の六第一項」を加え、「第四項まで」を「第五項まで」に改め、同条第五号及び第六号中「又は」を「又は」に改め、同条第十号中「若しくは第五十二條の五十五」を「第五十二條の五十五、第五十二條の六十一の十六若しくは第五十二條の六十一の二十八第一項」に改め、同条第十一号の二中「同条を」同条に改め、同条第十四号及び第十六号中「又は」を「又は」に改め、同条第十七号中「若しくは」を「若しくは」に、「又は」を「又は」に改め、同条第十九号中「含む。」の下に「若しくは第五十二條の六十一の十二」を加える。

第六十六條の次に次の一条を加える。

第六十六條の二 正当な理由がないのに第五十二條の六十一の二十一第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ者は、五十万円以下の罰金に処する。

第六十七條を次のように改める。

第六十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第五十二條の六十一の二十一第二項の規定に違反してその名称中に認定電子決済等代行業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者

二 第五十二條の七十七の規定に違反してその名称又は商号中に指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用した者

(農業協同組合法の一部改正)

第二条 農業協同組合法(昭和二十二年法律百三十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 特定信用事業代理業(第九十二条の二―第九十二条の五)」を「第五章の二 信用事業代理業(第九十二条の二―第九十二条の五) 特定信用事業電子決済等代行業(第九十二条の五)」に改める。

第十一條の六第一項中「この項」の下に「及び第九十二条の五の二第二項第二号を加える。」

第五章の次に次の一章を加える。

第五節の二 特定信用事業電子決済等代行業

第九十二条の五の二 特定信用事業電子決済等代行業は、主務大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

前項の「特定信用事業電子決済等代行業」とは、次に掲げる行為(第一号に規定する貯金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う同号に掲げる行為その他の利用者の保護に欠けるおそれがないと認められるものとして主務省令で定める行為を除く。)のいずれかを行う営業をいう。

一 第十條第一項第三号の事業を行う組合に貯金の口座を開設している貯金者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことの当該組合に対する指図(当該指図の内容のみを含む。)の伝達(当該指図の内容のみの伝達にあつては、主務省令で定める方法によるものに限る。)を受け、これを当該組合に対して伝達すること。

二 第十條第一項第三号の事業を行う組合に貯金又は定期積金の口座を開設している貯金者等の委託(二以上の段階にわたる委託

を含む。)を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該組合から当該口座に係る情報を取得し、これを当該貯金者等に提供すること(他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。)

第九十二条の五の三 特定信用事業電子決済等代行業者(前条第一項の登録を受けて特定信用事業電子決済等代行業(同条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業をいう。以下同じ。)を営む者をいう。以下同じ。は、同条第二項各号に掲げる行為(同項に規定する主務省令で定める行為を除く。)を行う前に、それぞれ当該各号の組合との間で、特定信用事業電子決済等代行業に係る契約を締結し、これに従つて当該組合に係る特定信用事業電子決済等代行業を営まなければならない。

前項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 特定信用事業電子決済等代行業の業務(当該組合に係るものに限る。次号において同じ。)に関し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該組合と当該特定信用事業電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項

二 当該特定信用事業電子決済等代行業者が特定信用事業電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該特定信用事業電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当該組合が行うことができる措置に関する事項

三 その他特定信用事業電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものと

して主務省令で定める事項

第十條第一項第三号の事業を行う組合及び特定信用事業電子決済等代行業者は、第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約の内容のうち前項各号に掲げる事項を、主務省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第九十二条の五の四 第十條第一項第三号の事業を行う組合は、前条第一項の契約を締結するに当たつて特定信用事業電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、主務省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる特定信用事業電子決済等代行業者が特定信用事業電子決済等代行業の業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の主務省令で定める事項が含まれるものとする。

第一項の組合は、前条第一項の契約を締結するに当たつて、第一項の基準を満たす特定信用事業電子決済等代行業者に対して、不当に差別的な取扱いを行つてはならない。

第九十二条の五の五 特定信用事業電子決済等代行業者は、農林中央金庫法第九十五条の五の五第一項の規定に基づき、農林中央金庫との間で、特定信用事業電子決済等代行業に係る契約(農林中央金庫の会員である第十條第一項第三号の事業を行う組合のうち、農林中央金庫が当該契約を締結する特定信用事業電子決済等代行業者が当該組合に係る特定信用事業電子決済等代行業を営むことについて同

意をしている組合に係るものに限る。)を締結した場合には、第九十二条の五の三第一項の規定にかかわらず、当該組合との間で同項の契約を締結することを要しない。

第九十二条の五の六 主務大臣は、政令で定めるところにより、特定信用事業電子決済等代行業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務(第三号及び第四号において「認定業務」という。)を行う者として認定することができる。

一 特定信用事業電子決済等代行業の業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び利用者の利益の保護に資することを目的とすること。

二 特定信用事業電子決済等代行業者を社員(次条及び第百条の五第五号において「協会員」という。)に含む旨の定款の定めがあること。

三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めていること。

四 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

第九十二条の五の七 認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会(前条の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。以下同じ。)は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 協会員が特定信用事業電子決済等代行業を営むに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための協会員に対する指導、勧告その他の業務

二 協会の員の営む特定信用事業電子決済等代行業に関し、契約の内容の適正化その他特定信用事業電子決済等代行業の利用者の利

益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務

三 協会の営む特定信用事業電子決済等代行業の適正化並びにその取り扱う情報の適正な取扱い及び安全管理のために必要な規則の制定

四 協会のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査

五 特定信用事業電子決済等代行業の利用者の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供

六 協会の営む特定信用事業電子決済等代行業に関する利用者からの苦情の処理

七 特定信用事業電子決済等代行業の利用者に対する広報

八 前各号に掲げるもののほか、特定信用事業電子決済等代行業の健全な発展及び特定信用事業電子決済等代行業の利用者の保護に資する業務

第九十二条の五の八 第九十二条の五の二第一項の規定にかかわらず、銀行法第二十八条第十八項に規定する電子決済等代行業者(以下「電子決済等代行業者」という。)は、特定信用事業電子決済等代行業を営むことができる。

電子決済等代行業者は、特定信用事業電子決済等代行業を営もうとするときは、次条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第三号に掲げる書類を主務大臣に届け出なければならない。

主務大臣は、前項の規定による届出をした電子決済等代行業者に係る名簿を作成し、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

主務大臣は、第一項の規定により特定信用

事業電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者が、この法律若しくは農林中央金庫法又はこの法律に基づく主務大臣の処分に違反した場合その他特定信用事業電子決済等代行業の業務に關し著しく不適当な行為をしたと認められる場合であつて、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、当該電子決済等代行業者に、特定信用事業電子決済等代行業の廃止を命ずることができる。

と、「若しくは一部」とあるのは「又は一部」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

前項の規定により特定信用事業電子決済等代行業の廃止を命じた場合には、主務大臣は、その旨を官報で告示するものとする。

第九十二条の五の九 銀行法第七章の五(第五十二条の六十一の二、第五十二条の六十一の十、第五十二条の六十一の十一、第五十二条の六十一の十九及び第五十二条の六十一の二十を除く。)、第五十三条第五項及び第五十六条(第十三号から第十八号までに係る部分に限る。)、の規定は、電子決済等代行業に係るものにあつては特定信用事業電子決済等代行業について、電子決済等代行業者に係るものにあつては特定信用事業電子決済等代行業者について、銀行に係るものにあつては第十條第一項第三号の事業を行う組合について、それぞれ準用する。

電子決済等代行業者が第一項の規定により特定信用事業電子決済等代行業を営む場合において、当該電子決済等代行業者を特定信用事業電子決済等代行業者とみなして、第九十二条の五の三から前条までの規定並びに次条第二項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項、第五十二条の六十一の七第一項、第五十二条の六十一の八、第五十二条の六十一の九、第五十二条の六十一の十二から第五十二条の六十一の十六まで、第五十二条の六十一の十七第一項、第五十二条の六十一の二十一から第五十二条の六十一の三十まで、第五十三条第五項並びに第五十六条第十四号及び第十六号から第十八号までに係る部分に限る。の規定並びにこれらの規定に係る第九章の規定並びに農林中央金庫法第九十五条の五及び第九十五条の五の六の規定を適用する。この場合において、次条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号」と、「農業協同組合法第九十二条の五の二第一項の登録を取り消し、又は六月」とあるのは「六月」

前項の場合において、同項に規定する規定(銀行法第五十二条の六十一の二十一及び第五十二条の六十一の二十六を除く。中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「電子決済等代行業者登録簿」とあるのは「農業協同組合等特定信用事業電子決済等代行業者登録簿」と、「この法律」とあるのは「農業協同組合法」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の三第一項中「前条」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の四第一項中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の五第一項第一号中「次に」とあるのは「(2)又は(9)に」と、同法第八(9)中「農業協同組合法、水産業協同組合

と、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する」とあるのは「(1)から(8)までの」とあるのは「(2)の」と、同法第二中「次に」とあるのは「(1)又は(8)に」と、同法二(8)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」とあるのは「農業協同組合法」と、「(1)から(7)までの」とあるのは「(1)の」と、同項第二号口(4)中「前号八(1)から(9)まで」とあるのは「前号八(2)又は(9)と、同号口(5)中「前号二(1)から(8)まで」とあるのは「前号二(1)又は(8)と、同法第五十二条の六十一の八第一項中「第二條第十七項各号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の二第二項各号」と、同条第二項中「営む業務」とあるのは「行う事業」と、同法第五十二条の六十一の十七第一項中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の二第一項」と、同項第三号中「又は」とあるのは「若しくは農林中央金庫法又は」と、同条第二項及び同法第五十二条の六十一の十八中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の二十一の見出し及び同条第一項中「会員名簿」とあるのは「協会員名簿」と、同条第三項中「会員でない」とあるのは「協会員(農業協同組合法第九十二条の五の六第二号に規定する協会員をいう。以下同じ。でない」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の二十六中「第五十二条の六十一の十九第二号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の六第二号」

法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する」とあるのは「(1)から(8)までの」とあるのは「(2)の」と、同法第二中「次に」とあるのは「(1)又は(8)に」と、同法二(8)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」とあるのは「農業協同組合法」と、「(1)から(7)までの」とあるのは「(1)の」と、同項第二号口(4)中「前号八(1)から(9)まで」とあるのは「前号八(2)又は(9)と、同号口(5)中「前号二(1)から(8)まで」とあるのは「前号二(1)又は(8)と、同法第五十二条の六十一の八第一項中「第二條第十七項各号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の二第二項各号」と、同条第二項中「営む業務」とあるのは「行う事業」と、同法第五十二条の六十一の十七第一項中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の二第一項」と、同項第三号中「又は」とあるのは「若しくは農林中央金庫法又は」と、同条第二項及び同法第五十二条の六十一の十八中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の二十一の見出し及び同条第一項中「会員名簿」とあるのは「協会員名簿」と、同条第三項中「会員でない」とあるのは「協会員(農業協同組合法第九十二条の五の六第二号に規定する協会員をいう。以下同じ。でない」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の二十六中「第五十二条の六十一の十九第二号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の六第二号」

と、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する」とあるのは「(1)から(8)までの」とあるのは「(2)の」と、同法第二中「次に」とあるのは「(1)又は(8)に」と、同法二(8)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」とあるのは「農業協同組合法」と、「(1)から(7)までの」とあるのは「(1)の」と、同項第二号口(4)中「前号八(1)から(9)まで」とあるのは「前号八(2)又は(9)と、同号口(5)中「前号二(1)から(8)まで」とあるのは「前号二(1)又は(8)と、同法第五十二条の六十一の八第一項中「第二條第十七項各号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の二第二項各号」と、同条第二項中「営む業務」とあるのは「行う事業」と、同法第五十二条の六十一の十七第一項中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の二第一項」と、同項第三号中「又は」とあるのは「若しくは農林中央金庫法又は」と、同条第二項及び同法第五十二条の六十一の十八中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の二十一の見出し及び同条第一項中「会員名簿」とあるのは「協会員名簿」と、同条第三項中「会員でない」とあるのは「協会員(農業協同組合法第九十二条の五の六第二号に規定する協会員をいう。以下同じ。でない」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の二十六中「第五十二条の六十一の十九第二号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の六第二号」

と、「この法律若しくはこの法律」とあるのは「同法若しくは農林中央金庫法若しくはこれらの法律」と、「第五十二条の六十一の二十第三号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の七第三号」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十三条第五項中「第五十二条の六十一の十第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の三第一項」と、同法第五十六条第十三号及び第十五号中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の二第一項」と、同条第十六号及び第十七号中「第五十二条の六十一の十九」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の六」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十二条の八第一項中「第七章の五」を「第七章の六」に、「第十三号」を「第十九号」に、「第一百三十二条」を「第一百三十三条」に改め、同条第二項中「第五十六条第十三号」を「第五十六条第十九号」に改める。

第九十二条の九第一項中「第一百三十二条」を「第一百三十三条」に改める。

第九十七条の二中「承認」を「承認、登録、認定」に改める。

第九十八条第二項ただし書中「特定信用事業代理業者」の下に、「特定信用事業電子決済等代行業者、電子決済等代行業者、認定特定信用事業電子決済等代行業者協会」を加え、同条第三項中「第五十二条の五十四第一項」の下に、「第九十二条の五の九において読み替えて準用する同法第五十二条の六十一の十四第一項及び第二項、第五十二条の六十一の十五第一項及び第二項並びに第五十二条の六十一の二十七第一項」を加える。

第九十九条の二に次の三号を加える。

六 第九十二条の五の二第一項の規定に違反して登録を受けないで特定信用事業電子決済等代行業を営んだ者

七 不正の手段により第九十二条の五の二第二項の登録を受けた者

八 第九十二条の五の八第四項の規定による特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令に違反した者

第九十九条の三中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「違反した者」を「違反したとき」に改め、同条第二号中「の規定」を「又は第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定に」、「違反した者」を「違反したとき」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十八第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第九十九条の五中「第二項又は」を「第二項、」に、「の規定に違反して」を「又は第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十三の規定に違反して」に、「組合又は」を「組合、」に、「に係る」を「又は特定信用事業電子決済等代行業者に係る」に改める。

第九十九条の六第二号中「又は」を「若しくは」に改め、「書類」の下に「又は第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第三項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類」を加え、同条第四号中「の規定」を「若しくは第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十四第一項若しくは第二項の規定」に改め、同条第五号中「第五十

二条の五十四第一項」の下に「若しくは第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十五第一項若しくは第二項」を加え、「同項」を「これら」に改める。

第一百条中「の規定」を「又は第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十五の規定」に改める。

第一百条の二に次の一号を加える。

五 第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による当該職員との質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第一百条の五第二号中「第五十二条の五十二」の下に「第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第三項若しくは第五十二条の六十一の七第一項」を加え、「準用する銀行法」を「準用する同法」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項の規定に違反してその名称中に認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の協会員と誤認されるおそれのある文字を使用した者

第一百条の六第一項第一号中「第九十九条の三の下に「(第三号を除く。）」を加え、同項第三号中「又は特定信用事業代理業者」を「特定信用事業代理業者又は特定信用事業電子決済等代行業者」に改め、同項第六号中「第二号を除く。」の下に「第九十九条の三第三号」を加える。

第一百一条第一項中「又は特定信用事業代理業者」を「特定信用事業代理業者、特定信用事業電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者」に、「が法人」を「特定信用事業電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人」に改め、「清算人」の下に「又は認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人」を加え、同項第四号中「若しくは第九十七条又は」を「第九十二条の五の八第二項若しくは第九十七条、」に、「の規定」を「又は第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項若しくは第五十三条第五項の規定」に改め、同項第五十二号中「の規定」を「若しくは第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十二の規定」に改め、同項第五十三号中「の規定」を「又は第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十六若しくは第五十二条の六十一の二十八第一項の規定」に改め、同項中第五十五号を第五十六号とし、第五十四号を第五十五号とし、第五十三号の次に次の一号を加える。

五十四 第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項の規定に違反して正当な理由がないのに名簿の縦覧を拒んだとき。

第一百三条第二号中「商号中に」を「商号中に」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項の規定に違反してその名称中に認定特定信用事業電子決済等代行業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者

(水産業協同組合法の一部改正)

第三条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章の三 指定紛争解決機関(第二百一十一條の六―第二百一十一條の九)」を「第七章の三 特定信用事業電子決済等代行業(第二百一十一條の五の二―第二百一十一條の五の九)」に改める。

第十一條の十第一項中「この項の下に」及び第二百一十一條の五の二第二項第二号を加える。

第二百一十一條の六第一項第四号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第二百一十一條の八第一項中「第七章の五」を「第七章の六」に、「第十三号」を「第十九号」に、「第三百三十一條第二号」を「第三百三十一條第三号」に改め、同条第二項中「第五十六條第十三号」を「第五十六條第十九号」に改める。

第二百一十一條の九第一項中「第三百三十一條第二号」を「第三百三十一條第三号」に改める。

第七章の三を第七章の四とし、第七章の二の次に次の一章を加える。

第七章の三 特定信用事業電子決済等代

行業

(登録)

第二百一十一條の五の二 特定信用事業電子決済等代行業は、主務大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

2 前項の「特定信用事業電子決済等代行業」とは、次に掲げる行為(第一号に規定する貯金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う同号に掲げる行為その他の利用者の保護に欠けるおそれがないと認められ

るものとして主務省令で定める行為を除く。)のいずれかを行う営業をいう。

一 組合(第十一條第一項第四号、第八十七條第一項第四号、第九十三條第一項第二号又は第九十七條第一項第二号の事業を行うものに限る。以下この章において同じ。)に貯金の口座を開設している貯金者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことの当該組合に対する指図(当該指図の内容のみを含む。)の伝達(当該指図の内容のみの伝達にあつては、主務省令で定める方法によるものに限る。)を受け、これを当該組合に対して伝達すること。

二 組合に貯金又は定期積金の口座を開設している貯金者等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該組合から当該口座に係る情報を取得し、これを当該貯金者等に提供すること(他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。)

(組合との契約締結義務等)

第二百一十一條の五の三 特定信用事業電子決済等代行業者(前条第一項の登録を受けて特定信用事業電子決済等代行業(同条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業をいう。以下同じ。))を営む者をいう。以下同じ。)は、同条第二項各号に掲げる行為(同項に規定する主務省令で定める行為を除く。)を行う前に、それぞれ当該各号の組合との間で、特定信用事業電子決済等代行業に係る契約を締結し、これに従つて当該組合に係る特定信用

事業電子決済等代行業を営まなければならない。

2 前項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 特定信用事業電子決済等代行業の業務(当該組合に係るものに限る。次号において同じ。)に関し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該組合と当該特定信用事業電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項

二 当該特定信用事業電子決済等代行業者が特定信用事業電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該特定信用事業電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当該組合が行うことができる措置に関する事項

三 その他特定信用事業電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして主務省令で定める事項

3 組合及び特定信用事業電子決済等代行業者は、第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約の内容のうち前項各号に掲げる事項を、主務省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(組合による基準の作成等)

第二百一十一條の五の四 組合は、前条第一項の契約を締結するに当たつて特定信用事業電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、主務省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2 前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる特定信用事業電子決済等代行

業者が特定信用事業電子決済等代行業の業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の主務省令で定める事項が含まれるものとする。

3 組合は、前条第一項の契約を締結するに当たつて、第一項の基準を満たす特定信用事業電子決済等代行業者に対して、不当に差別的な取扱いを行つてはならない。

(農林中央金庫と契約を締結する場合の特例)

第二百一十一條の五の五 特定信用事業電子決済等代行業者は、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十五條の五の五第一項の規定に基づき、農林中央金庫との間で、特定信用事業電子決済等代行業に係る契約(農林中央金庫の会員である組合のうち、農林中央金庫が当該契約を締結する特定信用事業電子決済等代行業者が当該組合に係る特定信用事業電子決済等代行業を営むことについて同意をしている組合に係るものに限る。)を締結した場合には、第二百一十一條の五の三第一項の規定にかかわらず、当該組合との間で同項の契約を締結することを要しない。

(認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の認定)

第二百一十一條の五の六 主務大臣は、政令で定めるところにより、特定信用事業電子決済等代行業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務(第三号及び第四号において「認定業務」という。)を行う者として認定することができる。

一 特定信用事業電子決済等代行業の業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び

利用者の利益の保護に資することを目的とする。

二 特定信用事業電子決済等代行業者を社員（次条及び第二百二十九条の八第五号において「協会員」という。）に含む旨の定款の定めがあること。

三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めていること。

四 認定業務を適正かつ確実に行うに足る知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

（認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の業務）

第二百二十一条の五の七 認定特定信用事業電子決済等代行業者協会（前条の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。以下同じ。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 協会員が特定信用事業電子決済等代行業を営むに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための協会員に対する指導、勧告その他の業務

二 協会員の営む特定信用事業電子決済等代行業に関し、契約の内容の適正化その他特定信用事業電子決済等代行業の利用者の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務

三 協会員の営む特定信用事業電子決済等代行業の適正化並びにその取り扱う情報の適正な取扱い及び安全管理のために必要な規則の制定

四 協会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査

五 特定信用事業電子決済等代行業の利用者の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供

六 協会員の営む特定信用事業電子決済等代行業に関する利用者からの苦情の処理

七 特定信用事業電子決済等代行業の利用者に対する広報

八 前各号に掲げるもののほか、特定信用事業電子決済等代行業の健全な発展及び特定信用事業電子決済等代行業の利用者の保護に資する業務

（電子決済等代行業者による特定信用事業電子決済等代行業）

第二百二十一条の五の八 第二百二十一条の五の二第一項の規定にかかわらず、銀行法第二十八条十八項に規定する電子決済等代行業者（以下「電子決済等代行業者」という。）は、特定信用事業電子決済等代行業を営むことができる。

2 電子決済等代行業者は、特定信用事業電子決済等代行業を営もうとするときは、次条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第三号に掲げる書類を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出をした電子決済等代行業者に係る名簿を作成し、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の規定により特定信用事業電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者が、この法律若しくは農林中央金庫法又はこの法律に基づく主務大臣の処分に違反した場合その他特定信用事業電子決済等代行業の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認められる場合であつて、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、当該電子決済等代行業者に、特定信用事業電子決済等代行業の廃止を命ずることができる。

5 前項の規定により特定信用事業電子決済等代行業の廃止を命じた場合には、主務大臣は、その旨を官報で告示するものとする。

6 電子決済等代行業者が第一項の規定により特定信用事業電子決済等代行業を営む場合においては、当該電子決済等代行業者を特定信用事業電子決済等代行業者とみなして、第二百二十一条の五の三から前条までの規定並びに次条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項、第五十二条の六十一の七第一項、第五十二条の六十一の八、第五十二条の六十一の九、第五十二条の六十一の十二から第五十二条の六十一の十六まで、第五十二条の六十一の十七第一項、第五十二条の六十一の二十一から第五十二条の六十一の三十まで、第五十三条第五項並びに第五十六条（第十四号及び第十六号から第十八号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る第九章の規定並びに農林中央金庫法第九十五条の五及び第九十五条の五の六の規定を適用する。この場合において、次条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第二項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号」と、「水産業協同組合法第二百二十一条の五の二第二項の登録を取り消し、又は六月」とあるのは「六月」と、「若しくは一部」とあるのは「又は一部」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定信用事業電子決済等代行業に関する銀行法の準用）

第二百二十一条の五の九 銀行法第七章の五（第五十二条の六十一の二、第五十二条の六十一の十、第五十二条の六十一の十一、第五十二条の六十一の十九及び第五十二条の六十一の

二十を除く。）、第五十三条第五項及び第五十六条（第十三号から第十八号までに係る部分に限る。）の規定は、電子決済等代行業に係るものにあつては特定信用事業電子決済等代行業について、電子決済等代行業者に係るものにあつては特定信用事業電子決済等代行業者について、認定電子決済等代行業者協会に係るものにあつては認定特定信用事業電子決済等代行業者協会について、銀行に係るものにあつては組合について、それぞれ準用する。

2 前項の場合において、同項に規定する規定（銀行法第五十二条の六十一の二十一及び第五十二条の六十一の二十六を除く。）中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「電子決済等代行業者登録簿」とあるのは「水産業協同組合特定信用事業電子決済等代行業者登録簿」と、「この法律」とあるのは「水産業協同組合法」と、「協会」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の三第一項中「前条」とあるのは「水産業協同組合法第二百二十一条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の四第一項中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「水産業協同組合法第二百二十一条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の五第一項第一号ハ中「次に」とあるのは「(3)又は(9)」と、同号ハ(9)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する」とあるのは「(1)に相当する」と、(1)から(8)までの」とあるのは「(3)の」と、同号二(8)中「とあるのは(2)又は(8)の」と、同号二(8)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同

組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法とあるのは「水産業協同組合法」と、(1)から(7)までの」とあるのは「(2)のと、同項第二号(4)中「前号ハ(1)から(9)まで」とあるのは「前号ハ(3)又は(9)と、同号口(5)中「前号二(1)から(8)まで」とあるのは「前号二(2)又は(8)と、同法第五十二條の六十一の八第一項中「第二條第十七項各号」とあるのは「水産業協同組合法第五十一條の五の二第二項各号」と、同条第二項中「営む業務」とあるのは「行う事業」と、同法第五十二條の六十一の十七第一項中「第五十二條の六十一の二」とあるのは「水産業協同組合法第五十一條の五の二第二項」と、同項第三号中「又は」とあるのは「若しくは農林中央金庫法又は」と、同条第二項及び同法第五十二條の六十一の十八中「第五十二條の六十一の二」とあるのは「水産業協同組合法第五十一條の五の二第二項」と、同法第五十二條の六十一の二十一の見出し及び同条第一項中「會員名簿」とあるのは「協會員名簿」と、同条第三項中「會員でない」とあるのは「協會員(水産業協同組合法第五十一條の五の六第二号に規定する協會員をいう。以下同じ。)でない」と、「會員」とあるのは「協會員」と、同法第五十二條の六十一の二十六中「第五十二條の六十一の十九第二号」とあるのは「水産業協同組合法第五十一條の五の六第二号」と、「この法律若しくはこの法律」とあるのは「同法若しくは農林中央金庫法若しくはこれらの法律」と、「第五十二條の六十一の二十第三号」とあるのは「水産業協同組合法第五十一條の五の七第三号」と、「會員」とあるのは「協會員」と、同法第五十三條第五項中「第五十二條の

六十一の十第一項」とあるのは「水産業協同組合法第五十一條の五の三第一項」と、同法第五十六條第十三号及び第十五号中「第五十二條の六十一の二」とあるのは「水産業協同組合法第五十一條の五の二第二項」と、同条第十六号及び第十七号中「第五十二條の六十一の十九」とあるのは「水産業協同組合法第五十一條の五の六」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百二十七條第二項ただし書中「特定信用事業代理業者」の下に、「特定信用事業電子決済等代行業者、電子決済等代行業者、認定特定信用事業電子決済等代行業者協会」を加え、同条第三項中「第五十二條の五十四第一項」の下に「第二百二十一條の五の九において読み替えて準用する同法第五十二條の六十一の十四第一項及び第二項、第五十二條の六十一の十五第一項及び第二項並びに第五十二條の六十一の二十七第一項」を加える。

第二百二十八條の二に次の三号を加える。

六 第二百二十一條の五の二第一項の規定に違反して登録を受けずに特定信用事業電子決済等代行業を営んだ者

七 不正の手段により第二百二十一條の五の二第一項の登録を受けた者

八 第二百二十一條の五の八第四項の規定による特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令に違反した者

第二百二十八條の三中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をしたを加え、同条第一号中「違反した者」を「違反したとき」に改め、同条第二号中「の規定」を「又は第二百二十一條の五の九第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の十七第一項の規定」に、「違反した

者」を「違反したとき」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第二百二十一條の五の九第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の二十八第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第二百二十八條の五中「含む。」又は「を」を含む。に、「の規定に違反して」を「又は第二百二十一條の五の九第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の十三の規定に違反して」に、「組合又はを」組合」に、「に係るを」又は特定信用事業電子決済等代行業者に係る」に改める。

第二百二十八條の六第二号中「又は」を「若しくは」に改め、「書類」の下に「又は第二百二十一條の五の九第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の三第三項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類」を加え、同条第四号中「の規定」を「若しくは第二百二十一條の五の九第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の十四第一項若しくは第二項の規定」に改め、同条第五号中「第五十二條の五十四第一項」の下に「若しくは第二百二十一條の五の九第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の十五第一項若しくは第二項」を加え、「同項」を「これら」に改める。

第二百二十九條の六中「の規定」を「又は第二百二十一條の五の九第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の二十五の規定」に改める。

第二百二十九條の七に次の一号を加える。

五 第二百二十一條の五の九第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の二十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による当該職員との質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二百二十九條の八第二号中「第五十二條の五十二の下に、第二百二十一條の五の九第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の六第三項若しくは第五十二條の六十一の七第一項」を加え、「準用する銀行法」を「準用する同法」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による当該職員との質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二百二十九條の八第二号中「第五十二條の五十二の下に、第二百二十一條の五の九第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の六第三項若しくは第五十二條の六十一の七第一項」を加え、「準用する銀行法」を「準用する同法」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第二百二十一條の五の九第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の二十一第三項の規定に違反してその名称中に認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の協會員と誤認されるおそれのある文字を使用した者

第二百二十九條の九第一項第一号中「第二百二十八條の三」の下に「(第三号を除く。)」を加え、同項第三号中「又は特定信用事業代理業者」を「特定信用事業代理業者又は特定信用事業電子決済等代行業者」に改め、同項第六号中「第二号を除く。」の下に「第二百二十八條の三第三号」を加える。

第二百三十條第一項中「又は特定信用事業代理業者」を「特定信用事業代理業者、特定信用事業電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者」に、「が法人」を「特定信用事業電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人」に改め、「清算人」の下に「又は認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人」を加え、同項第四号中「若しくは第二百二十一條の三第三項を、第二百二十一條の三第

三項若しくは第二百二十一条の五の八第二項に、「規定又は」を「規定、第二百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項若しくは第五十三条第五項の規定若しくは」に改め、同項第四十六号中「第五十三号」を「第五十四号」に改め、同項第五十一号中「の規定」を「若しくは第二百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十二の規定」に改め、同項第五十二号中「の規定」を「又は第二百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十六若しくは第五十二条の六十一の二十八第一項の規定」に改め、同項中第五十四号を第五十五号とし、第五十三号を第五十四号とし、第五十二号の次に次の一号を加える。

五十三 第二百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十二第一項の規定に違反して正当な理由がないのに名簿の縦覧を拒んだとき。

第二百三十一条第二号中「商号中に、」を「商号中に」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第二百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項の規定に違反してその名称中に認定特定信用事業電子決済等代行業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者
(中小企業等協同組合法の一部改正)
第四条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の九第六項第一号の三の次に次の一号を加える。

一 四 会員である信用協同組合に係る協同組合による金融事業に関する法律(昭和二

十四年法律第八十三号)第六条の五の五第一項(信用協同組合連合会の会員である信用協同組合に係る信用協同組合電子決済等代行業者を営む場合の契約の締結等)の契約の締結及び当該契約に係る同法第六条の五の六第一項(信用協同組合連合会が会員である信用協同組合に係る信用協同組合電子決済等代行業に係る契約を締結する場合の基準の作成等)の基準の作成
第六十九条の二第二項第三号中「(昭和二十四年法律第八十三号)」を削る。

第六十九条の五中「第七章の五」を「第七章の六」に、「第十三号」を「第十九号」に、「第五十六条第十三号」を「第五十六条第十九号」に改める。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)
第五条 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「第六条の五の二」を「第六条の五の十二」に改める。
第六条の五第二項中「第六条の五の二」を「第六条の五の十二」に、「第十五条」を「第十七条」に改める。

第六条の五の二中「第六条の五の二」を「第六条の五の十一」に改め、同条を第六条の五の十一とする。
第六条の五の次に次の九条を加える。

(信用協同組合電子決済等代行業の登録)

第六条の五の二 信用協同組合電子決済等代行業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

2 前項の「信用協同組合電子決済等代行業」とは、次に掲げる行為(第一号に規定する預金

者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う同号に掲げる行為その他の利用者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして内閣府令で定める行為を除く。)のいずれかを行う営業をいう。

一 信用協同組合等に預金の口座を開設している預金者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことの当該信用協同組合等に対する指図(当該指図の内容のみを含む。)の伝達(当該指図の内容のみ)の伝達にあつては、内閣府令で定める方法によるものに限る。)を受け、これを当該信用協同組合等に対して伝達すること。

二 信用協同組合等に預金又は定期積金の口座を開設している預金者又は積金者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該信用協同組合等から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者又は積金者に提供すること(他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。)

(信用協同組合等との契約締結義務等)

第六条の五の三 信用協同組合電子決済等代行業者(前条第一項の登録を受けて信用協同組合電子決済等代行業(同条第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業をいう。以下同じ。)を営む者をいう。以下同じ。)は、同条第二項各号に掲げる行為(同項に規定する内閣府令で定める行為を除く。)を行う前に、それぞれ当該各号の信用協同組合等との間で、信用協同組合電子決済等代行業に係る契約を締結し、これに従つて当該信用協同組合等に

係る信用協同組合電子決済等代行業を営まなければならない。

2 前項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 信用協同組合電子決済等代行業の業務(当該信用協同組合等に係るものに限る。次号において同じ。)に關し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該信用協同組合等と当該信用協同組合電子決済等代行業者との賠償責任の分担に關する事項

二 当該信用協同組合電子決済等代行業者が信用協同組合電子決済等代行業の業務に關して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該信用協同組合電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当該信用協同組合等が行うことができる措置に關する事項
三 その他信用協同組合電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府令で定める事項

3 信用協同組合等及び信用協同組合電子決済等代行業者は、第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約の内容のうち前項各号に掲げる事項を、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(信用協同組合等による基準の作成等)

第六条の五の四 信用協同組合等は、前条第一項の契約を締結するに当たつて信用協同組合電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2 前項の求める事項には、前条第一項の契約

の相手方となる信用協同組合電子決済等代行業者が信用協同組合電子決済等代行業の業務に關して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の内閣府令で定める事項が含まれるものとする。

3 信用協同組合等は、前条第一項の契約を締結するに当たつて、第一項の基準を満たす信用協同組合電子決済等代行業者に対して、不当に差別的な取扱いを行つてはならない。

(信用協同組合連合会の会員である信用協同組合に係る信用協同組合電子決済等代行業を営む場合の契約の締結等)

第六条の五の二 第二項各号に掲げる行為(同項に規定する内閣府令で定める行為を除く)を行う前に、信用協同組合連合会との間で、信用協同組合電子決済等代行業に係る契約(当該信用協同組合連合会の会員である信用協同組合のうち、当該信用協同組合連合会が当該契約を締結する信用協同組合電子決済等代行業者が当該信用協同組合に係る信用協同組合電子決済等代行業を営むことについて同意をしている信用協同組合に係るものに限る)を締結した場合には、第六条の五の三第一項の規定にかかわらず、当該信用協同組合との間で同項の契約を締結することを要しない。

2 前項の場合において、信用協同組合電子決済等代行業者は、同項の契約に従つて、同項の信用協同組合に係る信用協同組合電子決済等代行業を営まなければならない。

3 第一項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 信用協同組合電子決済等代行業者が信用

協同組合電子決済等代行業を営むことができる信用協同組合の名称

二 信用協同組合電子決済等代行業の業務(第一項の信用協同組合に係るものに限る。次号において同じ)に關し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該信用協同組合、同項の契約を行つた信用協同組合連合会及び当該信用協同組合電子決済等代行業者との賠償責任の分担に關する事項

三 当該信用協同組合電子決済等代行業者が信用協同組合電子決済等代行業の業務に關して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該信用協同組合電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に第一項の信用協同組合及び同項の契約を行つた信用協同組合連合会が行うことができる措置に關する事項

四 その他信用協同組合電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府令で定める事項

4 信用協同組合連合会は、信用協同組合電子決済等代行業者との間で第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、同項の信用協同組合に對し、当該契約の内容を通知しなければならない。

5 第一項の契約を締結した信用協同組合連合会及び信用協同組合電子決済等代行業者は当該契約を締結した後遅滞なく、同項の信用協同組合は前項の規定による通知を受けた後遅滞なく、第一項の契約の内容のうち第三項各号に掲げる事項を、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(信用協同組合連合会が会員である信用協同組合に係る信用協同組合電子決済等代行業に係る契約を締結する場合の基準の作成等)

第六条の五の六 信用協同組合連合会は、前条第一項の契約を締結するに当たつて信用協同組合電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、当該基準及び同項の信用協同組合の名称その他の内閣府令で定める事項を、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2 前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる信用協同組合電子決済等代行業者が信用協同組合電子決済等代行業の業務に關して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の内閣府令で定める事項が含まれるものとする。

3 前条第一項の信用協同組合は、第六条の五の四第一項の基準に代えて、前条第一項の同意をしている旨及び当該信用協同組合を会員とする信用協同組合連合会の名称その他の内閣府令で定める事項を、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

4 信用協同組合連合会は、前条第一項の契約の締結に当たつて、第一項の基準を満たす信用協同組合電子決済等代行業者に対して、不当に差別的な取扱いを行つてはならない。

(認定信用協同組合電子決済等代行業者協会の認定)

第六条の五の七 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、信用協同組合電子決済等代行業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請によ

り、次条に規定する業務(第三号及び第四号において「認定業務」という)を行う者として認定することができる。

一 信用協同組合電子決済等代行業の業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び利用者の利益の保護に資することを目的とする。

二 信用協同組合電子決済等代行業者を社員(次条及び第十條の三第四号において「協会員」という)を含む旨の定款の定めがあること。

三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めていること。

四 認定業務を適正かつ確実に行うに足る知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

(認定信用協同組合電子決済等代行業者協会の業務)

第六条の五の八 認定信用協同組合電子決済等代行業者協会(前条の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。以下同じ)は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 協会員が信用協同組合電子決済等代行業を営むに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための協会員に対する指導、勧告その他の業務

二 協會員の営む信用協同組合電子決済等代行業に關し、契約の内容の適正化その他信用協同組合電子決済等代行業の利用者の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務

三 協會員の営む信用協同組合電子決済等代行業の適正化並びにその取り扱う情報の適正な取扱い及び安全管理のために必要な規則の制定

四 協会のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査

五 信用協同組合電子決済等代行業の利用者の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供

六 協会の営む信用協同組合電子決済等代行業に関する利用者からの苦情の処理

七 信用協同組合電子決済等代行業の利用者に対する広報

八 前各号に掲げるもののほか、信用協同組合電子決済等代行業の健全な発展及び信用協同組合電子決済等代行業の利用者の保護に資する業務

(電子決済等代行業者による信用協同組合電子決済等代行業)

第六条の五の九 第六条の五の二第一項の規定にかかわらず、銀行法第二条第十八項(定義等)に規定する電子決済等代行業者(以下この条及び第十二条第一項において「電子決済等代行業者」という。)は、信用協同組合電子決済等代行業を営むことができる。

2 電子決済等代行業者は、信用協同組合電子決済等代行業を営もうとするときは、次条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項各号(登録の申請)に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第三号に掲げる書類を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による届出をした電子決済等代行業者に係る名簿を作成し、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定により信用協同組合電子決済等代行業を営む電子決済等

代行業者が、この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣の処分と違反した場合その他信用協同組合電子決済等代行業の業務に關し著しく不適当な行為をしたと認められる場合であつて、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、当該電子決済等代行業者に、信用協同組合電子決済等代行業の廃止を命ずることができる。

5 前項の規定により信用協同組合電子決済等代行業の廃止を命じた場合には、内閣総理大臣は、その旨を官報で告示するものとする。

6 電子決済等代行業者が第一項の規定により信用協同組合電子決済等代行業を営む場合において、当該電子決済等代行業者を信用協同組合電子決済等代行業者とみなして、第六

条の五の三から前条まで及び第七條の二第三項の規定並びに次条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項(変更の届出)、第五十二条の六十一の七第一項(廃業等の届出)、第五十二条の六十一の八(利用者に対する説明等)、第五十二条の六十一の九(電子決済等代行業者の誠実義務)、第五十二条の六十一の十二から第五十二条の六十一の十六まで(電子決済等代行業に関する帳簿書類、電子決済等代行業に関する報告書、報告又は資料の提出、立入検査、業務改善命令)、第五十二条の六十一の十七第一項(登録の取消し等)、第五十二条の六十一の二十一から第五十二条の六十一の三十まで(会員名簿の縦覧等、利用者の保護に資する情報の提供、利用者からの苦情に関する対応、認定電子決済等代行業者協会への報告等、秘密保持義務等、定款の必要的記載事項、立入検査等、認定電子決済等代行業者協会に対する監督命令等、認定電子決済等代

行事業者協会への情報提供、雑則)並びに第五十六条(第十四号及び第十六号から第十八号までに係る部分に限る。)(内閣総理大臣の告示)の規定並びにこれらの規定に係る第八條の二から第十四条までの規定を適用する。

この場合において、次条第一項において読み替へて準用する同法第五十二条の六十一の十七第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号」と、「協同組合による金融事業に関する法律第六條の五の二第一項の登録を取り消し、又は六月」とあるのは「六月」と、「若しくは」とあるのは「又は」とするほか、必要な技術的読替等は、政令で定める。

(信用協同組合電子決済等代行業者等についての銀行法の準用)

第六條の五の十 銀行法第七章の五(第五十二条の六十一の二(登録)、第五十二条の六十一の十(銀行との契約締結義務等)、第五十二条の六十一の十一(銀行による基準の作成等)、第五十二条の六十一の十九(認定電子決済等代行業者協会の認定)及び第五十二条の六十一の二十(認定電子決済等代行業者協会の業務を除く。)(電子決済等代行業者及び第五十六條(第十三号から第十八号までに係る部分に限る。)(内閣総理大臣の告示)の規定は、電子決済等代行業に係るものにあつては信用協同組合電子決済等代行業について、電子決済等代行業者に係るものにあつては信用協同組合電子決済等代行業者について、認定電子決済等代行業者協会に係るものにあつては認定信用協同組合電子決済等代行業者協会について、銀行に係るものにあつては信用協同組合等について、それぞれ準用する。

2 前項の場合において、同項に規定する規定(銀行法第五十二条の六十一の二十一を除く。)

中「電子決済等代行業者登録簿」とあるのは「信用協同組合電子決済等代行業者登録簿」と、「この法律」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律」と、「会員」とあるのは「協会」と、同法第五十二条の六十一の三第一項中「前条」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六條の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の四第一項中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六條の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の五第一項第一号ハ中「次に」とあるのは「(4)又は(9)に」と、同法八(9)中「農業協同組合、水産業協同組合、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」とあるのは「(1)から(8)までの」とあるのは「(4)の」と、同法二(八)中「次に」とあるのは「(3)又は(8)に」と、同法二(8)中「農業協同組合、水産業協同組合、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律」と、「(1)から(7)までの」とあるのは「(3)の」と、同法第二号口(4)中「前号ハ(1)から(9)まで」とあるのは「前号ハ(4)又は(9)と、同号口(5)中「前号二(1)から(8)まで」とあるのは「前号二(3)又は(8)と、同法第五十二条の六十一の八第一項中「第二十七項各号」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六條の五の二第二項各号」と、同法第二項中「営む業務」とあるのは「行う事業」と、同法第五十二条の六十一の十七第一項及び第二項並びに第五十二条の六十一の十八中「第五十二条の六

十一の二」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の二十一の見出し及び同条第一項中「会員名簿」とあるのは「協会員名簿」と、同条第三項中「会員でない」とあるのは「協会員（協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七第二号に規定する協会員をいう。以下同じ。）でない」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の二十六中「第五十二条の六十一の十九第二号」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七第二号」と、「第五十二条の六十一の二十第三号」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の八第三号」と、同法第五十六条第十三号及び第十五号中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第一項」と、同条第十六号及び第十七号中「第五十二条の六十一の十九」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六条の六第二号中「及び第六条の五第一項」を「第六条の五第一項及び第六条の五の十第一項」に改める。

第七條の二第二項中「金融破綻処理制度」を「金融破綻処理制度」に改め、同条に次の一項を加える。

三 信用協同組合電子決済等代行業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 信用協同組合電子決済等代行業を開始したとき。

二 信用協同組合等との間で第六条の五の三第一項の契約を締結したとき。

三 信用協同組合連合会との間で第六条の五の五第一項の契約を締結したとき。

四 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

第七條の五中「又は」を「登録、認定又は」に改める。

第八條の二中「第六條の五の二」を「第六條の五の十二」に改める。

第九條中第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、第二号の次に次の三号を加える。

三 第六條の五の二第一項の規定に違反して、登録を受けずに信用協同組合電子決済等代行業を営んだ者

四 不正の手段により第六條の五の二第一項の登録を受けた者

五 第六條の五の九第四項の規定による信用協同組合電子決済等代行業の廃止の命令に違反した者

第九條の二中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「第二十七條又は」を「第二十七條」に、「の規定」を「又は第五十二條の六十一の十七第一項の規定」に、「違反した者」を「違反したとき」に改め、同条第二号中「違反した者」を「違反したとき」に改め、同条に次の一号を加える。

三 銀行法第五十二條の六十一の二十八第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第十條第一号中「又は第五十二條の五十一項を」を「第五十二條の五十一項又は第五十二條の六十一の十三に改め、同条第二号中「第二項若しくは」を「第二項」に、「の規定」を「若しくは第五十二條の六十一の十四第一項若しくは第二項の規定に改め、同条第三号中「第二項若しくは」を「第二項」に改め、「第五十二條の五十四第一項」の下に「若しくは第五十二條の六十一の十五第一項若しくは第二項」を加え、同条第四号中「第四十五條」を「第四十五條第三項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第六号中「又は」を「若しくは」に改め、「書類」の下に「又は銀行法第五十二條の六十一の三第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類」を加える。

第十條の二の四中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 銀行法第五十二條の六十一の二十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による当該職員との質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十條の二の四を第十條の二の五とする。

第十條の二の三の次に次の一条を加える。

二十五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十條の三第一号中「若しくは第五十二條の五十二」を「第五十二條の五十二、第五十二條の六十一の六第三項若しくは第五十二條の六十一の七第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

四 銀行法第五十二條の六十一の二十一第三項の規定に違反してその名称中に認定信用協同組合電子決済等代行業者協会の協会員と誤認されるおそれのある文字を使用した者

第十一條第一項第一号中「第九條の二の下に「第三号を除く。」」を加え、同項第四号中「第九條」の下に「第九條の二第三号」を加える。

第十二條第一項中「又は信用協同組合代理業者」を「信用協同組合代理業者、信用協同組合電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者に、」が法人」を「信用協同組合電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人」に改め、「清算人」の下に「又は認定信用協同組合電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人」を加え、同項第十三号中「第七條の二」を「第六條の五の九第二項若しくは第七條の二に、「若しくは第五十二條の六十一第三項」を「第五十二條の六十一第三項若しくは第五十二條の六十一の六第一項」に改め、同項第十六号中「第五十二條の五十五の下に「第五十二條の六十一の十六若しくは第五十二條の六十一の二十八第一項」を加え、同項第十九号中「規定」を「若しくは第五十二條の六十一の十二の規定」に改める。

第十五條を第十七條とし、第十四條を第十六條とする。

第十三條第一項中「第十五條」を「第十七條」に改め、同条を第十五條とする。

第十二條の次に次の二條を加える。

第十三條 正当な理由がないのに銀行法第五十二條の六十一の二十一第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十四條 銀行法第五十二條の六十一の二十一第二項の規定に違反してその名称中に認定信用協同組合電子決済等代行業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者は、十万円以下の過料に処する。

(信用金庫法の一部改正)

第六條 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九章の三 指定紛争解決機関」第八

十五條の四・第八十五條の五」を「第九章の

三 信用金庫電子決済等代行業(第八十五條の

四 指定紛争解決機関(第八十五條の十二・第

四―第八十五條の十一)に改める。

第五十四條第四項第七号の二の次に次の一

号を加える。

七の三 会員である信用金庫に係る第八十五

條の七第一項の契約の締結及び当該契約に

係る第八十五條の八第一項の基準の作成

第九章の三中第八十五條の五を第八十五條の

十三とする。

第八十五條の四第一項各号列記以外の部分及

び同項第二号中「第八十九條第七項」を「第八

十九條第九項」に改め、同項第四号八中「禁錮」を

「禁錮」に改め、同号二中「第八十九條第七項」を

「第八十九條第九項」に改め、同項第八号中「第

九十四條」を「第九十四條第二号」に、「第八十九

條第七項」を「第八十九條第九項」に改め、同条

第二項及び第四項中「第八十九條第七項」を「第

八十九條第九項」に改め、同条を第八十五條の

十二とする。

第九章の三を第九章の四とし、第九章の二の

次に次の一章を加える。

のとして内閣府令で定める行為を除く。)のい

ずれかを行う營業をいう。

一 金庫に預金の口座を開設している預金者

の委託(二以上の段階にわたる委託を含む)を

受けて、電子情報処理組織を使用する

方法により、当該口座に係る資金を移動

させる為替取引を行うことの当該金庫に対

する指図(当該指図の内容のみを含む)の

伝達(当該指図の内容のみの伝達にあつて

は、内閣府令で定める方法によるものに限

る)を受け、これを当該金庫に対して伝達

すること。

二 金庫に預金又は定期積金の口座を開設し

ている預金者又は積金者の委託(二以上の

段階にわたる委託を含む)を受けて、電子

情報処理組織を使用する方法により、当該

金庫から当該口座に係る情報を取得し、こ

れを当該預金者又は積金者に提供すること

(他の者を介する方法により提供すること

及び当該情報を加工した情報を提供すること

を含む)。

(金庫との契約締結義務等)

一 信用金庫電子決済等代行業の業務(当該

金庫に係るものに限る。次号において同

じ)に關し、利用者に損害が生じた場合に

おける当該損害についての当該金庫と当該

信用金庫電子決済等代行業者との賠償責任

の分担に關する事項

二 当該信用金庫電子決済等代行業者が信用

金庫電子決済等代行業の業務に關して取得

した利用者に関する情報の適正な取扱い及

び安全管理のために行う措置並びに当該信

用金庫電子決済等代行業者が当該措置を行

わない場合に当該金庫が行うことができる

措置に關する事項

三 その他信用金庫電子決済等代行業の業務

の適正を確保するために必要なものとして

内閣府令で定める事項

3 金庫及び信用金庫電子決済等代行業者は、

第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、

当該契約の内容のうち前項各号に掲げる事項

を、内閣府令で定めるところにより、イン

ターネットの利用その他の方法により公表し

なければならない。

る。

3 金庫は、前条第一項の契約を締結するに当

たつて、第一項の基準を満たす信用金庫電子

決済等代行業者に対して、不当に差別的な取

扱いを行つてはならない。

(信用金庫連合会の会員である信用金庫に係

る信用金庫電子決済等代行業を営む場合の契

約の締結等)

第八十五條の七 信用金庫電子決済等代行業者

は、第八十五條の四第二項各号に掲げる行為

(同項に規定する内閣府令で定める行為を除

く)を行う前に、信用金庫連合会との間で、

信用金庫電子決済等代行業に係る契約(当該

信用金庫連合会の会員である信用金庫のう

ち、当該信用金庫連合会が当該契約を締結す

る信用金庫電子決済等代行業者が当該信用金

庫に係る信用金庫電子決済等代行業を営むこ

とについて同意をしている信用金庫に係るも

のに限る)を締結した場合には、第八十五條

の五第一項の規定にかかわらず、当該信用金

庫との間で同項の契約を締結することを要し

ない。

金庫、同項の契約を行った信用金庫連合会及び当該信用金庫電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項

三 当該信用金庫電子決済等代行業者が信用金庫電子決済等代行業の業務に關して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該信用金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に第一項の信用金庫及び同項の契約を行った信用金庫連合会が行うことができる措置に関する事項

四 その他信用金庫電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府令で定める事項

4 信用金庫連合会は、信用金庫電子決済等代行業者との間で第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、同項の信用金庫に対し、当該契約の内容を通知しなければならない。

5 第一項の契約を締結した信用金庫連合会及び信用金庫電子決済等代行業者は当該契約を締結した後遅滞なく、同項の信用金庫は前項の規定による通知を受けた後遅滞なく、第一項の契約の内容のうち第三項各号に掲げる事項を、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(信用金庫連合会が会員である信用金庫に係る信用金庫電子決済等代行業に係る契約を締結する場合の基準の作成等)

第八十五条の八 信用金庫連合会は、前条第一項の契約を締結するに当たつて信用金庫電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、当該基準及び同項の信用金庫の名称その他内閣府令で定める事項を、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

他の方法により公表しなければならない。

2 前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる信用金庫電子決済等代行業者が信用金庫電子決済等代行業の業務に關して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の内閣府令で定める事項が含まれるものとする。

3 前条第一項の信用金庫は、第八十五条の六第一項の基準に代えて、前条第一項の同意をしている旨及び当該信用金庫を会員とする信用金庫連合会の名称その他の内閣府令で定める事項を、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

4 信用金庫連合会は、前条第一項の契約の締結に当たつて、第一項の基準を満たす信用金庫電子決済等代行業者に対して、不当に差別的な取扱いを行つてはならない。

(認定信用金庫電子決済等代行業者協会の認定)

第八十五条の九 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、信用金庫電子決済等代行業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務(第三号及び第四号において「認定業務」という。)を行う者として認定することができる。

一 信用金庫電子決済等代行業の業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び利用者の利益の保護に資することを目的とすること。

二 信用金庫電子決済等代行業者を社員(次条及び第九十条の五第四号において「協会員」という。)に含む旨の定款の定めがあること。

三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めていること。

四 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

(認定信用金庫電子決済等代行業者協会の業務)

第八十五条の十 認定信用金庫電子決済等代行業者協会(前条の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。以下同じ。)は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 協会員が信用金庫電子決済等代行業を営むに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための協会員に対する指導、勧告その他の業務

二 協会員の営む信用金庫電子決済等代行業に關し、契約の内容の適正化その他信用金庫電子決済等代行業の利用者の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務

三 協会員の営む信用金庫電子決済等代行業の適正化並びにその取り扱う情報の適正な取扱い及び安全管理のために必要な規則の制定

四 協会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査

五 信用金庫電子決済等代行業の利用者の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供

六 協会員の営む信用金庫電子決済等代行業に關する利用者からの苦情の処理

八 前各号に掲げるもののほか、信用金庫電子決済等代行業の健全な発展及び信用金庫電子決済等代行業の利用者の保護に資する業務

(電子決済等代行業者による信用金庫電子決済等代行業)

第八十五条の十一 第八十五条の四第一項の規定にかかわらず、銀行法第二十八条(定義等)に規定する電子決済等代行業者(以下この条及び第九十一条第一項において「電子決済等代行業者」という。)は、信用金庫電子決済等代行業を営むことができる。

2 電子決済等代行業者は、信用金庫電子決済等代行業を営もうとするときは、第八十九条第七項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第二項各号(登録の申請)に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第三号に掲げる書類を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による届出をした電子決済等代行業者に係る名簿を作成し、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定により信用金庫電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者が、この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣の処分違反した場合その他信用金庫電子決済等代行業の業務に關し著しく不適当な行為をしたと認められる場合であつて、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、当該電子決済等代行業者に、信用金庫電子決済等代行業の廃止を命ずることができる。

5 前項の規定により信用金庫電子決済等代行業

あるのは二協会員（信用金庫法第八十五条の九
第二号に規定する協会員をいう。以下同じ。）

でない」と、「信用金庫法第八十五条の十(認定信用金庫電子決済等代行業者協会の業務)」に規定する認定信用金庫電子決済等代行業者協会とあるのは「第二条第十九項に規定する認定電子決済等代行業者協会」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の二十五第二項中「信用金庫法第八十五条の九(認定信用金庫電子決済等代行業者協会の認定)」とあるのは「第五十二条の六十一の十九」と、「同法第八十五条の十(認定信用金庫電子決済等代行業者協会の業務)」とあるのは「第五十二条の六十一の二十」と、同法第五十二条の六十一の二十六中「第五十二条の六十一の十九第二号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の九第二号」と、「第五十二条の六十一の二十第三号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十第三号」と、同法第五十六条第十三号及び第十五号中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第一項」と、同条第十六号及び第十七号中「第五十二条の六十一の十九」とあるのは「信用金庫法第八十五条の九」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十条中第六号を第九号とし、同条第五号中「又は第七項」を「第七項又は第九項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第四号の次の三号を加える。

五 第八十五条の四第一項の規定に違反して、登録を受けないで信用金庫電子決済等代行業を営んだ者

六 不正の手段により第八十五条の四第一項の登録を受けた者

七 第八十五条の十一第四項の規定による信用金庫電子決済等代行業の廃止の命令に違反した者

反した者

第九十条の二中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をしたを加え、同条第一号中「違反した者」を「違反したとき」に改め、同条第二号中「第二十七条又は」を「第二十七条、」に、「の規定」を「又は第五十二条の六十一の十七第一項の規定」に、「違反した者」を「違反したとき」に改め、同条に次の一号を加える。

三 銀行法第五十二条の六十一の二十八第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第九十条の三第一号中「又は第五十二条の五十第一項」を「第五十二条の五十第一項又は第五十二条の六十一の十三に改め、同条第二号中「第二項若しくは」を「第二項」に、「の規定」を「若しくは第五十二条の六十一の十四第一項若しくは第二項の規定」に改め、同条第三号中「第二項若しくは」を「第二項」に改め、「第五十二条の五十四第一項」の下に「若しくは第五十二条の六十一の十五第一項若しくは第二項」を加え、同条第四号中「第四十五条」を「第四十五条第三項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第六号中「又は」を「若しくは」に改め、「書類の下に」を「又は銀行法第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類」を加える。

第九十条の四の六を第九十条の四の七とし、第九十条の四の五を第九十条の四の六とする。

第九十条の四の四中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 銀行法第五十二条の六十一の二十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による当該職員

提出をし、又は同項の規定による当該職員

の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第九十条の四の四を第九十条の四の五とする。

第九十条の四の三の次に次の一条を加える。

第九十条の四の四 銀行法第五十二条の六十一の二十五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十条の五第一号中「第五十二条の五十二の下に」を「第五十二条の六十一の六第三項、第五十二条の六十一の七第一項」を加え、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項の規定に違反してその名称中に認定信用金庫電子決済等代行業者協会の協会員と誤認されるおそれのある文字を使用した者

第九十条の七第一項第一号中「第九十条の二の下に」を「第三号を除く」を加え、同項第四号中「第九十条」を「第九十条、第九十条の二第三号」に、「第九十条の四の四」を「第九十条の四の五」に改める。

第九十一条第一項中「又は信用金庫代理業者」を「信用金庫代理業者、信用金庫電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者」に、「が法人」を「信用金庫電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人」に改め、「清算人」の下に「又は認定信用金庫電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人」を加え、同項第四号中「会員」を「会員」に改め、同項第七号中「採らなかつた」を「とらなかつた」に改め、同項第十四号中「第五十八条第三項」の下に「第八十五条の十一第二項」を加え、「若しくは

は第五十二条の六十一第三項」を「第五十二条の六十一第三項若しくは第五十二条の六十一の六第一項」に改め、同項第二十六号中「第五十二条の五十五」の下に「第五十二条の六十一の十六若しくは第五十二条の六十一の二十八第一項」を加え、同項第二十八号中「の規定」を「若しくは第五十二条の六十一の十二の規定」に改める。

第九十三条の次に次の一条を加える。

第九十三条の二 正当な理由がないのに銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ者は、五十万円以下の過料に処する。

第九十四条を次のように改める。

第九十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項の規定に違反してその名称中に認定信用金庫電子決済等代行業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者

二 銀行法第五十二条の七十七の規定に違反してその名称又は商号中に指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用した者

(労働金庫法の一部改正)

第七条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九章の四 指定紛争解決機関」第八十九条の五・第八十九条の六」を「第九章の四 労働金庫電子決済等代行業(第八十九条の五 指定紛争解決機関(第八十九条の十三・第五十八条の二)に改める。

第五十八条の二 第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 会員である労働金庫に係る第八十九条の八第一項の契約の締結及び当該契約に係る第八十九条の九第一項の基準の作成第九号の四中第八十九条の六を第八十九条の十四とする。

第八十九条の五第一項各号列記以外の部分及び同項第二号中「第九十四条第五項」を「第九十四条第七項」に改め、同項第四号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ニ中「第九十四条第五項」を「第九十四条第七項」に改め、同項第八号中「第三百三条第二号」を「第三百三条第三号」に、「第九十四条第五項」を「第九十四条第七項」に改め、同条第二項及び第四項中「第九十四条第五項」を「第九十四条第七項」に改め、同条を第八十九条の十三とする。

第九章の四を第九章の五とし、第九章の三の次に次の一章を加える。

第九章の四 労働金庫電子決済等代行業

(登録)
第八十九条の五 労働金庫電子決済等代行業は、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

2 前項の「労働金庫電子決済等代行業」とは、次に掲げる行為(第一号に規定する預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う同号に掲げる行為その他の利用者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして内閣府令・厚生労働省令で定める行為を除く。)のいずれかを行う営業をいう。

一 金庫に預金の口座を開設している預金者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことの当該金庫に対

する指図(当該指図の内容のみを含む。)の伝達(当該指図の内容のみの伝達にあつては、内閣府令・厚生労働省令で定める方法によるものに限る。)を受け、これを当該金庫に対して伝達すること。

二 金庫に預金又は定期積金の口座を開設している預金者又は積金者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該金庫から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者又は積金者に提供すること(他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。)

(金庫との契約締結義務等)

第八十九条の六 労働金庫電子決済等代行業者(前条第一項の登録を受けて労働金庫電子決済等代行業 同条第二項に規定する労働金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。)を営む者をいう。以下同じ。は、同条第二項各号に掲げる行為(同項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める行為を除く。)を行う前に、それぞれ当該各号の金庫との間で、労働金庫電子決済等代行業に係る契約を締結し、これに従つて当該金庫に係る労働金庫電子決済等代行業を営まなければならない。

2 前項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 労働金庫電子決済等代行業の業務(当該金庫に係るものに限る。次号において同じ。)に関し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該金庫と当該労働金庫電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項

二 当該労働金庫電子決済等代行業者が労働金庫電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該労働金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当該金庫が行うことができる措置に関する事項

三 その他労働金庫電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府令・厚生労働省令で定める事項

3 金庫及び労働金庫電子決済等代行業者は、第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約の内容のうち前項各号に掲げる事項を、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(金庫による基準の作成等)

第八十九条の七 金庫は、前条第一項の契約を締結するに当たつて労働金庫電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2 前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる労働金庫電子決済等代行業者が労働金庫電子決済等代行業の業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の内閣府令・厚生労働省令で定める事項が含まれるものとする。

3 金庫は、前条第一項の契約を締結するに当たつて、第一項の基準を満たす労働金庫電子決済等代行業者に対して、不当に差別的な取扱いを行つてはならない。

(労働金庫連合会の会員である労働金庫に係る労働金庫電子決済等代行業を営む場合の契約の締結等)

第八十九条の八 労働金庫電子決済等代行業者は、第八十九条の五第二項各号に掲げる行為(同項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める行為を除く。)を行う前に、労働金庫連合会との間で、労働金庫電子決済等代行業に係る契約(当該労働金庫連合会の会員である労働金庫のうち、当該労働金庫連合会が当該契約を締結する労働金庫電子決済等代行業者が当該労働金庫に係る労働金庫電子決済等代行業を営むことについて同意をしている労働金庫に係るものに限る。)を締結した場合に

は、第八十九条の六第一項の規定にかかわらず、当該労働金庫との間で同項の契約を締結することを要しない。

2 前項の場合において、労働金庫電子決済等代行業者は、同項の契約に従つて、同項の労働金庫に係る労働金庫電子決済等代行業を営まなければならない。

3 第一項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 労働金庫電子決済等代行業者が労働金庫電子決済等代行業を営むことができる労働金庫の名称

二 労働金庫電子決済等代行業の業務(第一項の労働金庫に係るものに限る。次号において同じ。)に関し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該労働金庫、同項の契約を行つた労働金庫連合会及び当該労働金庫電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項

三 当該労働金庫電子決済等代行業者が労働

金庫電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該労働金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に第一項の労働金庫及び同項の契約を行った労働金庫連合会が行うことができる措置に関する事項

四 その他労働金庫電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府令・厚生労働省令で定める事項

4 労働金庫連合会は、労働金庫電子決済等代行業者との間で第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、同項の労働金庫に対し、当該契約の内容を通知しなければならない。

5 第一項の契約を締結した労働金庫連合会及び労働金庫電子決済等代行業者は当該契約を締結した後遅滞なく、同項の労働金庫は前項の規定による通知を受けた後遅滞なく、第一項の契約の内容のうち第三項各号に掲げる事項を、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(労働金庫連合会が会員である労働金庫に係る労働金庫電子決済等代行業に係る契約を締結する場合の基準の作成等)

第八十九条の九 労働金庫連合会は、前条第一項の契約を締結するに当たつて労働金庫電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、当該基準及び同項の労働金庫の名称その他内閣府令・厚生労働省令で定める事項を、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2 前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる労働金庫電子決済等代行業者

が労働金庫電子決済等代行業の業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の内閣府令・厚生労働省令で定める事項が含まれるものとする。

3 前条第一項の労働金庫は、第八十九条の七第一項に規定する基準に代えて、前条第一項の同意をしている旨及び当該労働金庫を会員とする労働金庫連合会の名称その他の内閣府令・厚生労働省令で定める事項を、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

4 労働金庫連合会は、前条第一項の契約の締結に当たつて、第一項の基準を満たす労働金庫電子決済等代行業者に対して、不当に差別的な取扱いを行つてはならない。

(認定労働金庫電子決済等代行業者協会の認定)

第八十九条の十 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、政令で定めるところにより、労働金庫電子決済等代行業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務(第三号及び第四号において「認定業務」という。)を行う者として認定することができる。

一 労働金庫電子決済等代行業の業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び利用者の利益の保護に資することを目的とすること。

二 労働金庫電子決済等代行業者を社員(次条及び第百条の五第四号において「協会員」という。)に含む旨の定款の定めがあること。

三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な

業務の実施の方法を定めていること。

四 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

(認定労働金庫電子決済等代行業者協会の業務)

第八十九条の十一 認定労働金庫電子決済等代行業者協会(前条の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。以下同じ。)は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 協会員が労働金庫電子決済等代行業を営むに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための協会員に対する指導、勧告その他の業務

二 協会員の営む労働金庫電子決済等代行業に關し、契約の内容の適正化その他労働金庫電子決済等代行業の利用者の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務

三 協会員の営む労働金庫電子決済等代行業の適正化並びにその取り扱う情報の適正な取扱い及び安全管理のために必要な規則の制定

四 協会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査

五 労働金庫電子決済等代行業の利用者の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供

六 協会員の営む労働金庫電子決済等代行業に関する利用者からの苦情の処理

七 労働金庫電子決済等代行業の利用者に対する広報

八 前各号に掲げるもののほか、労働金庫電子決済等代行業の健全な発展及び労働金庫

電子決済等代行業の利用者の保護に資する業務

(電子決済等代行業者による労働金庫電子決済等代行業)

第八十九条の十二 第八十九条の五第一項の規定にかかわらず、銀行法第二十八条第十八項(定義等)に規定する電子決済等代行業者(以下この条及び第百一条第一項において「電子決済等代行業者」という。)は、労働金庫電子決済等代行業を営むことができる。

2 電子決済等代行業者は、労働金庫電子決済等代行業を営もうとするときは、第九十四条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項各号(登録の申請)に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第三号に掲げる書類を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

3 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、前項の規定による届出をした電子決済等代行業者に係る名簿を作成し、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

4 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、第一項の規定により労働金庫電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者が、この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣及び厚生労働大臣の処分違反した場合その他労働金庫電子決済等代行業の業務に關し著しく不適当な行為をしたと認められる場合であつて、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、当該電子決済等代行業者に、労働金庫電子決済等代行業の廃止を命ずることができる。

5 前項の規定により労働金庫電子決済等代行業の廃止を命じた場合には、内閣総理大臣及

び厚生労働大臣は、その旨を官報で告示するものとする。

6 電子決済等代行業者が第一項の規定により労働金庫電子決済等代行業を営む場合においては、当該電子決済等代行業者を労働金庫電子決済等代行業者とみなして、第八十九条の六から前条まで及び第九十一条第三項の規定並びに第九十四条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項(変更の届出、第五十二条の六十一の七第一項(廃業等の届出)、第五十二条の六十一の八(利用者に対する説明等)、第五十二条の六十一の九(電子決済等代行業者の誠実義務)、第五十二条の六十一の十二から第五十二条の六十一の十六まで(電子決済等代行業に関する帳簿書類、電子決済等代行業に関する報告書、報告又は資料の提出、立入検査、業務改善命令)、第五十二条の六十一の十七第一項(登録の取消し等)、第五十二条の六十一の二十一から第五十二条の六十一の三十まで(会員名簿の縦覧等、利用者の保護に資する情報の提供、利用者からの苦情に関する対応、認定電子決済等代行業者協会への報告等、秘密保持義務等、定款の必要的記載事項、立入検査等、認定電子決済等代行業者協会に対する監督命令等、認定電子決済等代行業者協会への情報提供、雑則)並びに第五十六条(第十四号及び第十六号から第十八号までに係る部分に限る。)(内閣総理大臣の告示)の規定並びにこれらの規定に係る第十一章の規定を適用する。この場合において、第九十四条第五項において読み替えて準用する同法第五十二条の六十一の十七第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号」と、「労働金庫法第八十九条の五第一項の登録を取り消し、

又は六月」とあるのは「六月」と、「若しくは」とあるのは「又は」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十条中「及び第五項」を、「第五項及び第七項」に、「又は」を、「登録、認定又は」に改める。

第九十一条に次の一項を加える。

3 労働金庫電子決済等代行業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 労働金庫電子決済等代行業を開始したとき。

二 金庫との間で第八十九条の六第一項の契約を締結したとき。

三 労働金庫連合会との間で第八十九条の八第一項の契約を締結したとき。

四 その他内閣府令・厚生労働省令で定める場合に該当するとき。

第九十四条第二項中「第八十九条の五第一項」を「第八十九条の十三第一項」に改め、同条第六項中「第八十九条の五第一項第八号」を「第八十九条の十三第一項第八号」に、「第八十九条の五第一項」を「第八十九条の十三第一項」に、「第八十九条の五第二項」を「第八十九条の十三第二項」に、「第八十九条の五第一項」を「第八十九条の十三第一項」に、「第八十九条の五第二項」を「第八十九条の十三第二項」に、「第八十九条の五第三項」を「第八十九条の十三第三項」に、「第八十九条の六第一号」を「第八十九条の十四第一号」に、「第八十九条の六第二号」を「第八十九条の十四第二号」に、「第八十九条の六第三号」を「第八十九条の十四第三号」に、「第八十九条の六第四号」を「第八十九条の十四第四号」に、「第八十九条の五第一項第五

号」を「第八十九条の十三第一項第五号」に、「第八十九条の五第一項第二号」を「第八十九条の十三第一項第二号」に、「第八十九条の五第一項」を「第八十九条の十三第一項」に、「第五十六号第十三号」を「第五十六号第十九号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第七章の五」を「第七章の六」に、「第十三号」を「第十九号」に、「第八十九条の五第一項」を「第八十九条の十三第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 銀行法第七章の五(第五十二条の六十一の二(登録)、第五十二条の六十一の十(銀行との契約締結義務等)、第五十二条の六十一の十一(銀行による基準の作成等)、第五十二条の六十一の十九(認定電子決済等代行業者協会の認定)及び第五十二条の六十一の二十(認定電子決済等代行業者協会の業務)を除く。)(電子決済等代行業及び第五十六条(第十三号から第十八号までに係る部分に限る。)(内閣総理大臣の告示)の規定は、電子決済等代行業に係るものにあつては労働金庫電子決済等代行業について、電子決済等代行業者に係るものにあつては労働金庫電子決済等代行業者について、認定電子決済等代行業者協会に係るものにあつては認定労働金庫電子決済等代行業者協会について、銀行に係るものにあつては金庫について、それぞれ準用する。

6 前項の場合において、同項に規定する規定(銀行法第五十二条の六十一の二十一を除く。)(中「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、「内閣府令」とあるのは「内閣府令・厚生労働省令」と、「電子決済等代行業者登録簿」とあるのは「労働金庫電子決済等代行業者登録簿」と、「この法律」

とあるのは「労働金庫法」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の三第一項中「前条」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第一項」と、同法第五十二条の六十一の四第一項中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第一項」と、同法第五十二条の六十一の五第一項と、同法第五十二条の六十一の五第一項第一号ハ中「次に」とあるのは「(6)又は(9)に」と、同号ハ(9)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する」とあるのは「(6)に相当する」と、「(1)から(8)までの」とあるのは「(6)の」と、同号二(8)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」とあるのは「労働金庫法」と、「(1)から(7)までの」とあるのは「(5)の」と、同項第二号ロ(4)中「前号ハ(1)から(9)まで」とあるのは「前号ハ(6)又は(9)と、同号ロ(5)中「前号二(1)から(8)まで」とあるのは「前号二(5)又は(8)と、同法第五十二条の六十一の八第一項中「第二十七項各号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第二項各号」と、同条第二項中「営む」とあるのは「行」と、同法第五十二条の六十一の十七第一項及び第二項並びに第五十二条の六十一の十八中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第一項」と、同法第五十二条の六十一の二十一の見出し及び同条第一項中「会員名簿」とあるのは「協会員名簿」と、同条第三項中「会員でない」とあるのは「協会員(労働金庫法第八十九条の十第二号に規定する協

会員をいう。以下同じ。でない」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の二十六中「第五十二条の六十一の十九第二号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十第二号」と、「第五十二条の六十一の二十第三号」とあるのは「同法第八十九条の十第三号」と、同法第五十六条第十三号及び第十五号中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第一項」と、同条第十六号及び第十七号中「第五十二条の六十一の十九」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十六条の三第二号中「及び第三項」を「第三項及び第五項」に改める。

第九十七条第一項中「又は銀行法第五十二条の五十三」を「若しくは銀行法第五十二条の五十三に」、「の規定」を「若しくは銀行法第五十二条の六十一の十四第一項若しくは第二項（報告又は資料の提出）若しくは銀行法第五十二条の六十一の十五第一項若しくは第二項（立入検査）又は銀行法第五十二条の六十一の二十七第一項（立入検査等）の規定」に改める。

第一百条中第六号を第九号とし、同条第五号中「又は第五項」を「第五項又は第七項」に改め、同条第八号とし、同条第四号の次に次の三号を加える。

五 第八十九条の五第一項の規定に違反して、登録を受けないで労働金庫電子決済等代行業を営んだ者

六 不正の手段により第八十九条の五第一項の登録を受けた者

七 第八十九条の十二第四項の規定による労働金庫電子決済等代行業の廃止の命令に違反した者

第一百条の二中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「若しくは第五十二条の五十六第一項」を「第五十二条の五十六第一項若しくは第五十二条の六十一の十七第一項に」、「違反した者」を「違反したとき」に改め、同条第二号中「違反した者」を「違反したとき」に改め、同条に次の一号を加える。

三 銀行法第五十二条の六十一の二十八第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第一百条の三第一号中「第二項若しくは」を「第二項」に改め、「第五十二条の五十四第一項の下に」若しくは「第五十二条の六十一の十五第一項若しくは第二項」を加え、同条第二号中「又は第五十二条の五十四第一項」を「第五十二条の五十四第一項又は第五十二条の六十一の十三に改め、同条第三号中「第二項若しくは」を「第二項」に、「の規定」を「若しくは第五十二条の六十一の十四第一項若しくは第二項の規定」に改め、同条第四号中「第四十五条」を「第四十五条第三項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第六号中「又は」を「若しくは」に改め、「書類」の下に「又は銀行法第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類」を加える。

第一百条の四の六を「第一百条の四の七とし、第一百条の四の五を「第一百条の四の六とする。

第一百条の四の四第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条の前に次の一号を加える。

一 銀行法第五十二条の六十一の二十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による当該職員

の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第一百条の四の四を「第一百条の四の五とする。

第一百条の四の三の次に次の一条を加える。

第一百条の四の四 銀行法第五十二条の六十一の二十五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百条の五第一号中「第五十二条の五十二の下に」、「第五十二条の六十一の六第三項、第五十二条の六十一の七第一項」を加え、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項の規定に違反してその名称中に認定労働金庫電子決済等代行業者協会の協会員と誤認されるおそれのある文字を使用した者

第一百条の七第一項第一号中「第一百条の二の下に（第三号を除く）」を加え、同項第四号中「第一百条」を「第一百条、第一百条の二第三号」に、「第一百条の四の四」を「第一百条の四の五」に改める。

第一百一条第一項中「又は労働金庫代理業者」を「労働金庫代理業者、労働金庫電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者」に、「が法人」を「労働金庫電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人」に改め、「清算人」の下に「又は認定労働金庫電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人」を加え、同項第四号中「会員」を「会員」に改め、同項第十四号中「第六十二第三項」の下に、「第八十九条の十二第二項」を加え、「若しくは第五十二条の六十一第三項」を「第五十二条の六十一の六第三項若しくは第五十二条の六十一の六第一項」に改め、同項第二十五号中「の規定による」を「第五十二条の六十一の十六若しくは第五十二条の六十一の二十八第一項の規定による」に改め、同項第二十七号中「の規定を」又は「第五十二条の六十一の十二の規定」に改める。

第二百二条の二の次に次の一条を加える。

第二百二条の三 正当な理由がないのに銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ者は、五十万円以下の過料に処する。

第二百三条第二号中「商号中に」を「商号中に」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項の規定に違反してその名称中に認定労働金庫電子決済等代行業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者

（農林中央金庫法の一部改正）

第八條 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九章の三 指定紛争解決機関」第九十五条の六「第九十五条の八」を「第九章の四 農林中央金庫電子決済等代行業等（第九十四指定紛争解決機関（第九十五条の六）第九十五条の五の二「第九十五条の五の十」に改める。

第五十四条第四項第十号の二の次に次の一号を加える。

十の三 会員である第三条第五項各号に掲げる者（第九十五条の五の五及び第九十五条の五の六において「会員農水産業協同組合等」という。）に係る第九十五条の五の五第一項の契約の締結及び当該契約に係る第九十五条の五の六第一項の基準の作成

第五十七條第一項中「この項」の下に「及び第九十五条の五の二第二項第二号」を加える。

第八十二条第二項中「及び」を、「第九十五条の五の三第一項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業者、第九十五条の五の八に規定する認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会、第九十五条の五の九第一項に規定する電子決済等代行業者及び」に改め、同条第三項中「並びに」を、「第九十五条の五の十において読み替えて準用する同法第五十二条の六十一の十五第一項及び第二項並びに第五十二条の六十一の二十七第一項並びに」に改める。

第九十五条の六第一項第四号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第九十五条の七第三号中「第九十九条の二の六」を「第九十九条の二の七」に改める。

第九十五条の八第一項中「第七章の五」を「第七章の六」に、「第十三号」を「第十九号」に改め、同条第二項中「第五十六条第十三号」を「第五十六条第十九号」に改める。

第九章の三を第九章の四とし、第九章の二の次に次の一章を加える。

第九章の三 農林中央金庫電子決済等代行業等

(登録)
第九十五条の五の二 農林中央金庫電子決済等代行業は、主務大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

2 前項の「農林中央金庫電子決済等代行業とは、次に掲げる行為(第一号に規定する預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う同号に掲げる行為その他の利用者の保護に欠けるおそれがないと認められるものとして主務省令で定める行為を除く。)のいずれかを行う営業をいう。

一 農林中央金庫に預金の口座を開設している預金者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことの農林中央金庫に対する指図(当該指図の内容のみを含む。)の伝達(当該指図の内容のみの伝達にあつては、主務省令で定める方法によるものに限る。)を受け、これを農林中央金庫に対して伝達すること。

二 農林中央金庫に預金又は定期積金の口座を開設している預金者等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、農林中央金庫から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者等に提供すること(他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。)

(農林中央金庫との契約締結義務等)
第九十五条の五の三 農林中央金庫電子決済等代行業者(前条第一項の登録を受けて農林中央金庫電子決済等代行業(同条第二項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。)を営む者をいう。以下同じ。)は、同条第二項各号に掲げる行為(同項に規定する主務省令で定める行為を除く。)を行う前に、農林中央金庫との間で、農林中央金庫電子決済等代行業に係る契約を締結し、これに従つて農林中央金庫電子決済等代行業を営まなければならない。

2 前項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 農林中央金庫電子決済等代行業の業務に關し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての農林中央金庫と当該農林中央金庫電子決済等代行業者との賠償責任の分担に關する事項

二 当該農林中央金庫電子決済等代行業者が農林中央金庫電子決済等代行業の業務に關して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該農林中央金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に農林中央金庫が行うことができる措置に關する事項

三 その他農林中央金庫電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして主務省令で定める事項

3 農林中央金庫及び農林中央金庫電子決済等代行業者は、第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約の内容のうち前項各号に掲げる事項を、主務省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(農林中央金庫による基準の作成等)
第九十五条の五の四 農林中央金庫は、前条第一項の契約を締結するに当たつて農林中央金庫電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、主務省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2 前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる農林中央金庫電子決済等代行業者が農林中央金庫電子決済等代行業の業務に關して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の主務省令で定める事項が含まれるものとする。

3 農林中央金庫は、前条第一項の契約を締結するに当たつて、第一項の基準を満たす農林中央金庫電子決済等代行業者に対して、不当に差別的な取扱いを行つてはならない。

(特定信用事業電子決済等代行業者が会員農水産業協同組合等に係る特定信用事業電子決済等代行業を営む場合の契約の締結等)
第九十五条の五の五 農協協同組合法第九十二条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者又は水産業協同組合法第二百一十一条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者(以下この条及び次条において「特定信用事業電子決済等代行業者」と総称する。)は、農協協同組合法第九十二条の五の二第二項各号に掲げる行為(同項に規定する主務省令で定める行為を除く。)を行う前に、農林中央金庫との間で、農協協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業又は水産業協同組合法第二百一十一条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業(以下この条及び次条において「特定信用事業電子決済等代行業」と総称する。)に係る契約(農林中央金庫の会員農水産業協同組合等のうち、農林中央金庫が当該契約を締結する特定信用事業電子決済等代行業者が当該会員農水産業協同組合等に係る特定信用事業電子決済等代行業を営むことについて同意をしている会員農水産業協同組合等に係るものに限る。)を締結した場合には、農協協同組合法第九十二条の五の三第一項又は水産業協同組合法第二百一十一条の五の三第一項の契約を締結することとを要しない。

- 2 前項の場合において、特定信用事業電子決済等代行業者は、同項の契約に従つて、同項の会員農水産業協同組合等に係る特定信用事業電子決済等代行業を営まなければならない。
 - 3 第一項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 特定信用事業電子決済等代行業者が特定信用事業電子決済等代行業を営むことができる会員農水産業協同組合等の名称
 - 二 特定信用事業電子決済等代行業の業務（第一項の会員農水産業協同組合等に係るものに限る。次号において同じ。）に関し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該会員農水産業協同組合等、農林中央金庫及び当該特定信用事業電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項
 - 三 当該特定信用事業電子決済等代行業者が特定信用事業電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該特定信用事業電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に第一項の会員農水産業協同組合等及び農林中央金庫が行うことができる措置に関する事項
 - 四 その他特定信用事業電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして主務省令で定める事項
 - 4 農林中央金庫は、特定信用事業電子決済等代行業者との間で第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、同項の会員農水産業協同組合等に対し、当該契約の内容を通知しなければならない。
 - 5 第一項の契約を締結した農林中央金庫及び
- 特定信用事業電子決済等代行業者は当該契約を締結した後遅滞なく、同項の会員農水産業協同組合等は前項の規定による通知を受けた後遅滞なく、第一項の契約の内容のうち第三項各号に掲げる事項を、主務省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
- （農林中央金庫が会員農水産業協同組合等に係る特定信用事業電子決済等代行業に係る契約を締結する場合の基準の作成等）
- 第九十五条の五の六 農林中央金庫は、前条第一項の契約を締結するに当たつて特定信用事業電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、当該基準及び同項の会員農水産業協同組合等の名称その他主務省令で定める事項を、主務省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
- 2 前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる特定信用事業電子決済等代行業者が特定信用事業電子決済等代行業の業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の主務省令で定める事項が含まれるものとする。
 - 3 前条第一項の会員農水産業協同組合等は、農業協同組合法第九十二条の五の四第一項又は水産業協同組合法第二百一十一条の五の四第一項の基準に代えて、前条第一項の同意をしている旨その他の主務省令で定める事項を、主務省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
 - 4 農林中央金庫は、前条第一項の契約の締結に当たつて、第一項の基準を満たす特定信用事業電子決済等代行業者に対して、不当に差別的な取扱いを行つてはならない。

（認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会の認定）

第九十五条の五の七 主務大臣は、政令で定めるところにより、農林中央金庫電子決済等代行業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務（第三号及び第四号において「認定業務」という。）を行う者として認定することができる。

 - 一 農林中央金庫電子決済等代行業の業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び利用者の利益の保護に資することを目的とすること。
 - 二 農林中央金庫電子決済等代行業者を社員（次条及び第九十九条の三第四号において「協会員」という。）に含む旨の定款の定めがあること。
 - 三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めていること。
 - 四 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

（認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会の業務）

第九十五条の五の八 認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会（前条の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。以下同じ。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

 - 一 協会員が農林中央金庫電子決済等代行業を営むに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための協会員に対する指導、勧告その他の業務
 - 二 協会員の営む農林中央金庫電子決済等代行業に関し、契約の内容の適正化その他農林中央金庫電子決済等代行業の利用者の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務
 - 三 協会員の営む農林中央金庫電子決済等代行業の適正化並びにその取り扱う情報の適正な取扱い及び安全管理のために必要な規則の制定
 - 四 協会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査
 - 五 農林中央金庫電子決済等代行業の利用者の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供
 - 六 協会員の営む農林中央金庫電子決済等代行業に関する利用者からの苦情の処理
 - 七 農林中央金庫電子決済等代行業の利用者に対する広報
 - 八 前各号に掲げるもののほか、農林中央金庫電子決済等代行業の健全な発展及び農林中央金庫電子決済等代行業の利用者の保護に資する業務

（電子決済等代行業者による農林中央金庫電子決済等代行業）

第九十五条の五の九 第九十五条の五の二第一項の規定にかかわらず、銀行法第二十八条第十八項に規定する電子決済等代行業者（以下この条及び第百条第一項において「電子決済等代行業者」という。）は、農林中央金庫電子決済等代行業を営むことができる。

 - 2 電子決済等代行業者は、農林中央金庫電子決済等代行業を営もうとするときは、次条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項各号に掲げる事項を記載した

書類及び同条第二項第三号に掲げる書類を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出をした電子決済等代行業者に係る名簿を作成し、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の規定により農林中央金庫電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者が、この法律又はこの法律に基づく主務大臣の処分違反した場合その他農林中央金庫電子決済等代行業の業務に著しく不適当な行為をしたと認められる場合であつて、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、当該電子決済等代行業者に、農林中央金庫電子決済等代行業の廃止を命ずることができる。

5 前項の規定により農林中央金庫電子決済等代行業の廃止を命じた場合には、主務大臣は、その旨を官報で告示するものとする。

6 電子決済等代行業者が第一項の規定により農林中央金庫電子決済等代行業を営む場合においては、当該電子決済等代行業者を農林中央金庫電子決済等代行業者とみなして、第九十五条の五の三、第九十五条の五の四及び前二条の規定並びに次条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項、第五十二条の六十一の七第一項、第五十二条の六十一の八、第五十二条の六十一の九、第五十二条の六十一の十二から第五十二条の六十一の十六まで、第五十二条の六十一の十七第一項、第五十二条の六十一の二十一から第五十二条の六十一の三十三まで、第五十三條第五項並びに第五十六条(第十四号及び第十六号から第十八号までに係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る第十一章の規定を適用する。この場合において、次

条において読み替えて準用する同法第五十二条の六十一の十七第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号」と、「農林中央金庫法第九十五条の五の二第二項の登録を取り消し、又は六月」とあるのは「六月」と、「若しくは」とあるのは「又は」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(農林中央金庫電子決済等代行業に関する銀行法の準用)

第九十五条の五の十 銀行法第七章の五(第五十二条の六十一の二、第五十二条の六十一の十、第五十二条の六十一の十一、第五十二条の六十一の十九及び第五十二条の六十一の二十を除く。)、第五十三条第五項及び第五十六条(第十三号から第十八号までに係る部分に限る。)の規定は、電子決済等代行業に係るものにあつては農林中央金庫電子決済等代行業について、電子決済等代行業者に係るものにあつては農林中央金庫電子決済等代行業者について、認定電子決済等代行業者協会に係るものにあつては認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会について、銀行に係るものにあつては農林中央金庫について、それぞれ準用する。

2 前項の場合において、同項に規定する規定(銀行法第五十二条の六十一の二十一を除く。中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「電子決済等代行業者登録簿」とあるのは「農林中央金庫電子決済等代行業者登録簿」と、「この法律」とあるのは「農林中央金庫法」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の三第一項中「前条」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の二第二項」と、同法第五十二条の六十一の四第一項中

「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の五第一項第一号ハ中「次に」とあるのは「(7)又は(9)に」と、同号ハ(9)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する」とあるのは「(7)に相当する」と、「(1)から(8)まで」とあるのは「(7)の」と、同号二中「次に」とあるのは「(6)又は(8)に」と、同号二(8)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」とあるのは「農林中央金庫法」と、「(1)から(7)までの」とあるのは「(6)の」と、同項第二号ロ(4)中「前号ハ(1)から(9)まで」とあるのは「前号ハ(7)又は(9)の」と、同号ロ(5)中「前号二(1)から(8)まで」とあるのは「前号二(6)又は(8)の」と、同法第五十二条の六十一の八第一項中「第二十七項各号」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の二第二項各号」と、同法第五十二条の六十一の十七第一項及び第二項並びに第五十二条の六十一の十八中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の二第二項」と、同法第五十二条の六十一の見出し及び同条第一項中「会員名簿」とあるのは「協会員名簿」と、同条第三項中「会員でない」とあるのは「協会員(農林中央金庫法第九十五条の五の七第二号に規定する協会員をいう。以下同じ。でない)」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の二十六中「第五十二条の六十一の十九第二号」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の

七第二号」と、「第五十二条の六十一の二十第三号」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の八第三号」と、同法第五十三条第五項中「第五十二条の六十一の十第一項」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の三第三項又は第九十五条の五の五第一項」と、同法第五十六条第十三号及び第十五号中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の二第二項」と、同条第十号及び第十七号中「第五十二条の六十一の十九」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の七」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十八条の二に次の三号を加える。

六 第九十五条の五の二第二項の規定に違反して登録を受けずに農林中央金庫電子決済等代行業を営んだ者

七 不正の手段により第九十五条の五の二第二項の登録を受けた者

八 第九十五条の五の九第四項の規定による農林中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令に違反した者

第九十八条の三中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「違反した者」を「違反したとき」に改め、同条第二号中「の規定」を「又は第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定に」、「違反した者」を「違反したとき」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十八第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第九十九条中「受けた者」の下に「若しくは農

項、第六十条の八、第六十条の十、第六十条の十二、第六十条の十三第一項及び第二項、第六

十條の十四、第六十條の十五、第六十條の十九第二項、第六十條の二十六第一項、第六十條の三十二を加える。

第八章の次に次の一章を加える。

第八章の二 商工組合中央金庫電子決済等代行業

(定義)

第六十條の二 この章において「商工組合中央金庫電子決済等代行業」とは、次に掲げる行為(第一号に規定する預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う同号に掲げる行為その他の利用者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして主務省令で定める行為を除く。)のいずれかを行う営業をいう。

一 商工組合中央金庫に預金の口座を開設している預金者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことの商工組合中央金庫に対する指図(当該指図の内容のみを含む。)の伝達(当該指図の内容のみの伝達にあつては、主務省令で定める方法によるものに限る。)を受け、これを商工組合中央金庫に対して伝達すること。

二 商工組合中央金庫に預金又は定期積金の口座を開設している預金者等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、商工組合中央金庫から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者等に提供すること(他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。)

2 この章において「商工組合中央金庫電子決済等代行業者」とは、次条の登録を受けて商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む者をいう。

3 この章において「認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会」とは、第六十條の二十一の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。

(登録)

第六十條の三 商工組合中央金庫電子決済等代行業は、主務大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

(登録の申請)

第六十條の四 前条の登録を受けようとする者(次条第二項及び第六十條の六において「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名

二 法人であるときは、その役員(外国法人にあつては、外国の法令上これと同様に取扱いされている者及び日本における代表者を含む。以下この章において同じ。)の氏名

三 商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地

四 その他主務省令で定める事項

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第六十條の六第一項各号(第一号口を除く。)のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 法人であるときは、定款及び登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。)

三 商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務の内容及び方法として主務省令で定めるものを記載した書類

四 その他主務省令で定める書類
(登録の実施)

第六十條の五 主務大臣は、第六十條の三の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を商工組合中央金庫電子決済等代行業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 主務大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

3 主務大臣は、商工組合中央金庫電子決済等代行業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第六十條の六 主務大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第六十條の四第一項の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 次のいずれかに該当する者

イ 商工組合中央金庫電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる主務省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者

ロ 商工組合中央金庫電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない者

ハ 第六十條の十九第一項若しくは第二項の規定により第六十條の三の登録を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けて

ている同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。)を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

二 第六十條の三十二第四項の規定による商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令を受け、又はこの法律に相当する外国の法令の規定による同種類の業務の廃止の命令を受け、その命令の日から五年を経過しない者

ホ この法律、農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第百四十二号)、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)、信用金庫法、労働金庫法(昭和二十八年法律第百二十七号)、銀行法、農林中央金庫法その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二 法人である場合においては、次のいずれかに該当する者

イ 外国法人であつて日本における代表者を定めていない者

ロ 役員のうち次のいずれかに該当する者のある者

(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらに相当する者
(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

- (3) 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- (4) 法人が第六十条の十九第一項若しくは第二項の規定により第六十条の三の登録を取り消され、又は法人がこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。)を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の役員であつた者で、その取消しの日から五年を経過しない者
- (5) 法人が第六十条の三十二第四項の規定による商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令を受け、又は法人がこの法律に相当する外国の法令の規定による同種類の業務の廃止の命令を受けた場合において、その命令の日前三十日以内にその法人の役員であつた者で、その命令の日から五年を経過しない者
- (6) 前号ハからホまでのいずれかに該当する者
- 三 個人である場合においては、次のいずれかに該当する者
- イ 外国に住所を有する個人であつて日本における代理人を定めていない者
- ロ 前号口(1)から(5)までのいずれかに該当する者
- 2 主務大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない

い。
(変更の届出)
第六十条の七 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、第六十条の四第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、主務省令で定める場合を除き、主務省令で定めるところにより、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を商工組合中央金庫電子決済等代行業者登録簿に登録しなければならない。

3 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、第六十条の四第二項第三号に掲げる書類に記載した業務の内容又は方法について変更があつたときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(開業等の届出)
第六十条の八 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、商工組合中央金庫電子決済等代行業を開始したとき、商工組合中央金庫との間で第六十条の十二第一項の契約を締結したとき、その他主務省令で定める場合に該当するときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(廃業等の届出)
第六十条の九 商工組合中央金庫電子決済等代行業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一 商工組合中央金庫電子決済等代行業を廃止したとき、又は会社分割により商工組合中央金庫電子決済等代行業の全部の承継を

させたとき、若しくは商工組合中央金庫電子決済等代行業の全部の譲渡をしたとき
その商工組合中央金庫電子決済等代行業を廃止し、又は承継をさせ、若しくは譲渡をした個人又は法人

二 商工組合中央金庫電子決済等代行業者である個人が死亡したとき その相続人

三 商工組合中央金庫電子決済等代行業者である法人が合併により消滅したとき その法人を代表する役員であつた者

四 商工組合中央金庫電子決済等代行業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人

五 商工組合中央金庫電子決済等代行業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人

2 商工組合中央金庫電子決済等代行業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者の登録は、その効力を失う。

(利用者に対する説明等)
第六十条の十 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、第六十条の二第一項各号に掲げる行為(同項に規定する主務省令で定める行為を除く。)を行うときは、主務省令で定める場合を除き、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、利用者に対し、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 商工組合中央金庫電子決済等代行業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 商工組合中央金庫電子決済等代行業者の権限に関する事項

三 商工組合中央金庫電子決済等代行業者の損害賠償に関する事項

四 商工組合中央金庫電子決済等代行業に関

する利用者からの苦情又は相談に応ずる營業所又は事務所の連絡先

五 その他主務省令で定める事項

2 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、商工組合中央金庫電子決済等代行業に関し、主務省令で定めるところにより、商工組合中央金庫電子決済等代行業と商工組合中央金庫が営む業務との誤認を防止するための情報の利用者への提供、商工組合中央金庫電子決済等代行業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理、商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

(商工組合中央金庫電子決済等代行業者の誠実義務)
第六十条の十一 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、利用者のため誠実にその業務を遂行しなければならない。

(商工組合中央金庫との契約締結義務等)
第六十条の十二 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、第六十条の二第一項各号に掲げる行為(同項に規定する主務省令で定める行為を除く。)を行う前に、商工組合中央金庫との間で、商工組合中央金庫電子決済等代行業に係る契約を締結し、これに従つて商工組合中央金庫電子決済等代行業を営まなければならない。

2 前項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務に関し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての商工組合中央金庫

と当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項

二 当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者が商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に商工組合中央金庫が行うことができる措置に関する事項

三 その他商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして主務省令で定める事項

3 商工組合中央金庫及び商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約の内容のうち前項各号に掲げる事項を、主務省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(商工組合中央金庫による基準の作成等)

第六十条の十三 商工組合中央金庫は、前条第一項の契約を締結するに当たって商工組合中央金庫電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、主務省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2 前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる商工組合中央金庫電子決済等代行業者が商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の主務省令で定める事項が含まれるものとする。

3 商工組合中央金庫は、前条第一項の契約を締結するに当たって、第一項の基準を満たす

商工組合中央金庫電子決済等代行業者に対して、不当に差別的な取扱いを行ってはならない。

(商工組合中央金庫電子決済等代行業に関する帳簿書類)

第六十条の十四 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、主務省令で定めるところにより、商工組合中央金庫電子決済等代行業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(商工組合中央金庫電子決済等代行業に関する報告書)

第六十条の十五 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、事業年度ごとに、主務省令で定めるところにより、商工組合中央金庫電子決済等代行業に関する報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第六十条の十六 主務大臣は、商工組合中央金庫電子決済等代行業者の商工組合中央金庫電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 主務大臣は、商工組合中央金庫電子決済等代行業者の商工組合中央金庫電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者と商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務に関して取引する者又は当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者から商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務の委託を受けた者(その者から委託(一)以上の段階にわた

る委託を含む。)を受けた者を含む。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。)に対し、当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者の業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

3 商工組合中央金庫電子決済等代行業者と商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務に関して取引する者又は商工組合中央金庫電子決済等代行業者から商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(立入検査)

第六十条の十七 主務大臣は、商工組合中央金庫電子決済等代行業者の商工組合中央金庫電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に商工組合中央金庫電子決済等代行業者と商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務に関して取引する者若しくは商工組合中央金庫電子決済等代行業者から商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、商工組合中央金庫電子決済等代行業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 前条第三項の規定は、第二項の規定による商工組合中央金庫電子決済等代行業者と商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務に関して取引する者又は商工組合中央金庫電子決済等代行業者から商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

(業務改善命令)

第六十条の十八 主務大臣は、商工組合中央金庫電子決済等代行業者の商工組合中央金庫電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者に対し、その必要の限度において、業務の内容及び方法の変更その他監督上必要な措置を命ずることができる。

(登録の取消し等)

第六十条の十九 主務大臣は、商工組合中央金庫電子決済等代行業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第六十条の三の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 商工組合中央金庫電子決済等代行業者が第六十条の六第一項各号のいずれかに該当することとなつたとき。
二 不正の手段により第六十条の三の登録を受けたとき。

三 この法律又はこの法律に基づく主務大臣の処分違反したとき、その他商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務に關し著しく不適当な行為をしたと認められるとき。 2 主務大臣は、商工組合中央金庫電子決済等代行業者の營業所若しくは事務所の所在地を確知できないとき、又は商工組合中央金庫電子決済等代行業者の所在(法人である場合に於ては、その法人を代表する役員の所在)を確知できないときは、主務省令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者から申出がないときは、当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者の第六十条の三の登録を取り消すことができる。 3 前項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。 (登録の抹消) 第六十条の二十 主務大臣は、次に掲げる場合には、商工組合中央金庫電子決済等代行業者の登録を抹消しなければならない。 一 前条第一項又は第二項の規定により第六十条の三の登録を取り消したとき。 二 第六十条の九第二項の規定により第六十条の三の登録がその効力を失ったとき。 (認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会の認定) 第六十条の二十一 主務大臣は、政令で定めるところにより、商工組合中央金庫電子決済等代行業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務(以下この章において「認定業務」という。)を行う者として認定する。	ることができる。 一 商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び利用者の利益の保護に資することを目的とすること。 二 商工組合中央金庫電子決済等代行業者を社員(以下この章及び第七十四条の二第二号において「会員」という。)に含む旨の定款の定めがあること。 三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めておくこと。 四 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。 (認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会の業務) 第六十条の二十二 認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会は、次に掲げる業務を行うものとする。 一 会員が商工組合中央金庫電子決済等代行業を営むに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務 二 会員の営む商工組合中央金庫電子決済等代行業に關し、契約の内容の適正化その他商工組合中央金庫電子決済等代行業の利用者の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務 三 会員の営む商工組合中央金庫電子決済等代行業の適正化並びにその取り扱う情報の適正な取扱い及び安全管理のために必要な規則の制定 四 会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査	五 商工組合中央金庫電子決済等代行業の利用者の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供 六 会員の営む商工組合中央金庫電子決済等代行業に關する利用者からの苦情の処理 七 商工組合中央金庫電子決済等代行業の利用者に対する広報 八 前各号に掲げるもののほか、商工組合中央金庫電子決済等代行業の健全な発展及び商工組合中央金庫電子決済等代行業の利用者の保護に資する業務 (会員名簿の縦覧等) 第六十条の二十三 認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会は、会員名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。 2 認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会でない者(銀行法第五十二条の六十一の十九の規定による認定を受けた者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。)は、その名称中に、認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。 3 認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会の会員でない者(銀行法第二十九条に規定する認定電子決済等代行業者協会の社員である者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。)は、その名称中に、認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会の会員と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。 (利用者の保護に資する情報の提供) 第六十条の二十四 認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会は、第六十条の三十一の規定により主務大臣から提供を受けた情報のうち商工組合中央金庫電子決済等代行業の	利用者の保護に資する情報について、商工組合中央金庫電子決済等代行業の利用者に提供できるようにしなければならない。 (利用者からの苦情に關する対応) 第六十条の二十五 認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会は、商工組合中央金庫電子決済等代行業の利用者から会員の営む商工組合中央金庫電子決済等代行業に關する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。 2 認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。 3 会員は、認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。 4 認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会は、第一項の申出、苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。 (認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会への報告等) 第六十条の二十六 会員は、商工組合中央金庫電子決済等代行業者が行つた利用者の保護に欠ける行為に關する情報その他商工組合中央金庫電子決済等代行業の利用者の利益を保護するために必要な情報として主務省令で定めるものを取得したときは、これを認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会に報告しなければならない。
---	---	---	--

2 認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会は、その保有する前項に規定する情報について会員から提供の請求があつたときは、正当な理由がある場合を除き、当該請求に係る情報を提供しなければならない。

(秘密保持義務等)

第六十条の二十七 認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者(次項において「役員等」という。)は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会の役員等は、その職務に関して知り得た情報を、認定業務(当該認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会が銀行法第五十二条の六十一の十九の認定を受けた一般社団法人であつて、当該役員等が当該一般社団法人の同法第五十二条の六十一の二十に規定する業務に従事する役員等である場合における当該業務その他これに類する業務として政令で定める業務を含む。)の用に供する目的以外に利用してはならない。

(定款の必要的記載事項)

第六十条の二十八 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第十一条第一項各号に掲げる事項及び第六十条の二十一第二号に規定する定款の定めのほか、認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会は、その定款において、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は第六十条の二十二第三号の規則に違反した会員に対し、定款で定める会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

(立入検査等)

第六十条の二十九 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会の事務所に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会に対する監督命令等)

第六十条の三十 主務大臣は、認定業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会の業務の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その認定を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会への情報提供)

第六十条の三十一 主務大臣は、認定商工組合

中央金庫電子決済等代行業者協会の求めに応じ、認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会が認定業務を適正に行うために必要な限度において、商工組合中央金庫電子決済等代行業者に関する情報であつて認定業務に資するものとして主務省令で定める情報を提供することができる。

(電子決済等代行業者による商工組合中央金庫電子決済等代行業)

第六十条の三十二 第六十条の三の規定にかかわらず、銀行法第二条第十八項に規定する電子決済等代行業者(以下この条、次条第七号及び第七十六条において「電子決済等代行業者」という。)は、商工組合中央金庫電子決済等代行業を営むことができる。

2 電子決済等代行業者は、商工組合中央金庫電子決済等代行業を営もうとするときは、第六十条の四第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第三号に掲げる書類を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出をした電子決済等代行業者に係る名簿を作成し、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の規定により商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者が、この法律又はこの法律に基づく主務大臣の処分に違反した場合その他商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認められる場合であつて、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、当該電子決済等代行業者に、商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止を命ずることができる。

5 電子決済等代行業者が第一項の規定により商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む場

合においては、当該電子決済等代行業者を商工組合中央金庫電子決済等代行業者とみなして、第六十条の七第一項及び第三項、第六十条の八、第六十条の九第一項、第六十条の十から第六十条の十八まで、第六十条の十九第一項、第六十条の二十一から前条まで、次条(第一号を除く。)並びに第六十条の三十四の規定並びにこれらの規定に係る第十章の規定を適用する。この場合において、第六十条の十九第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号」と、「第六十条の三の登録を取り消し、又は六月」とあるのは「六月」と、「若しくは」とあるのは「又は」とするほか、必要な技術的読替等は、政令で定める。

(主務大臣の告示)

第六十条の三十三 次に掲げる場合には、主務大臣は、その旨を官報で告示するものとする。

一 第六十条の九第二項の規定により第六十条の三の登録が効力を失つたとき。

二 第六十条の十九第一項の規定により商工組合中央金庫電子決済等代行業者の商工組合中央金庫電子決済等代行業の全部又は一部の停止を命じたとき。

三 第六十条の十九第一項又は第二項の規定により第六十条の三の登録を取り消したとき。

四 第六十条の二十一の規定による認定をしたとき。

五 第六十条の三十第二項の規定により第六十条の二十一の認定を取り消したとき。

六 第六十条の三十第二項の規定により認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

七 前条第四項の規定により電子決済等代行業者の商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止を命じたとき。

(外国法人等に対するこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替え等)

第六十条の三十四 商工組合中央金庫電子決済等代行業者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合におけるこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替えその他当該外国法人又は個人に対するこの法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十五条中「又は承認」を「承認、登録又は認定」に改める。

第七十条に次の三号を加える。

三 第六十条の三の規定に違反して、同条の登録を受けずに商工組合中央金庫電子決済等代行業(第六十条の二第一項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業をいう。第五号において同じ。)を営んだとき。

四 不正の手段により第六十条の三の登録を受けたとき。

五 第六十条の三第二項の規定による商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令に違反したとき。

第七十一条を次のように改める。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第五十九条、第六十条又は第六十条の十九第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

二 第六十条の三第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第七十二条第一号中「第十条若しくは」を「第

十条」に、「の規定」を「若しくは第六十条の十六第一項若しくは第二項の規定」に改め、同条第二号中「若しくは第五十八条第一項若しくは第二項」を「第五十八条第一項若しくは第二項若しくは第六十条の十七第一項若しくは第二項」に改め、同条第三号中「第五十一条の下に」を「若しくは第六十条の十五」を加え、「同条」を「これら」に改め、同条に次の一号を加える。

六 第六十条の四第一項の規定による登録申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出したとき。

第七十三条の次に次の一号を加える。

第七十三条の二 第六十条の二十七の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十四条に次の一号を加える。

五 第六十条の二十九第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避したとき。

第七十四条の次に次の一号を加える。

第七十四条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六十条の七第三項若しくは第六十条の九第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第六十条の二十三第三項の規定に違反してその名称中に認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会(第六十条の二第三

項に規定する認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会をいう。第七十六条及び第七十七条第二号において同じ。)の会員と誤認されるおそれのある文字を使用したとき。

第七十五条第一項第一号中「第七十一条」を「第七十一条第一号」に改め、同項第四号中「第七十条第一号又は前条」を「第七十条(第二号を除く。)、第七十一条第二号又は前条」に改める。

第七十六条中「又は株主」を「株主」に改め、「清算人」の下に「商工組合中央金庫電子決済等代行業者(第六十条の二第二項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業者をいう。以下この条において同じ。)」若しくは電子決済等代行業者(商工組合中央金庫電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人)又は認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人」を加え、同条第二号中「又は第三十九条第七項」を「第三十九条第七項、第六十条の七第一項、第六十条の八又は第六十条の三十二第二項に改め、同条第八号中「又は第十三条第一項」を「第十三条第一項、第六十条の十八又は第六十条の三十一第一項に改め、同条中第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 第六十条の十四の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

第七十六条の次に次の一号を加える。

第七十六条の二 正当な理由がないのに第六十

条の二十三第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の過料に処する。

第七十七条を次のように改める。

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、十万円以下の過料に処する。

一 第五条の規定に違反したとき。

二 第六十条の二十三第二項の規定に違反してその名称中に認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用したとき。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十条、第十一条及び第二十条の規定は、公布の日から施行する。

(銀行法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に電子決済等代行業(第一条の規定による改正後の銀行法(以下「新銀行法」という。))第二十条第十七項に規定する電子決済等代行業をいう。以下同じ。)を営んでいる者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して六月間(当該期間内に新銀行法第五十二条の六十一の五第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用される新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定により電子決済等代行業の全部の廃止を命ぜられたときは、当該処分のあった日又は当該廃止を命ぜられた日までの間)は、新銀行法第五十二条の六十一の二の規定にかかわらず、当該電子決済等代行業を営むことができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、そ

の期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により電子決済等代行業を営むことができる場合においては、その者を電子決済等代行業者(新銀行法第二十八項に規定する電子決済等代行業者をいう。以下同じ。)とみなして、新銀行法(第五十二條の六十一の十及び第五十二條の六十一の十一を除く。)の規定を適用する。この場合において、新銀行法第五十二條の六十一の十七第一項中「第五十二條の六十一の二の登録を取り消し」とあるのは、「電子決済等代行業の全部の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

3 前項の規定により読み替えて適用される新銀行法第五十二條の六十一の十七第一項の規定により電子決済等代行業の全部の廃止を命ぜられた場合における新銀行法の規定の適用については、当該廃止を命ぜられた者を同項の規定により新銀行法第五十二條の六十一の二の登録を取り消された者と、当該廃止を命ぜられた日を当該登録の取消しの日とみなす。

4 施行日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までにおける新銀行法第五十二條の六十一の十の規定の適用については、同条第一項中「は、第二十七項各号」とあるのは「(第二十七項第一号と、二)と」とあるのは「(以下この項において同じ。)を行うものに限る。以下この条及び次項において同じ。)」は、同号に掲げる行為を」と、「それぞれ当該各号」とあるのは「同号」と、「電子決済等代行業に」とあるのは「電子決済等代行業(同号に掲げる行為を行うものに限る。以下この項及び次項並びに次条第二項において同じ。)に」とする。

5 この法律の施行の際現にその名称中に認定電

子決済等代行業者協会又は認定電子決済等代行業者協会の会員であると誤認されるおそれのある文字を使用している者については、新銀行法第五十二條の六十一の二十一第二項及び第三項の規定は、施行日から起算して六月間は、適用しない。

(農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)
 第三條 この法律の施行の際現に特定信用事業電子決済等代行業(第二條の規定による改正後の農業協同組合法(以下「新農業協同組合法」という。))第九十二條の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業をいう。以下この条において同じ。)を営んでいる者は、施行日から起算して六月間(当該期間内に新農業協同組合法第九十二條の五の九第一項において準用する新銀行法第五十二條の六十一の五第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用される新農業協同組合法第九十二條の五の九第一項において準用する新銀行法第五十二條の六十一の十七第一項の規定により特定信用事業電子決済等代行業の全部の廃止を命ぜられたときは、当該処分のあった日又は当該廃止を命ぜられた日までとの間)は、新農業協同組合法第九十二條の五の二第一項の規定にかかわらず、当該特定信用事業電子決済等代行業を営むことができる。その者がその期間内に同項又は新銀行法第五十二條の六十一の二の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請(その者がその期間内に同項及び同条の登録の申請をした場合にあっては、同項の申請)について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により特定信用事業電子決済等代行業を営むことができる場合においては、その

者を特定信用事業電子決済等代行業者(新農業協同組合法第九十二條の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいう。以下この条において同じ。)とみなして、新農業協同組合法(第九十二條の五の三から第九十二條の五の五までを除く。)の規定を適用する。この場合において、新農業協同組合法第九十二條の五の九において読み替えて準用する新銀行法第五十二條の六十一の十七第一項中「農業協同組合法第九十二條の五の二第一項の登録を取り消し」とあるのは、「特定信用事業電子決済等代行業の全部の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

3 前項の規定により読み替えて適用される新農業協同組合法第九十二條の五の九第一項において準用する新銀行法第五十二條の六十一の十七第一項の規定により特定信用事業電子決済等代行業の全部の廃止を命ぜられた場合における新農業協同組合法及び新銀行法の規定の適用については、当該廃止を命ぜられた者を新農業協同組合法第九十二條の五の九第一項において準用する新銀行法第五十二條の六十一の十七第一項の規定により新農業協同組合法第九十二條の五の二第一項の登録を取り消された者と、当該廃止を命ぜられた日を当該登録の取消しの日とみなす。

4 施行日から前条第四項に規定する政令で定める日までにおける新農業協同組合法第九十二條の五の三及び第九十二條の五の六第二項の規定により適用する場合を含む。)の規定の適用については、新農業協同組合法第九十二條の五の三第一項中「同条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業をいう。以下」とあるのは「同条第二項第一号に掲げる行為(同項に規定する主務省令で定める行為を除く。以下この項に

おいて同じ。)を行う営業をいう。以下この条から第九十二條の五の五までにおいて」と、「同じ。」は、同条第二項各号」とあるのは「この条から第九十二條の五の五までにおいて同じ。」は、同号」と、「行為(同項に規定する主務省令で定める行為を除く。)」とあるのは「行為」と、「それぞれ当該各号」とあるのは「同号」と、新農業協同組合法第九十二條の五の六中「特定信用事業電子決済等代行業者が」とあるのは「特定信用事業電子決済等代行業者(第九十二條の五の二第一項の登録を受けて特定信用事業電子決済等代行業(同条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業をいう。以下同じ。)を営む者をいう。以下同じ。))が」とする。

5 この法律の施行の際現にその名称中に認定特定信用事業電子決済等代行業者協会又は認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の協会員であると誤認されるおそれのある文字を使用している者については、新農業協同組合法第九十二條の五の九第一項において準用する新銀行法第五十二條の六十一の二十一第二項及び第三項の規定は、施行日から起算して六月間は、適用しない。

(水産業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)
 第四條 この法律の施行の際現に特定信用事業電子決済等代行業(第三條の規定による改正後の水産業協同組合法(以下「新水産業協同組合法」という。))第二百一十一條の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業をいう。以下この条において同じ。)を営んでいる者は、施行日から起算して六月間(当該期間内に新水産業協同組合法第二百一十一條の五の九第一項において準用する新銀行法第五十二條の六十一の五第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用され

2 前項の規定により特定信用事業電子決済等代行業者を営むことができる場合においては、その者を特定信用事業電子決済等代行業者（新水産業協同組合法第二百一十一条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいう。以下この条において同じ。）とみなして、新水産業協同組合法第二百一十一条の五の三から第二百一十一条の五の五までを除く。）の規定を適用する。この場合において、新水産業協同組合法第二百一十一条の五の九において読み替えて準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項中「水産業協同組合法第二百一十一条の五の二第一項の登録を取り消し」とあるのは、「特定信用事業電子決済等代行業の全部の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

3 前項の規定により読み替えて適用される新水産業協同組合法第二百一十一条の五の九第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定により特定信用事業電子決済等代行業の全部の廃止を命ぜられたときは、当該処分の日又は当該廃止を命ぜられた日までの間は、新水産業協同組合法第二百一十一条の五の二第二項の規定にかかわらず、当該特定信用事業電子決済等代行業を営むことができる。その者がその期間内に同項又は新銀行法第五十二条の六十一の二の登録の申請をした場合においては、その期間を経過したときは、その申請（その者がその期間内に同項及び同条の登録の申請をした場合にあつては、同項の申請）について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

4 施行日から附則第二条第四項に規定する政令で定める日までにおける新水産業協同組合法第二百一十一条の五の三及び第二百一十一条の五の六（第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用については、新水産業協同組合法第二百一十一条の五の三第一項中「同条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業をいう。以下」とあるのは「同条第二項第一号に掲げる行為（同項に規定する主務省令で定める行為を除く。以下この項において同じ。）を行う営業をいう。以下この条から第二百一十一条の五の五までにおいて」と、「同じ。」は、「同条第二項各号」とあるのは「この条から第二百一十一条の五の五までにおいて同じ。」は、「同条」と、「行為（同項に規定する主務省令で定める行為を除く。）」とあるのは「行為」と、「それぞれ当該各号」とあるのは「同号」と、新水産業協同組合法第二百一十一条の五の六中「特定信用事業電子決済等代行業者が」とあるのは「特定信用事業電子決済等代行業者（第二百一十一条の五の二第二項の登録を受け、特定信用事業電子決済等代行業（同条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業をいう。以下同じ。）を営む者をいう。以下同じ。）が」とする。

5 この法律の施行の際現にその名称中に認定特定信用事業電子決済等代行業者協会又は認定等代行業の全部の廃止を命ぜられた場合における新水産業協同組合法及び新銀行法の規定の適用については、当該廃止を命ぜられた者を新水産業協同組合法第二百一十一条の五の九第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定により新水産業協同組合法第二百一十一条の五の二第二項の登録を取り消された者と、当該廃止を命ぜられた日を当該登録の取消しの日とみなす。

2 前項の規定により信用協同組合電子決済等代行業を営むことができる場合においては、その者を信用協同組合電子決済等代行業者（新協同組合金融事業法第六条の五の三第一項に規定する信用協同組合電子決済等代行業者をいう。以下同じ。）とみなして、新協同組合金融事業法（第六条の五の三から第六条の五の六までを除く。）の規定を適用する。この場合において、新協同組合金融事業法第六条の五の十第一項において読み替えて準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項中「協同組合による金融事業に関する法律（以下「新協同組合金融事業法」という。）」第六十六条の五の二第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業をいう。以下同じ。）を営んでいる者は、施行日から起算して六月間（当該期間内に新協同組合金融事業法第六条の五の十第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の五第二項の規定による登録の拒否の処分があつたときは、又は次項の規定により読み替えて適用される新協同組合金融事業法第六条の五の十第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定により信用協同組合電子決済等代行業の全部の廃止を命ぜられたときは、当該処分の日又は当該廃止を命ぜられた日までの間は、新協同組合金融事業法第六条の五の二第二項の規定にかかわらず、当該信用協同組合電子決済等代行業を営むことができる。その者がその期間内に同項又は新銀行法第五十二条の六十一の二の登録の申請をした場合においては、その期間を経過したときは、その申請（その者がその期間内に同項及び同条の登録の申請をした場合にあつては、同項の申請）について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

5 第五条 この法律の施行の際現に信用協同組合電子決済等代行業（第五条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律（以下「新協同組合金融事業法」という。）」第六十六条の五の二第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業をいう。以下同じ。）を営んでいる者は、施行日から起算して六月間（当該期間内に新協同組合金融事業法第六条の五の十第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の五第二項の規定による登録の拒否の処分があつたときは、又は次項の規定により読み替えて適用される新協同組合金融事業法第六条の五の十第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定により信用協同組合電子決済等代行業の全部の廃止を命ぜられたときは、当該処分の日又は当該廃止を命ぜられた日までの間は、新協同組合金融事業法第六条の五の二第二項の規定にかかわらず、当該信用協同組合電子決済等代行業を営むことができる。その者がその期間内に同項又は新銀行法第五十二条の六十一の二の登録の申請をした場合においては、その期間を経過したときは、その申請（その者がその期間内に同項及び同条の登録の申請をした場合にあつては、同項の申請）について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

4 施行日から附則第二条第四項に規定する政令で定める日までにおける新協同組合金融事業法（第六条の五の三及び第六条の五の五並びに第六条の五の七第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用については、新協同組合金融事業法第六条の五の三第一項中「同条第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業をいう。以下」とあるのは「同条第二項第一号に掲げる行為（同項に規定する主務省令で定める行為を除く。以下この項において同じ。）を行う営業をいう。以下この条から第二百一十一条の五の五までにおいて」と、「同じ。」は、「同条第二項各号」とあるのは「この条から第二百一十一条の五の五までにおいて同じ。」は、「同条」と、「行為（同項に規定する主務省令で定める行為を除く。）」とあるのは「行為」と、「それぞれ当該各号」とあるのは「同号」と、新水産業協同組合法第二百一十一条の五の六中「特定信用事業電子決済等代行業者が」とあるのは「特定信用事業電子決済等代行業者（第二百一十一条の五の二第二項の登録を受け、特定信用事業電子決済等代行業（同条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業をいう。以下同じ。）を営む者をいう。以下同じ。）が」とする。

いう。以下」とあるのは「同条第二項第一号に掲げる行為(同項に規定する内閣府令で定める行為を除く。以下この項において同じ。)を行う営業をいう。以下この条から第六条の五の六までにおいて」と、「同じ。」は、同条第二項各号」とあるのは「この条から第六条の五の六までにおいて同じ。」は、同号」と、「行為(同項に規定する内閣府令で定める行為を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「行為」と、「それぞれ当該各号」とあるのは「同号」と、新協同組合金融事業法第六條の五の五第一項中「第六條の五の二第二項各号」とあるのは「第六條の五の二第二項第一号」と、新協同組合金融事業法第六條の五の七中「信用協同組合電子決済等代行業者が」とあるのは「信用協同組合電子決済等代行業者(第六條の五の二第一項の登録を受けて信用協同組合電子決済等代行業(同条第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業をいう。以下同じ。)を営む者をいう。以下同じ。)」とする。

5 この法律の施行の際現にその名称中に認定信用協同組合電子決済等代行業者協会又は認定信用協同組合電子決済等代行業者協会の協会員であると誤認されるおそれのある文字を使用している者については、新協同組合金融事業法第六條の五の十第一項において準用する新銀行法第五十二條の六十一の二十一第二項及び第三項の規定は、施行日から起算して六月間は、適用しない。

(信用金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第六條 この法律の施行の際現に信用金庫電子決済等代行業(第六條の規定による改正後の信用金庫法(以下「新信用金庫法」という。))第八十五條の四第二項に規定する信用金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。を営んでいる者は、施行日から起算して六月間(当該期間内に新信用

金庫法第八十九條第七項において準用する新銀行法第五十二條の六十一の五第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用される新信用金庫法第八十九條第七項において準用する新銀行法第五十二條の六十一の十七第一項の規定により信用金庫電子決済等代行業の全部の廃止を命ぜられたときは、当該処分があった日又は当該廃止を命ぜられた日までの間は、新信用金庫法第八十五條の四第一項の規定にかかわらず、当該信用金庫電子決済等代行業を営むことができ。その者がその期間内に同項又は新銀行法第五十二條の六十一の二の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請(その者がその期間内に同項及び同条の登録の申請をした場合にあっては、同項の申請)について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により信用金庫電子決済等代行業を営むことができる場合においては、その者を信用金庫電子決済等代行業者(新信用金庫法第八十五條の五第一項に規定する信用金庫電子決済等代行業者をいう。以下同じ。)とみなして、新信用金庫法第八十五條の五から第八十五條の八までを除く。の規定を適用する。この場合において、新信用金庫法第八十九條第七項において読み替えて準用する新銀行法第五十二條の六十一の十七第一項中「信用金庫法第八十五條の四第一項の登録を取り消し」とあるのは、「信用金庫電子決済等代行業の全部の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 前項の規定により読み替えて適用される新信用金庫法第八十九條第七項において準用する新銀行法第五十二條の六十一の十七第一項の規定

により信用金庫電子決済等代行業の全部の廃止を命ぜられた場合における新信用金庫法及び新銀行法の規定の適用については、当該廃止を命ぜられた者を新信用金庫法第八十九條第七項において準用する新銀行法第五十二條の六十一の十七第一項の規定により新信用金庫法第八十五條の四第一項の登録を取り消された者と、当該廃止を命ぜられた日を当該登録の取消しの日とみなす。

4 施行日から附則第二条第四項に規定する政令で定める日までにおける新信用金庫法第八十五條の五及び第八十五條の七並びに第八十五條の九(第二項の規定により適用する場合を含む。))の規定の適用については、新信用金庫法第八十五條の五第一項中「同条第二項に規定する信用金庫電子決済等代行業をいう。以下」とあるのは「同条第二項第一号に掲げる行為(同項に規定する内閣府令で定める行為を除く。以下この項において同じ。)を行う営業をいう。以下この条から第八十五條の八までにおいて」と、「同じ。」は、同条第二項各号」とあるのは「この条から第八十五條の八までにおいて同じ。」は、同号」と、「行為(同項に規定する内閣府令で定める行為を除く。以下この項において同じ。)」とあるのは「行為」と、「それぞれ当該各号」とあるのは「同号」と、新信用金庫法第八十五條の九中「信用金庫電子決済等代行業者が」とあるのは「信用金庫電子決済等代行業者(第八十五條の四第一項の登録を受けて信用金庫電子決済等代行業(同条第二項に規定する信用金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。))を営む者をいう。以下同じ。)」とする。

5 この法律の施行の際現にその名称中に認定信

用金庫電子決済等代行業者協会又は認定信用金庫電子決済等代行業者協会の協会員であると誤認されるおそれのある文字を使用している者については、新信用金庫法第八十九條第七項において準用する新銀行法第五十二條の六十一の二十一第二項及び第三項の規定は、施行日から起算して六月間は、適用しない。

(労働金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第七條 この法律の施行の際現に労働金庫電子決済等代行業(第七條の規定による改正後の労働金庫法(以下「新労働金庫法」という。))第八十九條の五第二項に規定する労働金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。を営んでいる者は、施行日から起算して六月間(当該期間内に新労働金庫法第九十四條第五項において準用する新銀行法第五十二條の六十一の五第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用される新労働金庫法第九十四條第五項において準用する新銀行法第五十二條の六十一の十七第一項の規定により労働金庫電子決済等代行業の全部の廃止を命ぜられたときは、当該処分があった日又は当該廃止を命ぜられた日までの間は、新労働金庫法第八十九條の五第一項の規定にかかわらず、当該労働金庫電子決済等代行業を営むことができ。その者がその期間内に同項又は新銀行法第五十二條の六十一の二の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請(その者がその期間内に同項及び同条の登録の申請をした場合にあっては、同項の申請)について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により労働金庫電子決済等代行業を営むことができる場合においては、その者を労働金庫電子決済等代行業者(新労働金庫法第

八十九条の六第一項に規定する労働金庫電子決済等代行業者をいう。以下同じ。とみなして、新労働金庫法(第八十九条の六から第八十九条の九までを除く。)の規定を適用する。この場合において、新労働金庫法第九十四条第五項において読み替えて準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項中「労働金庫法第八十九条の五第一項の登録を取り消し」とあるのは、「労働金庫電子決済等代行業の全部の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 前項の規定により読み替えて適用される新労働金庫法第九十四条第五項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定により労働金庫電子決済等代行業の全部の廃止を命ぜられた場合における新労働金庫法及び新銀行法の規定の適用については、当該廃止を命ぜられた者を新労働金庫法第九十四条第五項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定により新労働金庫法第八十九条の五第一項の登録を取り消された者と、当該廃止を命ぜられた日を当該登録の取消しの日とみなす。

4 施行日から附則第二条第四項に規定する政令で定める日までにおける新労働金庫法第八十九条の六及び第八十九条の八並びに第八十九条の十(第二項の規定により適用する場合を含む。)の規定の適用については、新労働金庫法第八十九条の六第一項中「同条第二項に規定する労働金庫電子決済等代行業をいう。以下」とあるのは「同条第二項第一号に掲げる行為(同項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める行為を除く。以下この項において同じ。を行う営業をいう。以下この条から第八十九条の九までにおいて」と、「同じ。は、同条第二項各号」とあるの

は「この条から第八十九条の九までにおいて同じ。は、同号」と、「行為(同項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める行為を除く。)」とあるのは「行為」と、「それぞれ当該各号」とあるのは「同号」と、新労働金庫法第八十九条の八第一項中「第八十九条の五第二項各号」とあるのは「第八十九条の五第二項第一号」と、新労働金庫法第八十九条の十中「労働金庫電子決済等代行業者が」とあるのは「労働金庫電子決済等代行業者(第八十九条の五第一項の登録を受けて労働金庫電子決済等代行業(同条第二項に規定する労働金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。))を営む者をいう。以下同じ。が」とする。

5 この法律の施行の際現にその名称中に認定労働金庫電子決済等代行業者協会又は認定労働金庫電子決済等代行業者協会の協会員である者と誤認されるおそれのある文字を使用している者については、新労働金庫法第九十四条第五項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項及び第三項の規定は、施行日から起算して六月間は、適用しない。

(農林中央金庫法の一部改正に伴う経過措置)
第八条 この法律の施行の際現に農林中央金庫電子決済等代行業(第八条の規定による改正後の農林中央金庫法(以下「新農林中央金庫法」という。))第九十五条の五の二第二項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。を営んでいる者は、施行日から起算して六月間(当該期間内に新農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の五第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用される新農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定により

農林中央金庫電子決済等代行業の全部の廃止を命ぜられたときは、当該処分のあった日又は当該廃止を命ぜられた日までの間は、新農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項の規定にかかわらず、当該農林中央金庫電子決済等代行業を営むことができる。その者がその期間内に同項又は新銀行法第五十二条の六十一の二の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請(その者がその期間内に同項及び同条の登録の申請をした場合にあっては、同項の申請)について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により農林中央金庫電子決済等代行業を営むことができる場合においては、その者を農林中央金庫電子決済等代行業者(新農林中央金庫法第九十五条の五の三第一項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業者をいう。以下同じ。とみなして、新農林中央金庫法第九十五条の五の三から第九十五条の五の六までを除く。)の規定を適用する。この場合において、新農林中央金庫法第九十五条の五の十において読み替えて準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項中「農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項の登録を取り消し」とあるのは、「農林中央金庫電子決済等代行業の全部の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 前項の規定により読み替えて適用される新農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定により農林中央金庫電子決済等代行業の全部の廃止を命ぜられた場合における新農林中央金庫法及び新銀行法の規定の適用については、当該廃止を命ぜられた者を新農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項において準用

する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定により新農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項の登録を取り消された者と、当該廃止を命ぜられた日を当該登録の取消しの日とみなす。

4 施行日から附則第二条第四項に規定する政令で定める日までにおける新農林中央金庫法第九十五条の五の三及び第九十五条の五の五並びに第九十五条の五の七(第二項の規定により適用する場合を含む。)の規定の適用については、新農林中央金庫法第九十五条の五の三第二項中「同条第二項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業をいう。以下」とあるのは「同条第二項第一号に掲げる行為(同項に規定する主務省令で定める行為を除く。以下この項において同じ。))を行う営業をいう。以下この条から第九十五条の五の六までにおいて」と、「同じ。は、同条第二項各号」とあるのは「この条から第九十五条の五の六までにおいて同じ。は、同号」と、新農林中央金庫法第九十五条の五の五第一項中「第九十二条の五の二第二項各号」とあるのは「第九十二条の五の二第二項第一号」と、「第九十二条の五の二第二項各号」とあるのは「第九十二条の五の二第二項第一号」と、新農林中央金庫法第九十五条の五の七中「農林中央金庫電子決済等代行業者が」とあるのは「農林中央金庫電子決済等代行業者(第九十五条の五の二第一項の登録を受けて農林中央金庫電子決済等代行業(同条第二項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。))を営む者をいう。以下同じ。が」とする。

5 この法律の施行の際現にその名称中に認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会又は認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会の協会員であると誤認されるおそれのある文字を使用

している者については、新農林中央金庫法第十五条の五の十第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項及び第三項の規定は、施行日から起算して六月間は、適用しない。

(株式会社商工組合中央金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に商工組合中央金庫電子決済等代行業(第九条の規定による改正後の株式会社商工組合中央金庫法(以下「新商工組合中央金庫法」という。第六十条の二第一項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。))を営んでいる者は、施行日から起算して六月間(当該期間内に新商工組合中央金庫法第六十条の六第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用される新商工組合中央金庫法第六十条の十九第一項の規定により商工組合中央金庫電子決済等代行業の全部の廃止を命ぜられたときは、当該処分のあつた日又は当該廃止を命ぜられた日までの間)は、新商工組合中央金庫法第六十条の三の規定にかかわらず、当該商工組合中央金庫電子決済等代行業を営むことができる。その者がその期間内に同条又は新銀行法第五十二条の六十一の二の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請(その者がその期間内に新商工組合中央金庫法第六十条の三及び新銀行法第五十二条の六十一の二の登録の申請をした場合にあつては、新商工組合中央金庫法第六十条の三の申請)について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

をいう。以下同じ。))とみなして、新商工組合中央金庫法(第六十条の十二及び第六十条の十三を除く。)の規定を適用する。この場合において、新商工組合中央金庫法第六十条の十九第一項中「第六十条の三の登録を取り消し」とあるのは、「商工組合中央金庫電子決済等代行業の全部の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

3 前項の規定により読み替えて適用される新商工組合中央金庫法第六十条の十九第一項の規定により商工組合中央金庫電子決済等代行業の全部の廃止を命ぜられた場合における新商工組合中央金庫法及び新銀行法の適用については、当該廃止を命ぜられた者を新商工組合中央金庫法第六十条の十九第一項の規定により新商工組合中央金庫法第六十条の三の登録を取り消された者と、当該廃止を命ぜられた日を当該登録の取消の日とみなす。

4 施行日から附則第二条第四項に規定する政令で定める日までにおける新商工組合中央金庫法第六十条の十二の規定の適用については、同条第一項中「は、第六十条の二第一項各号」とあるのは「第六十条の二第一項第一号」と、
あるのは「以下この項において同じ。」を行うものに限る。以下この条及び次条において同じ。は、同号に掲げる行為を」と、「商工組合中央金庫電子決済等代行業」とあるのは「商工組合中央金庫電子決済等代行業(同号に掲げる行為を行うものに限る。以下この項及び次項並びに次条第二項において同じ。)」とする。

5 この法律の施行の際現にその名称中に認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会又は認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会の会員であると誤認されるおそれのある文字を使用している者については、新商工組合中央金庫法第六十条の二十三第二項及び第三項の規定は、施行日から起算して六月間は、適用しない。

い。
(銀行等による方針の決定等)

第十条 銀行等(銀行、農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会、水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合、同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫並びに株式会社商工組合中央金庫をいう。以下同じ。))は、公布の日から起算して九月を経過する日までに、主務省令で定めるところにより、電子決済等代行業者等(電子決済等代行業者、新農業協同組合法第九十二条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者、新水産業協同組合法第二百一十一条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者、信用協同組合電子決済等代行業者、信用金庫電子決済等代行業者、労働金庫電子決済等代行業者、農林中央金庫電子決済等代行業者及び商工組合中央金庫電子決済等代行業者をいう。以下同じ。))との連携及び協働に係る方針を決定し、これを公表しなければならない。

2 前項に規定する主務省令は、次の各号に掲げる銀行等の区分に従い、当該各号に定める者の発する命令とする。

一 銀行 内閣総理大臣
二 農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会 農林水産大臣及び内閣総理大臣
三 水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第

一 項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合及び同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会 農林水産大臣及び内閣総理大臣
四 信用協同組合及び中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会 内閣総理大臣
五 信用金庫及び信用金庫連合会 内閣総理大臣
六 労働金庫及び労働金庫連合会 内閣総理大臣及び厚生労働大臣
七 農林中央金庫 農林水産大臣及び内閣総理大臣
八 株式会社商工組合中央金庫 経済産業大臣、財務大臣及び内閣総理大臣

(銀行等の努力義務)
第十一条 電子決済等代行業者等との間で新銀行法第五十二条の六十一の十第一項、新農業協同組合法第九十二条の五の三第一項、新水産業協同組合法第二百一十一条の五の三第一項、新協同組合金融事業法第六十条の五の三第一項、新協同組合金融事業法第六十条の五の五第一項、新信用金庫法第八十五条の五第一項、新信用金庫法第八十五条の七第一項、新労働金庫法第八十九条の六第一項、新労働金庫法第八十九条の八第一項、新農林中央金庫法第九十五条の五の三第一項、新農林中央金庫法第九十五条の五の五第一項又は新商工組合中央金庫法第六十条の十二第一項の契約を締結しようとする銀行等は、附則

第二条第四項に規定する政令で定める日まで、当該電子決済等代行業者等が、その営む電子決済等代行業等(電子決済等代行業、新農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、新水産業協同組合法第二百一十一条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、信用協同組合

合電子決済等代行業、信用金庫電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、農林中央金庫電子決済等代行業又は商工組合中央金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。の利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得ることなく当該銀行等に係る電子決済等代行業等を営むことができないよう、体制の整備に努めなければならない。

2 前項に規定する「識別符号等」とは、銀行等が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用いる符号その他の情報をいう。

(無尽業法の一部改正)

第十二条 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第三十五条の二の三第三項中「第七章の五を「第七章の六」に、「第十三号」を「第十九号」に改め、同条第二項中「第五十六条第十三号」を「第

五十六条第十九号」に改める。

(金融商品取引法の一部改正)

第十三条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三条の二中「第六条の五の二」を「第六条の五の十一」に改める。

(長期信用銀行法の一部改正)

第十四条 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「適用除外」の下に、「第七章の五(電子決済等代行業)」を、「業務規程」の下に「第五十三条第五項(届出事項)」を、「第五十六条第四号」の下に「及び第十三号から第十八号まで」を加える。

(登録免許税法の一部改正)

第十五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十六号の次に次のように加える。

三十六の二 電子決済等代行業者等の登録又は認定電子決済等代行業者協会等の認定		
(一) 銀行法第五十二条の六十一の二(登録)の電子決済等代行業者の登録	登録件数	一件につき九万円
(二) 信用金庫法第八十五条の四第一項(登録)の信用金庫電子決済等代行業者の登録	登録件数	一件につき九万円
(三) 労働金庫法第八十九条の五第一項(登録)の労働金庫電子決済等代行業者の登録	登録件数	一件につき九万円
(四) 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第一項(信用協同組合電子決済等代行業の登録)の信用協同組合電子決済等代行業者の登録	登録件数	一件につき九万円
(五) 銀行法第五十二条の六十一の十九(認定電子決済等代行業者協会の認定)の認定電子決済等代行業者協会の認定	認定件数	一件につき十五万円
(六) 信用金庫法第八十五条の九(認定信用金庫電子決済等代行業者協会の認定)の認定信用金庫電子決済等代行業者協会の認定	認定件数	一件につき十五万円

(七) 労働金庫法第八十九条の十(認定労働金庫電子決済等代行業者協会の認定)の認定労働金庫電子決済等代行業者協会の認定

(八) 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七(認定信用協同組合電子決済等代行業者協会の認定)の認定信用協同組合電子決済等代行業者協会の認定

別表第一第九十三号の次に次のように加える。

九十三の二 農林中央金庫電子決済等代行業者等の登録又は認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会等の認定

(一) 農林中央金庫法第九十五条の五の二第二項(登録)の農林中央金庫電子決済等代行業者の登録

(二) 農業協同組合法第九十二条の五の二第二項(登録)の特定信用事業電子決済等代行業者の登録

(三) 水産業協同組合法第二百一十一条の五の二第二項(登録)の特定信用事業電子決済等代行業者の登録

(四) 農林中央金庫法第九十五条の五の七(認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会の認定)の認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会の認定

(五) 農業協同組合法第九十二条の五の六(認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の認定)の認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の認定

(六) 水産業協同組合法第二百一十一条の五の六(認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の認定)の認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の認定

九十六の二 商工組合中央金庫電子決済等代行業者等の登録又は認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会の認定

(一) 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第六十条の三(登録)の商工組合中央金庫電子決済等代行業者の登録

(二) 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二十一(認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会の認定)の認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会の認定

(住民基本台帳法の一部改正)

第十六条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の二の項中「又は同法」を「若しくは同法」に改め、「届出」の下に「又は同法第五十二條の六十一の二の登録若しくは同法第五十二條の六十一の六第一項の届出」を加え、同表の一の四の項中「又は同法」を「若しくは同法」に改め、「届出」の下に「又は信用金庫法第八十五條の四第一項の登録若しくは同法第八十九條第七項において準用する銀行法第五十二條の六十一の六第一項の届出」を加え、同表の一の五の項中「又は同法」を「若しくは同法」に改め、「届出」の下に「又は労働金庫法第八十九條の五第一項の登録若しくは同法第九十四條第五項において準用する銀行法第五十二條の六十一の六第一項の届出」を加え、同表の一の六の項中「又は同法」を「若しくは同法」に改め、「届出」の下に「又は協同組合による金融事業に関する法律第六條の五の二第一項の登録若しくは同法第六條の五

一の十 金融庁若しくは財務省
又は経済産業省

株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)による同法第六十條の三の登録又は同法第六十條の七第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部改正)

第十七条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三十三條第一項中「第五項」を「第六項」に改める。

(資金決済に関する法律の一部改正)

第十八条 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)の一部を次のように改正す

の十第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の六第一項の届出」を加え、同表の一の七の項中「又は同法」を「若しくは同法」に改め、「届出」の下に「又は農業協同組合法第九十二條の五の二第一項の登録若しくは同法第九十二條の五の九第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の六第一項の届出」を加え、同表の一の八の項中「又は同法」を「若しくは同法」に改め、「届出」の下に「又は水産業協同組合法第二百一十一條の五の二第一項の登録若しくは同法第二百一十一條の五の九第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の六第一項の届出」を加え、同表の一の九の項中「又は同法」を「若しくは同法」に改め、「届出」の下に「又は農林中央金庫法第九十五條の五の二第一項の登録若しくは同法第九十五條の五の十第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の六第一項の届出」を加え、同項の次に次のように加える。

第百一条第一項中「第二條第十九項から第二十二項まで」を「第二條第二十二項から第二十五項まで」に改める。

(金融庁設置法の一部改正)
第十九条 金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第二号中「エ」を「ア」に改め、同項第三号中エをアとし、ホからコまでをトからテまでとし、二の次に次のように加える。

ホ 電子決済等代行業、信用金庫電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、

信用協同組合電子決済等代行業、農業協同組合法第九十二條の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、水産業協同組合法第二百一十一條の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、農林中央金庫電子決済等代行業又は商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む者
へ 認定電子決済等代行業者協会、認定信用金庫電子決済等代行業者協会、認定労働金庫電子決済等代行業者協会、認定信用協同組合電子決済等代行業者協会、認定農業協同組合法第九十二條の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行業者協会、水産業協同組合法第二百一十一條の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行業者協会、認定信用事業電子決済等代行業者協会、認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会又は認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十條 附則第二條から第九條までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)

第二十一條 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条及び次条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(運用上の配慮)

第二十二條 電子決済等代行業等に関する改正後の各法律の規定の運用に当たっては、官民デー

夕活用推進基本法(平成二十八年法律第百三十三号)の趣旨を尊重するよう努めなければならない。

理 由

情報通信技術の進展等の我が国の金融サービスをめぐる環境変化に対応し、金融機関と金融関連IT企業等との適切な連携・協働を推進することにも利用者保護を確保するため、電子決済等代行業者に関する法制の整備等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

銀行法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、情報通信技術の急速な進展等の我が国の金融サービスをめぐる環境変化に対応し、金融機関と金融関連IT企業等との適切な連携・協働を推進するとともに利用者保護を確保するため、電子決済等代行業者に関する法制の整備等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 電子決済等代行業に係る制度整備

(一) 電子決済等代行業の定義を定めること。

(二) 電子決済等代行業は、登録を受けた者でなければ行つてはならないこととし、当該登録に係る手続、登録拒否要件等を定めること。

(三) 電子決済等代行業者は、利用者に対する説明や利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理など利用者の保護を図り、業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な措置を講じなければならないこと。

(四) 電子決済等代行業者は、利用者のため誠実にその業務を行わなければならないこと。

(五) 電子決済等代行業者は、電子決済等代行業を行う前に、銀行との間で電子決済等代行業に係る契約を締結して、利用者に損害が生じた場合における賠償責任の分担に関する事項等を定めて公表し、当該契約に従って電子決済等代行業を行わなければならないこと。

(六) 銀行は、電子決済等代行業者との契約の締結に係る基準を作成・公表し、その基準を満たす電子決済等代行業者に對し不当に差別的な取扱いを行ってはならないこと。

(七) 電子決済等代行業者に関し、帳簿書類及び報告書の作成、報告又は資料の提出命令、立入検査、業務改善命令、登録の取消し、登録の抹消等の監督規定を設けること。

(八) 認定電子決済等代行業者協会に関する規定を設けること。

2 外国銀行支店に係る事業年度について、外国銀行本店の事業年度と同一の期間とする特別を設けること。

3 銀行代理業者の許可申請事項に係る変更届出について、一定の条件を満たせば届出を不要とすること。

4 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、以下の(一)及び(二)は公布の日から施行すること。

(一) 銀行等は公布の日から起算して九月を経過する日までに電子決済等代行業者等との連携及び協働に係る方針を決定し、公表しなければならないこと。

(二) 1(五)の契約を締結しようとする銀行等は、施行日から起算して二年を超えない範

囲内において政令で定める日までに、電子決済等代行業等が、利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得することなく電子決済等代行業等を営むことができるよう、体制の整備に努めなければならないこと。

二 議案の可決理由

本案は、情報通信技術の急速な進展等の我が国の金融サービスをめぐる環境変化に対応し、金融機関と金融関連IT企業等との適切な連携・協働を推進するとともに利用者保護を確保するため、電子決済等代行業者に関する法制の整備等の措置を講ずるもので、時宜に適用ものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十九年四月二十八日

財務金融委員長 御法川信英

衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

銀行法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 本法に基づく制度の運用に当たっては、情報通信技術の急速な進展等を踏まえ、金融機関と金融関連IT企業等との適切な連携・協働の推進及び利用者保護の観点から、実効性のある検査及び監督体制を整備すること。

その際、優秀な人材の確保と職員の専門性の向上を図るとともに、必要な定員の確保及び機構の整備に努めること。

学校教育法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

平成二十九年三月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

学校教育法の一部を改正する法律

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十三条の次に次の一条を加える。

第八十三条の二 前条の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とするものは、専門職大学とする。

専門職大学は、文部科学大臣の定めるところにより、その専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。

専門職大学には、第八十七条第二項に規定する課程を置くことができない。

第八十七条の次に次の一条を加える。

第八十七条の二 専門職大学の課程は、これを前期二年の前期課程及び後期二年の後期課程又は前期三年の前期課程及び後期一年の後期課程(前条第一項ただし書の規定により修業年限を四年を超えるものとする学部にあつては、前期二年の前期課程及び後期二年以上の後期課程又は前期三年の前期課程及び後期一年以上の後期課程に区分することができない。

専門職大学の前期課程における教育は、第八十三条の二第一項に規定する目的のうち、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応

用的な能力を育成することを實現するために行われるものとする。

専門職大学の後期課程における教育は、前期課程における教育の基礎の上に、第八十三条の二第一項に規定する目的を實現するために行われるものとする。

第一項の規定により前期課程及び後期課程に区分された専門職大学の課程においては、当該前期課程を修了しなければ、当該前期課程から当該後期課程に進学することができないものとする。

第八十八条の次に次の一条を加える。

第八十八条の二 専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じて当該職業を担うための実践的な能力を修得した者が専門職大学等(専門職大学又は第八十四条第四項に規定する目的をその目的とする大学(第八十四条第五項及び第六項において「専門職短期大学」という。)をいう。以下この条及び第九十九条第三項において同じ。)に入学する場合において、当該実践的な能力の修得により当該専門職大学等の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した実践的な能力の水準その他の事項を勘案して専門職大学等が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該専門職大学等の修業年限の二分の一を超えない範囲内で文部科学大臣の定める期間を超えてはならない。

第九十九条に次の一項を加える。

専門職大学院は、文部科学大臣の定めるところにより、その高度の専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。

第四百四条第一項中「第百八条第二項」を「専門職大学及び第百八条第二項」に、「以下この条」を「以下この項及び第七項」に、「学士」を「学士」に改め、「大学院(専門職大学院を除く)の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を」を削り、同条第二項中「大学」を「大学院を置く大学」に改め、同条第三項中「短期大学」を「短期大学(専門職短期大学を除く。以下この項において同じ)」に、「対し」を「対し、」に改め、同条第四項第一号中「短期大学」の下に「(専門職大学の前期課程を含む)」を、「高等専門学校を卒業した者」の下に「(専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加える。

第四百四条第三項の次に次の二項を加える。

専門職短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、専門職短期大学を卒業した者に対し、文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

専門職短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、専門職短期大学を卒業した者に対し、文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

専門職短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、専門職短期大学を卒業した者に対し、文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

専門職短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、専門職短期大学を卒業した者に対し、文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

専門職短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、専門職短期大学を卒業した者に対し、文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

専門職短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、専門職短期大学を卒業した者に対し、文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

専門職短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、専門職短期大学を卒業した者に対し、文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

専門職短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、専門職短期大学を卒業した者に対し、文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

専門職短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、専門職短期大学を卒業した者に対し、文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

専門職短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、専門職短期大学を卒業した者に対し、文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを目的とするものは、専門職短期大学とする。

第八十三條の二第二項の規定は、前項の大学に準用する。

第九百九条第三項中「専門職大学院」を「専門職大学等又は専門職大学院」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四十八條の規定は、公布の日から施行する。

(専門職大学等の設置のため必要な行為)

第二条 専門職大学又はこの法律による改正後の学校教育法(以下「新学校教育法」という。)第百八条第四項の大学の設置のため必要な手続その他の行為は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(船舶安全法及び国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律の一部改正)

第三条 次に掲げる法律の規定中「短期大学等」という。において船舶又は機械に関する学科を修得して卒業した者」を「短期大学等」という。において船舶若しくは機械に関する学科を修得して卒業した者(当該学科を修得して同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」に、「又は学校教育法による高等学校」を「(当該学科を修得して学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」又は同法による高等学校」に、「実業学校において船舶又は」を「実業学校において船舶若しくは」に改める。

一 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)別表第二

二 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成十六年法律第三十一

号)別表第二

(児童福祉法の一部改正)

第四条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十二條の三第二項第一号及び第十三條第三項第二号中「卒業した者」の下に「当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。」を加える。

第十八條の六第一号中「卒業した者」の下に「学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。」を加える。

(食品衛生法の一部改正)

第五条 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第四十八條第六項第二号中「卒業した者」の下に「(当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

別表第三欄中「基づく短期大学」の下に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)」を加え、「後、三年」を「後(同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後、三年)」に改める。

(公認会計士法の一部改正)

第六条 公認会計士法(昭和二十三年法律第三百三十一号)の一部を次のように改正する。

第九條第二項第二号中「第百四条第一項」を「第百四条第三項」に改める。

(公認会計士法の一部改正に伴う経過措置)

第七條 前条の規定による改正後の公認会計士法第九條第二項第二号の規定は、施行日以後に新学校教育法第百四条第三項に規定する学位を授与された者について適用し、施行日前にこの法律による改正前の学校教育法(以下「旧学校教育法」という。)第百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位を授与された者に係る公認

会計士試験の短答式による試験科目の免除については、なお従前の例による。

(消防法の一部改正)

第八条 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第十三條の三第四項中「者は」を「者でなければ」に、「できる」を「できない」に改め、同項第一号中「卒業した者」の下に「(当該学科又は当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加え、同項第二号中「取扱の」を「取扱いの」に改める。

第十七條の八第四項第一号及び別表第二中「卒業した者」の下に「(当該学科又は課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

(建設業法の一部改正)

第九条 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第七條第二号イ中「を卒業した」の下に「(同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)」を加える。

(教育職員免許法の一部改正)

第十条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第五條第六項第一号中「学位」の下に「(学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学院を卒業した者に対して授与されるものを除く。又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。))」を加える。

附則第九項の表備考中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第二欄に掲げる「短期大学士の学位」には、学校教育法第百四条第二項に規定す

る文部科学大臣の定める学位(専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。)又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含むものとす

別表第一備考第二号中「には、」の下に「学校教育法第百四条第三項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、同表備考第二号の二中「には、」の下に「学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。)を有する場合又は」を加え、「これ」を「学士の学位を有する場合又は」に改め、同表備考第二号の三中「には、」の下に「学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。)若しくは同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合」を加える。

別表第二備考第一号中「には、」の下に「学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。)若しくは同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合又は」を加え、「これ」を「短期大学士の学位を有する場合又は」に改め、同表備考第二号の二中「には、」の下に「学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。)若しくは同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合又は」を加え、「これ」を「学士の学位を有する場合又は」に改める。

別表第五備考第一号の二中「には、」の下に「学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。)を有する場合又は」を加え、「これ」を「学士の学位を有する場合又は」に改める。

臣の定める学位(専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。)又は」を加え、「これ」を「学士の学位」に改める。

(教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 前条の規定による改正後の教育職員免許法別表第一備考第二号に規定する学校教育法第百四条第三項に規定する文部科学大臣の定める学位には、旧学校教育法第百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位を含むものとす。

(測量法の一部改正)

第十二条 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第五十条第二号中「短期大学又は」を「短期大学(専門職大学の前期課程を含む。)又は」に改め、「卒業した者」の下に「(専門職大学の前期課程にあつては、修了した者。次条第二号、第五十一条の五第一項第二号及び第五十一条の六第二号において同じ。)」を加える。

(身体障害者福祉法の一部改正)

第十三条 次に掲げる法律の規定中「卒業した者」の下に「(当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十二条第二号

二 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十九条第一項第一号

三 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十四条第二号

(図書館法の一部改正)

第十四条 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「卒業した者」の下に「(専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

次号において同じ。)」を加える。

(電波法の一部改正)

第十五条 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項第三号中「前条第一項の資格総務省令で定めるものに限る。)」を削り、「基づく」を「による学校において次に掲げる当該に改め、「応じ」の下に「前条第一項の資格(総務省令で定めるものに限る。)」を、「卒業した者」の下に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加え、同号口中「短期大学」の下に「(学校教育法による専門職大学の前期課程を含む。)」を加える。

別表第一第三号中「卒業した者」の下に「(当該科目を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

別表第四第二号中「短期大学」の下に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した者」の下に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加え、同表第五号及び第六号中「学校の」を「学校において」に改める。

別表第五第二号中「短期大学」の下に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した者」の下に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加え、同表第四号及び第五号中「学校の」を「学校において」に改める。

別表第五第二号中「短期大学」の下に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した者」の下に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加え、同表第四号及び第五号中「学校の」を「学校において」に改める。

別表第五第二号中「短期大学」の下に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した者」の下に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加え、同表第四号及び第五号中「学校の」を「学校において」に改める。

別表第五第二号中「短期大学」の下に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した者」の下に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加え、同表第四号及び第五号中「学校の」を「学校において」に改める。

別表第五第二号中「短期大学」の下に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した者」の下に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加え、同表第四号及び第五号中「学校の」を「学校において」に改める。

(建築士法の一部改正)

第十六条 建築士法(昭和二十五年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二号中「限る」を「限り、同法による専門職大学の三年の前期課程を含む」に改め、「科目を修めて卒業した者」の下に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加える。

以下この号及び次号において同じ。」「を、「卒業後」の下に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了後。同号において同じ。)」を加え、同条第三号中「短期大学」の下に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を加える。

第十五条第一号中「卒業した者」の下に「(当該科目を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

(港灣法及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部改正)

第十七条 次に掲げる法律の規定中「卒業した者」の下に「(これらを修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

一 港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)第五十六条の二の八第一項

二 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第二十三条第四項第一号イ及びロ、第二十三条の十五第四項第一号並びに第二十三条の二十六第四項第一号

(税理士法の一部改正)

第十八条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項及び第三項中「第百四条第一項」を「第百四条第三項」に改める。

第八条第一項第一号中「第百四条第四項第二号」を「第百四条第七項第二号」に改める。

(税理士法の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 前条の規定による改正後の税理士法第七條第二項及び第三項(これらの項に規定する文部科学大臣の定める学位を授与された者に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に新学校教育法第百四条第三項に規定する文部科学大臣

平成二十九年五月十一日 衆議院会議録第二十四号 学校教育法の一部を改正する法律案及び同報告書

の定める学位を授与された者について適用し、施行日前に旧学校教育法第百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位を授与された者に係る税理士試験の試験科目の免除については、なお従前の例による。

(博物館法の一部改正)

第二十条 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「学位」の下に「(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。)を含む。)」を加える。

第六条中「(昭和二十二年法律第二十六号)」を削る。

(気象業務法の一部改正)

第二十一条 気象業務法(昭和二十七年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第三十二条の四第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号イ中「卒業した」の下に「(当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)」を加える。

(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部改正)

第二十二條 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三十六條第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号イ中「卒業した者」の下に「(当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

(と畜場法及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正)

第二十三條 次に掲げる法律の規定中「卒業した者」の下に「(当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

門職大学の前期課程を修了した者を含む。」を加える。

一 と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)第七條第五項第二号

二 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)第十二條第五項第二号

(ガス事業法の一部改正)

第二十四條 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二百五條第一項第一号イ中「卒業した者」の下に「(これらの課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正)

第二十五條 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項第一号ロ中「卒業した者」の下に「(当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。以下同じ。)」を加える。

(水道法の一部改正)

第二十六條 水道法(昭和三十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号中「短期大学」の下に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の下に「(同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を加える。

(電気事業法の一部改正)

第二十七條 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第六十九條第一項第一号ロ中「短期大学」の下に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。以下同じ。)」を加える。

む。」「卒業した者」の下に「(同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加える。

(小型船舶操業法の一部改正)

第二十八條 小型船舶操業法(昭和四十一年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項第一号及び第二項第一号中「卒業した」の下に「(当該学科を修得して同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)」を加える。

(社会保険労務士法の一部改正)

第二十九條 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第八條第一号中「学位」の下に「(同法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(同法による専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。))を含む。)」を、「卒業した者」の下に「(同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

(建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部改正)

第三十條 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第七條の四第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号ロ中「卒業した者」の下に「(当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正)

第三十一條 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表ハの項中「卒業した者」の下に「(当該学科を修得して同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

学の前期課程を修了した者を含む。」を加え、同表二の項中「卒業した者」の下に「(当該学科を修得して学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

(労働安全衛生法の一部改正)

第三十二條 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第八十二條第三項第二号中「短期大学」の下に「(同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。))を含む。)」を、「卒業した者」の下に「(専門職大学前期課程にあつては、修了した者)」を加える。

別表第六第一号(一)中「卒業した者」の下に「(当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

別表第二十第一号の表中「で、その後二年」を「(当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。)」で、その後二年」に、「で、その後一年以上当該を「専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。)」で、その後一年以上当該に改め、別表第二十第二号の表中「大学等において工学に関する学科を修めて卒業した者」の下に「(当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。)」を、「大学等において工学又は化学に関する学科を修めて卒業した者」の下に「(当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。)」を加え、別表第二十第三号の表中「修めて卒業した者で、その後一年」を「修めて卒業した者(当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下この表において同じ。)」で、その後一年」に改め、別表第二十第四号の表中「を修めて卒業した者」の下に「(特定学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。)」を加え、別表第二十第五号の表中「大学等

において採鉱又は土木に関する学科を修めて卒業した者」の下に「当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。」を加え、別表第二十第七号の表中「で、その後二年」を「当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。」で、その後二年」に改め、別表第二十第八号の表中「大学等において建築に関する学科を修めて卒業した者」の下に「当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。」を加え、別表第二十第九号の表中「で、その後五年以上ポイラー」を「当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下この表において同じ。」で、その後五年以上ポイラー」に、「で、その後六年」を「当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。」で、その後六年」に改め、別表第二十第十二号の表中「で、その後二年以上労働衛生に係る」を「当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。」で、その後二年以上労働衛生に係る」に改め、別表第二十第十四号の表中「大学等において電気工学又は機械工学に関する学科を修めて卒業した者」の下に「当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。」を加え、別表第二十第十六号の表中「大学等において化学に関する学科を修めて卒業した者」の下に「当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。」を加え、別表第二十第二十一号の表中「電気に関する学科を修めて卒業した者」の下に「当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。」を加える。

(作業環境測定法の一部改正)
第三十三条 作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
第十五条第一号中「卒業した者」の下に「当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。」を加える。
(電気通信事業法の一部改正)
第三十四条 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。
別表第二第二号中「短期大学」の下に「同法による専門職大学の前期課程を含む。」を、「卒業した者」の下に「同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者」を加える。
(半導体集積回路の回路配置に関する法律の一部改正)
第三十五条 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。
第三十条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第一号口中「短期大学」の下に「同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。」を、「卒業した者」の下に「同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者」を加える。
(社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正)
第三十六条 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。
第七条第四号中「限る」を「限り、同法に基づく専門職大学の三年の前期課程を含む。次号及び第六号において同じ」に改め、「修めて卒業した者」の下に「同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者。以下この条において同じ。」を加え、同条第五号及び第六号中「(修業年限が三年であるものに限る。)」を削り、同条第七号中「短期大学」の下に「同法に基

づく専門職大学の前期課程を含む。次号及び第十号において同じ。」を加える。
第四十条第二項第二号中「卒業した者」の下に「当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。」を加える。
(工業所有権に関する手続の特例に関する法律の一部改正)
第三十七条 工業所有権に関する手続の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。
第三十七条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第一号口中「短期大学」の下に「同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。」を、「卒業した者」の下に「同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者」を加える。
(農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部改正)
第三十八条 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成六年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。
第二十条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第一号口中「短期大学」の下に「同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。」を、「卒業した者」の下に「同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者」を加える。
(精神保健福祉士法の一部改正)
第三十九条 精神保健福祉士法(平成九年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。
第七条第四号中「限る」を「限り、同法に基づく専門職大学の三年の前期課程を含む。次号及び第六号において同じ」に改め、「修めて卒業した者」の下に「同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者。以下この条において同じ。」を加え、同条第五号及び第六号中「(修業年限が三年であるものに限る。)」を削

り、同条第七号中「短期大学」の下に「同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。次号及び第九号において同じ。」を加える。
(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部改正)
第四十条 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
第十六条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第一号中「卒業した者」の下に「当該科目を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。」を加える。
(健康増進法及び遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部改正)
第四十一条 次に掲げる法律の規定中「短期大学」の下に「同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。」を、「卒業した後」の下に「同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後」を加える。
一 健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)別表
中欄第二号及び第五号
二 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成十五年法律第九十七号)第十八条第三項第二号ロ
(インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部改正)
第四十二条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成十五年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。
第十八条第四項中「すべて」を「全て」に改め、同項第一号イ中「学位」の下に「同法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(同

法による専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。」を含む。』を、「卒業した者」の下に「同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。」を加える。

(独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部改正)

第四十三条 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法(平成十五年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第三条及び第十六条第一項第四号中「第百四条第四項」を「第百四条第七項」に改める。

(特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の一部改正)

第四十四条 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成十七年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条第四項第一号中「卒業した者」の下に「これらをも修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第二十六条第二項第二号において同じ。」を加える。

(国家公務員の留学費用の償還に関する法律及び国家公務員の自己啓発等休業に関する法律の一部改正)

第四十五条 次に掲げる法律の規定中「第百四条第四項第二号」を「第百四条第七項第二号」に改める。

一 国家公務員の留学費用の償還に関する法律(平成十八年法律第七十号)第二条第二項

二 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成十九年法律第四十五号)第二条第三項

(国家公務員の留学費用の償還に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十六条 前条の規定による改正後の国家公務員の留学費用の償還に関する法律(以下この条において「新留学費用償還法」という。)第二条第

二項(新留学費用償還法第十条及び第十一条において準用する場合を含む。)に規定する留学には、前条の規定による改正前の国家公務員の留学費用の償還に関する法律(以下この条において「旧留学費用償還法」という。)第二条第二項(旧留学費用償還法第十条及び第十一条において準用する場合を含む。)に規定する留学(旧学校教育法第百四条第四項第二号の規定により大学院の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程に係るものに限る。)を含むものとする。

(国家公務員の自己啓発等休業に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十七条 附則第四十五条の規定による改正後の国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(以下この条において「新自己啓発等休業法」という。)第二条第三項(新自己啓発等休業法第十条及び裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)(第八号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。)に規定する大学等における修学には、附則第四十五条の規定による改正前の国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(以下この条において「旧自己啓発等休業法」という。)第二条第三項(旧自己啓発等休業法第十条及び裁判所職員臨時措置法(第八号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。)に規定する大学等における修学(旧学校教育法第百四条第四項第二号の規定により旧学校教育法第八十三条に規定する大学(当該大学に置かれる旧学校教育法第九十一条に規定する専攻科及び旧学校教育法第九十七条に規定する大学院を含む。)の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程に係るものに限る。)を含むものとする。

(政令への委任)

第四十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

社会経済情勢の変化に即応した職業教育の推進を図るため、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とする専門職大学の制度を設ける等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、社会経済情勢の変化に即応した職業教育の推進を図るため、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とする専門職大学の制度を設ける等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 専門職大学の制度化

(一) 大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とするものは、専門職大学とすること。

(二) 専門職大学は、文部科学大臣の定めるところにより、その専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。

(三) 専門職大学には、医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程

のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主な目的とするもの又は獣医学を履修する課程を置くことができないこと。

2 専門職大学の課程の区分

(一) 専門職大学の課程は、前期課程及び後期課程に区分することができること。

(二) 専門職大学の前期課程における教育は、専門職大学の目的のうち、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを實現するためにに行われるものとする。

(三) 専門職大学の後期課程における教育は、前期課程における教育の基礎の上に、専門職大学の目的を實現するために行われるものとする。

3 実務経験を通じて修得した実践的な能力の水準を勘案した修業年限の通算

専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じて当該職業を担うための実践的な能力を修得した者が専門職大学又は専門職短期大学(以下「専門職大学等」という。)に入学する場合において、当該実践的な能力の修得により当該専門職大学等の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した実践的な能力の水準その他の事項を勘案して専門職大学等が定める期間を修業年限に通算することができること。

4 学位

(一) 専門職大学は、専門職大学を卒業した者又は専門職大学の前期課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

(二) 専門職短期大学は、専門職短期大学を卒業した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

5 専門職短期大学の制度化

(一) 短期大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを目的とするものは、専門職短期大学とすること。

(二) 専門職短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、その専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。

6 専門職大学等にあつては、その教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。

7 この法律は、平成三十一年四月一日から施行するものとする。ただし、専門職大学等の設置のために必要な手続その他の行為は、この法律の施行の日前においても行うことができる。

二 議案の可決理由

社会経済情勢の変化に即応した職業教育の推進を図るため、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とする専門職大学の制度を設ける等の措置を講ずる本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成二十九年四月二十八日

文部科学委員長 永岡 桂子
衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

学校教育法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 本法法律案では、専門職大学及び専門職短期大学(以下「専門職大学等」という。)の教育課程の編成において産業界と連携すること等を定める一方、その具体的内容はすべて設置基準等の政省令に委ねることとしている。専門職大学等に係る政省令を策定するに当たっては、その理念の実現を図るとともに、既存の各高等教育機関の教育課程との違いが明確となるよう努めること。

二 職業教育は、従前より既存の各高等教育機関においてその特色を活かして実施されてきたことを踏まえ、専門職大学等を含めた高等教育機関全体として更に充実した職業教育が行われるよう、必要な支援を行うこと。

三 専門職大学等が、産業界及び地域から期待される高度職業人材を輩出することができるよう、企業や地方公共団体等と連携しやすい環境の整備や、これらの団体による支援が行われる体制の構築に努めること。

四 専門職大学等の教育課程に導入する方針が示されている長期の企業内実習については、実習中の学生の実習時間、安全衛生、報酬等について、明確な基準を定めるとともに、企業等が学生を受け入れやすいよう、実習期間、実習内容等について指針を示すよう努めること。

五 専門職大学等の制度化により、私学助成の対象となる学校数が増加することが予想されることから、専門職大学等を含めた私立学校の更なる経営基盤の安定化につながるよう、私学助成関係予算の大幅な増額を図ること。

六 専門職大学等の制度化によつて我が国の高等教育機関が更に多様化することから、各教育段階における児童・生徒・学生及びその保護者並びに学校関係者に対し、専門職大学等を含めた各高等教育機関の特色などについての十分な情報提供を行い、適切な進路選択が可能となるよう配慮すること。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十九年四月十四日

参議院議長 伊達 忠一
衆議院議長 大島 理森殿

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律

(地方公務員法の一部改正)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二條を」第二十二條の三に改める。

第三条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同条第三項第三号中「一の職」の下に「専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であつて、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限る。」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三の二 投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長、審査分会長、国民投票分会長、投票立会人、開票立会人、選挙立会人、審査分会立会人、国民投票分会立会人その他総務省令で定める者の職

り、同条第一項中「臨時的任用又は非常勤職員」の任用の場合を除き、」を削り、「その職員」を「当該職員」に改め、「人事委員会等は」の下に「人事委員会規則(人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則で定めるところにより)」を加え、同条第二項から第七項までを削る。

第三章第二節第二十二條の次に次の二條を加える。

(会計年度任用職員の採用の方法等)

第二十二條の二 次に掲げる職員(以下この条において「会計年度任用職員」という。)の採用は、第十七條の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、競争試験又は選考によるものとする。

一 一 会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職(第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を除く。)(次号において「会計年度任用の職」という。)を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一回間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの

二 会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一回間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの

2 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定める。

3 任命権者は、前二項の規定により会計年度任用職員を採用する場合には、当該会計年度任用職員にその任期を明示しなければならない。

4 任命権者は、会計年度任用職員（第二項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。） 5 第三項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。 6 任命権者は、会計年度任用職員の採用又は任期の更新に当たっては、職務の遂行に必要なかつ十分な任期を定めるものとし、必要以上に短い任期を定めることにより、採用又は任期の更新を反復して行うことのないよう配慮しなければならない。 7 会計年度任用職員に対する前条の規定の適用については、同条中「六月」とあるのは、「二月」とする。 （臨時的任用） 第二十二條の三 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、緊急のとき、臨時の職に関するときは、又は採用候補者名簿（第二十一條の四第四項において読み替えて準用する第二十一條第一項に規定する昇任候補者名簿を含む。）がないときは、人事委員会の承認を得て、六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、人事委員会の承認を得て、当該臨時任用を六月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはない。 2 前項の場合において、人事委員会は、臨時的に任用される者の資格要件を定めることができる。 3 人事委員会は、前二項の規定に違反する臨時的任用を取り消すことができる。	4 人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者は、地方公共団体の規則で定めるところにより、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、緊急のとき、又は臨時の職に関するときは、六月を超えない期間で臨時任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、当該臨時任用を六月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。 5 臨時任用は、正式任用に際して、いかなる優先権をも与えるものではない。 6 前各項に定めるもののほか、臨時に任用された職員に対しては、この法律を適用する。 第二十五條第三項第五号中「においては」を「には」に改め、同項第六号中「非常勤職員」を「非常勤」に改める。 第二十六條の六第八項中「にあつては」を「には」に改め、同条第十項中「第二十二條第二項から第五項まで」を「第二十二條の三第一項から第四項まで」に改める。 第二十八條の四第五項中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。 第二十八條の五第一項中「第三項及び次条第二項において」を「以下」に改め、同条第二項中「の任期」を削り、「第四項」を「第五項」に改める。 第二十八條の六第一項中「及び同条第五項」を削り、同条第三項中「の任期」を削り、「第四項」を「第五項」に改める。 第三十八條第一項に次のただし書を加える。 ただし、非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員及び第二十二條の二第二項第二号に掲げる職員を除く。）については、この限りで	ない。 第三十八條の二第二項中「第二十八條の五第一項に規定する」を削り、「にあつては」を「には」に改める。 第五十八條の二第二項中「第二十八條の五第一項に規定する」を削り、「占める職員」の下に「及び第二十二條の二第二項第二号に掲げる職員」を加える。 附則第二十一項を削る。 （地方自治法の一部改正） 第二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。 第二百三條の二第二項中「委員会」の下に「の非常勤」を加え、「その他の委員」を削り、「短時間勤務職員の下に」及び地方公務員法第二十二條の二第二項第二号に掲げる職員を加え、同条第二項及び第三項中「職員」を「者」に改め、同条第四項中「及び費用弁償」を「費用弁償及び期末手当」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。 普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十二條の二第二項第一号に掲げる職員に対し、期末手当を支給することができる。 第二百四條第一項中「短時間勤務職員」の下に「及び地方公務員法第二十二條の二第二項第二号に掲げる職員」を加え、同条第二項中「の職員」を「の者」に改める。 第二百四條の二及び第二百五條中「職員」を「者」に改める。 附則 （施行期日） 第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。	（施行のために必要な準備等） 第二条 第一条の規定による改正後の地方公務員法（次項及び附則第十七條において「新地方公務員法」という。）の規定による地方公務員（地方公務員法第二条に規定する地方公務員をいう。同項において同じ。）の任用、服務その他の人事行政に関する制度及び第二条の規定による改正後の地方自治法（同項において「新地方自治法」という。）の規定による給与に関する制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、任命権者（地方公務員法第六條第一項に規定する任命権者をいう。以下この項において同じ。）は、人事管理の計画的推進その他の必要な準備を行うものとし、地方公共団体の長は、任命権者の行う準備に関し必要な連絡、調整その他の措置を講ずるものとする。 2 総務大臣は、新地方公務員法の規定による地方公務員の任用、服務その他の人事行政に関する制度及び新地方自治法の規定による給与に関する制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、地方公共団体に対して必要な資料の提出を求めることその他の方法により前項の準備及び措置の実施状況を把握した上で、必要があると認めるときは、当該準備及び措置について技術的な助言又は勧告をするものとする。 （臨時任用に関する経過措置） 第三条 この法律の施行の日前に第一条の規定による改正前の地方公務員法（附則第十七條において「旧地方公務員法」という。）第二十二條第二項若しくは第五項の規定により行われた臨時任用の期間又は同条第二項若しくは第五項の規定により更新された臨時任用の期間の末日がこの法律の施行の日以後である職員（地方公務員法第四條第一項に規定する職員をいう。附則第十七條において同じ。）に係る当該臨時任用
--	--	---	---

(常時勤務を要する職に欠員を生じた場合に行われたものに限り。)については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条及び附則第十七条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

第五条 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び職務を行うために要する費用の弁償」を、「職務を行うために要する費用の弁償及び期末手当」に改める。

(教育公務員特例法の一部改正)

第六条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限り。第二十三條第二項を除き、以下同じ。)」を削る。

第八条第一項中「地方公務員法」の下に「(昭和二十五年法律第百六十一号)」を加える。

第十二條の見出しを「(条件付任用)」に改め、同条第一項中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に、「同項」を「同条」に改め、同条第二項中「第二十二條第一項」を「第二十二條(同法第二十二條の二第七項及び)」に、「同条同項」を「同法第二十二條」に改める。

第十七條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定は、非常勤の講師(地方公務員

法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及び同法第二十二條の二第二項第二号に掲げる者を除く。については、適用しない。

(高等学校の定時制教育及び通信教育振興法及び農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に關する法律の一部改正)

第七條 次に掲げる法律の規定中「及び地方公務員法」を並びに地方公務員法に改め、「占める者」の下に「及び同法第二十二條の二第二項第二号に掲げる者」を加える。

一 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法

(昭和二十八年法律第百三十八号)第五條

二 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に關する法律(昭和三十三年法律第百四十五号)第二條(警察法の一部改正)

第八條 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四十二條第一項中「第三十八條第一項」を「第三十八條第一項本文」に改め、同項ただし書中「同法第三十八條第一項」を「同項」に改める。

(女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に關する法律の一部改正)

第九條 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に關する法律(昭和三十年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第四條中「第二十二條第二項から第五項まで」を「第二十二條の三第一項から第四項まで」に改める。

(地方教育行政の組織及び運営に關する法律の一部改正)

第十條 地方教育行政の組織及び運営に關する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十七條の四」を「第四十七條の三」に、「第四十七條の五」を「第四十七條の四」に、「第四十七條の六」を「第四十七條の五」に改める。

第四條第五項中「第四十七條の六第二項第二号」を「第四十七條の五第二項第二号」に改める。

第四十條中「(非常勤の講師(同法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。以下同じ。))を除く。以下この条、第

四十二條、第四十三條第三項、第四十四條、第四十五條第一項、第四十七條、第五十九條及び第六十一條第二項において同じ。)」を削り、「第二十二條第一項」を「第二十二條(同法第二十二條の二第七項及び)」に、「第二十二條第一項」を「第二十二條の二」に改める。

第四十三條第四項中「前項若しくは第四十七條の三第一項」を「若しくは前項」に改め、「若しくは同条第二項の都道府県の定め」を削る。

第四十七條の二第一項中「非常勤の講師」を「同法第二十二條の二第一項各号に掲げる者」に改める。

第四十七條の三を削る。

第四十七條の四第一項中「(非常勤の講師)」の下に「(地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。以下この条及び第六十一條第一項において同じ。)」を加え、同条第二項中「報酬及び」を「報酬、」に、「は、当該を」及び期末手当(地方公務員法

第二十二條の二第二項第二号に掲げる者にあつては、給料、手当及び旅費は、当該に改め、同条を第四十七條の三とする。

第四章第三節第四十七條の五を第四十七條の四とし、同章第四節第四十七條の六を第四十七條の五とする。

第六十一條第一項中「報酬及び」を「報酬、」に、「の額を」及び期末手当の額に改める。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に關する法律の一部改正)

第十一條 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に關する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第十五條第五号中「第四十七條の五第一項」を「第四十七條の四第一項」に改める。

第十七條第二項中「非常勤の」を削り、「第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及び」を「第二十二條の二第一項第一号に掲げる者に限り、」に改める。

(公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準に關する法律の一部改正)

第十二條 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準に關する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第二項中「非常勤の」を削り、「第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及び」を「第二十二條の二第一項第一号に掲げる者に限り、」に改める。

(地方公務員の育児休業等に關する法律の一部改正)

第十三條 地方公務員の育児休業等に關する法律(平成三年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「によつて」を「により」に改

め、同条第三項中「にあつては」を「には」に改め、同条第六項中「第二十二條第二項から第五項まで」を「第二十二條の三第一項から第四項まで」に改める。

第十八條第六項を削り、同条第七項中「第五項」を「前項」に改め、同項を同条第六項とする。

(公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正)

第十四條 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同条第五項中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。

(地方公共団体の一般職の任期付職員採用に関する法律の一部改正)

第十五條 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第九條の見出しを「(地方公務員法の適用除外)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第十六條 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第一項中「第二十二條第二項から第五項まで」を「第二十二條の三第一項から第四項まで」に改め、同項第一号中「第二十二條第二項又は第五項」を「第二十二條の三第一項又は第五項」に、「かんがみ、同条第二項後段又は第五項後段」を「鑑み、同条第一項後段又は第四項後段」に改め、同条第二項中「第二十二條第二項」

を「第二十二條の三第一項」に、「同条第二項」を「同条第一項」に改め、同条第五項中「第二十二條第五項」を「第二十二條の三第四項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に改める。

(構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第十七條 旧地方公務員法第二十二條第二項又は第五項の規定に基づき臨時的任用をされ、かつ、この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の構造改革特別区域法第二十四條第二項又は第五項の規定に基づき引き続き任用されている職員については、旧地方公務員法第二十二條第二項又は第五項の規定に基づき採用された日に新地方公務員法第二十二條の三第一項又は第四項の規定に基づき採用され、かつ、前条の規定による改正後の構造改革特別区域法(次項において「新構造改革特別区域法」という。)第二十四條第二項又は第五項の規定に基づき引き続き任用されている職員とみなして、同条の規定を適用する。

2 この法律の施行の際現に旧地方公務員法第二十二條第二項又は第五項の規定に基づき常時勤務を要する職に臨時的任用をされている職員については、同条第二項又は第五項の規定に基づき採用された日に新地方公務員法第二十二條の三第一項又は第四項の規定に基づき採用された職員とみなして、新構造改革特別区域法第二十四條の規定を適用する。

(地方独立行政法人法の一部改正)

第十八條 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。
第五十條の二の表第三十八條の二第一項の項中「第二十八條の五第一項に規定する」を削る。
第五十三條第一項第一号中「同条第三項」を

「第三項」に改め、同条第三項の表第二十一條の四第三項及び第二十二條第一項の項中「及び第二十二條第一項」を削り、同表中「第二十二條第五項」を「人事委員会を置かない地方公共団体」に改める。

特定地方独立行政法人

人事委員会等

人事委員会規則(人事ない地方公共団体における公共団体の規則)

人事委員会を置かない地方公共団体の規則

特定地方独立行政法人の理事長

特定地方独立行政法人の規程

特定地方独立行政法人

特定地方独立行政法人の規程

(市町村の合併の特例に関する法律附則第二條第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた同法の一部改正)

第十九條 市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)附則第二條第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた同法の一部を次のように改正する。

第三十六條第五項中「又は」を「、又は」に改め、同条第七項中「第二十三條の二及び」を「第二十三條の二第一項から第三項まで及び第五項並びに」に、「及び第四項中」を「中(条例)」とあるのは「合併特例区規則」と、同条第五項中「費用弁償及び期末手当」とあるのは「及び費用弁償」とに改める。

第五十四條第一項中「第四項」を「第五項」に改める。

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正)

第二十條 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第四号ホ中「の職員を」を「の者を」に改める。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第二十一條 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)の一部を次のように改正する。

第十二條の三第十一項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の項中「第四十七條の六第一項」を「第四十七條の五第一項」に改める。

(義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等)の一部を改正する法律の一部改正
第二十二條 義務教育諸学校等の体制の充実及び

運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。
附則第五条中「第四十七条の六」を「第四十七条の五」に改める。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員について、会計年度任用職員の任用等に関する規定を整備するとともに、特別職の任用及び臨時任用の適正を確保し、併せて会計年度任用職員に対する給付に関する規定を整備しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 地方公務員法の一部改正

(一) 一般職の非常勤職員である会計年度任用職員について、その採用の方法は、競争試験又は選考によるものとし、その任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定めるものとする等、会計年度任用職員の任用等に関する規定を整備すること。

(二) 特別職の地方公務員について、臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職は、専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であつて、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限るものとする。

(三) 臨時的任用について、緊急のとき、臨時の職に関するとき、又は採用候補者名簿がないときに行うことができることに加え、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合に該当することを要件に追加し、その対象を限定すること。

2 地方自治法の一部改正

会計年度任用職員の任用等に関する規定の整備に伴い、当該職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるものに對し、期末手当の支給を可能とするほか、給付に関する規定を整備すること。

3 施行期日等

(一) この法律は、一部の規定を除き、平成三十二年四月一日から施行するものとする。

(二) 施行のために必要な準備等について規定するほか、所要の規定の整備を行うこと。

二 議案の可決理由

地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員について、会計年度任用職員の任用等に関する規定を整備するとともに、特別職の任用及び臨時任用の適正を確保し、併せて会計年度任用職員に対する給付に関する規定を整備しようとする本案は、妥当なものとして認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に對し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十九年五月九日

総務委員長 竹内 譲

衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)
地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

一 会計年度任用職員及び臨時的任用職員について、地方公共団体に対して発出する通知等により再度の任用が可能である旨を明示すること。

二 人材確保及び雇用の安定を図る観点から、公務の運営は任期の定めのない常勤職員を中心として行ふことに鑑み、会計年度任用職員についても、その趣旨に沿った任用の在り方の検討を引き続き行うこと。

三 現行の臨時的任用職員及び非常勤職員から会計年度任用職員への移行に当たっては、不利益が生じることなく適正な勤務条件の確保が行われるよう、地方公共団体に対して適切な助言を行うとともに、厳しい地方財政事情を踏まえつつ、制度改正により必要となる財源の十分な確保に努めること。併せて、各地方公共団体において、育児休業等に係る条例の整備のほか、休暇制度の整備が確実に行われるよう、地方公共団体に対して適切な助言を行うこと。

四 本法施行後、施行の状況について調査・検討を行い、その結果を踏まえて必要な措置を講ずること。その際、民間部門における同一労働同一賃金の議論の動向を注視しつつ、短時間勤務の会計年度任用職員に係る給付の在り方や臨時任用職員及び非常勤職員に係る公務における同一労働同一賃金の在り方に重点を置いた対応に努めること。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十九年二月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成二十九年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律

目次中「第四条を」「第三条に」「地域における産業集積の形成等」を「地域経済牽引事業の促進」に、「第五条を」「第四条に」「同意集積区域」を「促進区域」に、「第十三条を」「第十二条に」「第三節 承認企業立地計画等に係る措置」(第十四条―第二十三条)を「第三節 承認地域経済牽引事業計画に係る措置」(第十三条―第二十六条)に係る措置(第二十七条―第三十条)に、「第二十四条―第二十九条を」「第三十一条―第三十九条」に改める。

第一条中「産業集積が地域経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化」を「地域における産業の集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報その他の自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域内の取引の拡大、受

注の機会の増大その他の地域の事業者に対する相
当の経済的效果を及ぼすものである地域経済牽引
事業の促進に改め、「地方公共団体が」の下に「そ
の地域の経済社会情勢を踏まえつつ」を加え、「地
域経済の自律的發展の基盤の強化」を「地域の成長
發展の基盤強化」に改める。

第二条を削る。

第三条第一項及び第二項を次のように改める。

この法律において「地域経済牽引事業」とは、
自然的経済的社会的条件からみて一体である地
域において、その地域における産業の集積、観
光資源、特産物、技術、人材、情報その他の自
然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の
特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、
地域内の取引の拡大、受注の機会の増大その他
の地域の事業者に対する相当の経済的效果を及
ぼすことにより、地域における経済活動を牽引
する事業をいう。

2 この法律において「地域経済牽引支援機関」と
は、技術に関する研究開発及びその成果の移転
の促進、市場に関する調査研究及び情報提供、
経営能率の向上の促進、資金の融通の円滑化、
研修その他の地域経済牽引事業に対する支援の
事業を行う者をいう。

第三条第三項から第五項までを削り、同条第六
項に次の一号を加える。

九 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進
法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定
する特定非営利活動法人をいう。）であつて、
常時使用する従業員の数が三百人（小売業を
主たる事業とする事業者については五十人、
卸売業又はサービス業を主たる事業とする事
業者については百人）以下のもの
第三条第六項を同条第三項とし、同条を第二
条とする。

第四条第一項中「産業集積の形成及び産業集積
の活性化（以下「産業集積の形成等」という。）を
「地域経済牽引事業」に改め、同条第二項各号を次
のように改める。

一 地域経済牽引事業の促進に関する次に掲げ
る事項

イ 地域経済牽引事業の促進の目標に関する
事項

ロ 次条第二項第一号に規定する促進区域及
び同項第四号に規定する重点促進区域の設
定に関する基本的な事項

ハ 地域経済牽引事業の促進に当たって生か
すべき自然的、経済的又は社会的な観点か
らみた地域の特性に関する基本的な事項

ニ 地域経済牽引事業の促進に資する制度の
整備、地域経済牽引事業に係る情報処理の
促進のための環境の整備その他の地域経済
牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に
関する基本的な事項

ホ 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業
その他地域経済牽引事業を促進するために
必要な総合的な支援体制の整備に関する基
本的な事項

ヘ 環境の保全、土地利用の調整（土地の利
用に当たつての農地法（昭和二十七年法律
第二百二十九号）、都市計画法（昭和四十三
年法律第百号）その他の法律の規定による
許可その他の処分に係る調整をいう。次条
第二項第九号及び第十一号において同じ。）
その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮
すべき事項

ト その他地域経済牽引事業の促進に関する
重要事項
二 地域経済牽引支援機関の連携に関する次に
掲げる事項

イ 地域経済牽引支援機関の連携の意義及び
目標に関する事項

ロ 地域経済牽引支援機関の連携により実施
する事業の内容及び実施方法に関する事項

第四条第四項中「関係行政機関の長の下に」（当
該行政機関が合議制の機関である場合にあって
は、当該行政機関。以下同じ。）を加え、同条を
第三条とする。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 地域経済牽引事業の促進のための
措置

第五条第一項中「第七条の規定により組織する
地域産業活性化協議会における協議を経て、産業
集積の形成又は産業集積の活性化」を「地域経済牽
引事業の促進」に改め、同条第二項第一号から第
九号までを次のように改める。

一 基本計画の対象となる区域（以下「促進区
域」という。）

二 地域経済牽引事業の促進による経済的効果
に関する目標

三 地域経済牽引事業として求められる事業内
容に関する事項

四 促進区域の区域内において特に重点的に地
域経済牽引事業の促進を図るべき区域（以下
「重点促進区域」という。）を定める場合にあつ
ては、その区域

五 地域経済牽引事業の促進に当たって生かす
べき自然的、経済的又は社会的な観点からみ
た地域の特性に関する事項

六 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整
備、公共データの民間公開（地方公共団体そ
の他の公共機関が、地域経済牽引事業を行う
者の電子計算機による情報処理の用に供する
ため、地域経済牽引事業に必要な情報をイン
ターネットその他の方法により公開すること

をいう。第八条第三項において同じ。）の推進
その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事
業環境の整備に関する事項

七 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の
内容及び実施方法に関する事項

八 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進
に際し配慮すべき事項

九 地域経済牽引事業の促進を図るための土地
利用の調整を行う場合にあっては、その基本
的な事項

第五条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同
項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項と
し、同条第五項第二号中「が集積区域における産
業集積の形成又は産業集積の活性化の実現に相当
程度寄与する」を「により地域経済牽引事業が促進
区域の事業者に対する相当の経済的效果を及ぼ
す」に改め、同条第四号を削り、同項を同条第六
項とし、同条第四項中「産業集積の形成又は産業
集積の活性化」を「地域経済牽引事業の促進」に改
め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「（昭和
四十三年法律第百号）」を削り、「方針」の下に「並
びに農業振興地域整備計画」を加え、同項を同条
第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加え
る。

3 市町村及び都道府県は、基本計画を作成しよ
うとする場合において、第七条第一項に規定す
る地域経済牽引事業促進協議会が組織されてい
るときは、当該基本計画に定める事項について
当該地域経済牽引事業促進協議会における協議
をしなければならない。

第二章第一節中第五条を第四条とする。

第六条第一項中「前条第五項」を「前条第六項」に
改め、「次条の規定により組織する地域産業活
性化協議会における協議を経て」を削り、同条第
三項中「前条第五項から第七項まで」を「前条第三

項及び第六項から第八項まで」に、「同意」を「基本計画の変更」に改め、同条を第五條とし、同条の次に次の一條を加える。

(報告の徴収)

第六條 主務大臣は、市町村及び都道府県に対し、第四條第六項の規定による同意をした基本計画(前条第一項又は第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下「同意基本計画」という。)の進捗及び実施の状況について報告を求めることができる。

第七條の見出しを「地域経済牽引事業促進協議会」に改め、同条第一項中「第五條第五項の規定による同意を得た基本計画(前条第一項又は第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下「同意基本計画」という。)」を「同意基本計画」に、「産業集積の形成又は産業集積の活性化を」地域経済牽引事業の促進に、「第五條第二項第七号に規定する事業環境の整備を」地域経済牽引支援機関として第二條第二項に規定する支援に改め、「実施し、又は」を削り、「地域産業活性化協議会」を「地域経済牽引事業促進協議会」に改め、同条第二項第一号及び第二号中「集積区域」として設定する区域を「促進区域」に改め、同項第四号中「企業立地又は事業高度化」を「地域経済牽引事業に改める。

第八條の見出しを「(市町村及び都道府県に対する情報の提供等)」に改め、同条第一項中「作成の下に」及び「同意基本計画の達成」を加え、「企業立地の動向を」地域の経済動向に改め、「情報」の下に「並びに当該市町村及び都道府県による地域経済牽引事業の促進を図るために必要な情報」を、「提供の下に」並びに「当該市町村及び都道府県によるこれらの情報の収集、整理及び分析を可能とする手段の提供」を加え、同条に次の一項を加える。

3 独立行政法人情報処理推進機構は、同意基本計画を作成した市町村又は都道府県の依頼に応じて、その行う第四條第二項第六号に規定する事業環境の整備(公共データの民間公開その他の地域経済牽引事業に係る情報処理の促進のための環境の整備に関するものに限る。)に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

第二章第二節の節名を次のように改める。

第二節 促進区域における措置

第九條を削る。

第十條の前の見出しを削り、同条第一項中「第五條第二項第四号に掲げる事項が定められているものに限る。」を削り、「同項第三号に規定する区域(以下「同意企業立地重点促進区域」という。))を「重点促進区域」に、「市町村は、同意企業立地重点促進区域における」を「市町村(以下「重点促進市町村」という。))は、工場立地特例対象区域(重点促進区域)において当該重点促進区域の存する市町村が指定する、工場又は事業場の新増設(既存の工場又は事業場の用途を変更することを含む。)を促進する必要がある区域をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。))における」に改め、「工場立地法」の下に「昭和三十四年法律第二十四号」を加え、「製造業等をいう。以下この条を」製造業等をいう。次項に、「緑地をいう。以下この条を」緑地をいう。次項に、「環境施設をいう。以下この条を」環境施設をいう。次項に、「事項(以下この条を」事項(同項に、「次項の」を「同項の」に改め、同条第二項中「同意企業立地重点促進区域」を「工場立地特例対象区域」に、「企業立地の」を「地域経済牽引事業の」に改め、同条第三項中「以下」の下に「この項及び次条第一項において」を加え、「同意企業立地重点促進区域を」工場立地特例対象区域に、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法

律第十條第一項を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号)第九條第一項」に改め、第二章第二節中同条を第九條とし、同条の前に見出しとして「工場立地法の特例」を付する。

第十一條第一項中「市町村」を「重点促進市町村」に、「同意企業立地重点促進区域」を「工場立地特例対象区域」に改め、「以下この条において同じ」を削り、「以下単に」を「次項において単に」に改め、同条第二項中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十一條第一項」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号)第十條第一項」に改め、同条を第十條とし、同条の次に次の一條を加える。

(土地利用調整計画の作成)

第十一條 重点促進市町村は、重点促進区域(当該重点促進市町村内に係るものに限る。以下この項において同じ。))において地域の特性を生かした地域経済牽引事業の促進を図る観点から、重点促進区域における地域経済牽引事業に係る土地利用の調整に関する計画(以下「土地利用調整計画」という。)を作成し、都道府県知事に協議し、その同意を求めることができる。

2 土地利用調整計画においては、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 地域経済牽引事業に係る土地利用の調整を行うべき区域として設定する区域(以下この項及び第十七條において「土地利用調整区域」という。)

二 土地利用調整区域において地域経済牽引事業を行う者に関する次に掲げる事項
イ 当該地域経済牽引事業の内容
ロ 当該地域経済牽引事業の用に供する施設の規模

三 土地利用調整区域の土地利用の調整に関する事項

3 都道府県知事は、土地利用調整計画が基本方針(第三條第二項第一号及び二へに規定する事項に限る。)及び同意基本計画に適合するものであると認めるときは、当該土地利用調整計画に同意するものとする。

4 土地利用調整計画は、国土形成計画その他法律の規定による地域振興に関する計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国又は都道府県の計画並びに都市計画及び都市計画法第十八條の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針並びに農業振興地域整備計画との調和が保たれたものでなければならない。

5 重点促進市町村は、土地利用調整計画を作成し、第三項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 地域経済牽引事業(土地利用の調整を要するものに限る。)を実施しようとする者は、当該地域経済牽引事業を行うとする地域をその区域に含む重点促進市町村に対し、土地利用調整計画の作成についての提案をすることができる。

7 前項の重点促進市町村は、同項の提案を踏まえた土地利用調整計画を作成する必要があると判断したときは、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知するよう努めなければならない。

第十二條を次のように改める。

(土地利用調整計画の変更)

第十二條 重点促進市町村は、前条第三項の規定による同意を得た土地利用調整計画を変更しようとするときは、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

2 前条第三項及び第五項の規定は、前項の同意について準用する。

第二章第三節の節名を削り、第十二条の次に次の節名を付する。

第三節 承認地域経済牽引事業計画に係る措置

第十三条から第十七条までを次のように改める。

(地域経済牽引事業計画の承認)

第十三条 促進区域において地域経済牽引事業を行おうとする者は、単独で又は共同して、主務省令で定めるところにより、地域経済牽引事業に関する計画(以下「地域経済牽引事業計画」という。)を作成し、当該促進区域を管轄する都道府県知事(地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含むときは、主務大臣。以下この項、次条第一項及び第二項、第二十二條第三項から第六項まで並びに第三十六條第一項において同じ。)の承認を申請することができる。この場合において、地域経済牽引事業を行おうとする者が共同して地域経済牽引事業計画を作成したときは、主務省令で定めるところにより、代表者を定め、これをその承認を受けようとする都道府県知事に提出しなければならない。

2 地域経済牽引事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 地域経済牽引事業の内容及び実施時期

二 地域経済牽引事業に必要な資金の額及びその調達方法

三 地域経済牽引事業の実施による経済的効果

3 地域経済牽引事業計画においては、次に掲げる事項を記載することができる。

一 地域経済牽引事業の用に供する施設に関する事項

二 地域経済牽引事業の用に供する施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積

三 地域経済牽引事業の実施に当たって、一般社団法人が第二十二條第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合に掲げる事項

イ 当該一般社団法人の名称及び所在地

ロ 当該一般社団法人の構成員たる資格に関する定款の定め(正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならないとするものに限る。)

ハ 第二十二條第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする商標に係る商品又は役

務

四 地域経済牽引事業(地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含むものに限る。)の実施に当たつての補助金等交付財産(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号。以下「補助金等適正化法」という。))第二十二條に規定する財産をいう。以下この号及び第二十七條第三項において同じ。の活用(補助金等交付財産を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等(補助金等適正化法第二條第一項に規定する補助金等をいう。))の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。第二十七條第三項において同じ。に関する事項

4 都道府県知事は、第一項の規定による申請を受けた場合において、その地域経済牽引事業計画が同意基本計画に適合すると認めるときは、その承認をするものとする。

5 都道府県知事は、前項の規定による承認をしようとする場合において、地域経済牽引事業計画に第三項第一号及び第二号に掲げる事項の記載があるときは、同号に規定する土地の所在そ

の他の当該地域経済牽引事業計画に記載された内容が第十一條第三項の規定による同意を得た土地利用調整計画(前条第一項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。第九項及び第十七條において「同意土地利用調整計画」という。)に適合することを確認しなければならない。

6 都道府県知事は、第四項の規定による承認をしたときは、関係市町村長に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

7 主務大臣は、第一項の規定による申請を受けた場合において、その地域経済牽引事業計画が基本方針に適合するものであつて、同意基本計画の達成に資すると認めるときは、その承認をするものとする。

8 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとする場合において、地域経済牽引事業計画に次の各号に掲げる事項の記載があるときは、当該地域経済牽引事業計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない。

一 第三項第一号及び第二号に掲げる事項 都道府県知事

二 第三項第四号に掲げる事項 当該事項に係る関係行政機関の長

9 都道府県知事は、前項第一号に掲げる事項の記載がある地域経済牽引事業計画についての協議があつた場合において、当該地域経済牽引事業計画が、同意土地利用調整計画に適合すると認めるときは、その同意をするものとする。

10 主務大臣は、第七項の規定による承認をしたときは、関係市町村長及び都道府県知事に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(地域経済牽引事業計画の変更等)

第十四条 前条第四項又は第七項の規定による承認を受けた者(以下「承認地域経済牽引事業者」という。))は、当該承認に係る地域経済牽引事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、その承認をした都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 都道府県知事は、承認地域経済牽引事業者が前条第四項又は第七項の承認に係る地域経済牽引事業計画(前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認地域経済牽引事業計画」という。))に従つて地域経済牽引事業を行っていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

3 前条第四項から第十項までの規定は、第一項の承認について準用する。

(事業環境の整備に係る措置の提案)

第十五条 承認地域経済牽引事業者(同意基本計画に基づき地域経済牽引事業を実施しようとする者(以下この項及び次項において「承認申請予定事業者」という。))を含む。は、主務省令で定めるところにより、同意基本計画を作成した地方公共団体の長に対し、地域経済牽引事業の実施に当たつて必要な事業環境の整備のために地方公共団体が講ずべき措置に関する提案をすることができる。この場合において、承認申請予定事業者が提案をしようとするときは、当該提案に係る地域経済牽引事業計画を添えなければならない。

2 前項の提案を受けた地方公共団体の長は、当該提案が承認地域経済牽引事業計画の実施に資するものであると認める場合(当該提案が承認申請予定事業者による場合にあつては、当該提案及び当該提案に係る地域経済牽引事業計画が同意基本計画の実施に資するものであると認めるとき)であつて、当該提案を踏まえた措置を講ずる必要があると認めるときはその旨及び内

容を、当該提案に係る措置を講ずる必要がないと認めるときは、その旨及びその理由を、遅滞なく、当該提案をした者に通知するよう努めるものとする。

3 前項の場合において、第一項の提案を受けた地方公共団体の長は、当該提案を踏まえた措置を講ずるときは、その内容を公表するものとする。

(国に対する確認)

第十六条 前条第一項の提案を受けた地方公共団体の長は、当該提案を踏まえた措置を行うに当たり、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、当該措置に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令(告示を含む。次項及び第三項において同じ。)の規定の解釈の確認を求めることができる。

2 前項の求めを受けた主務大臣は、当該求めに係る解釈の確認が他の関係行政機関の長の所管する法律及び法律に基づく命令に関するものであるときは、遅滞なく、当該求めをした地方公共団体の長に回答をするものとする。

3 第一項の求めを受けた主務大臣は、当該求めに係る解釈の確認が他の関係行政機関の長の所管する法律及び法律に基づく命令に関するものであるときは、遅滞なく、当該関係行政機関の長に対し、その確認を求めるものとする。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、遅滞なく、当該主務大臣に回答をするものとする。

4 前項の回答を受けた主務大臣は、その回答の内容を、遅滞なく、当該回答に係る第一項の求めをした地方公共団体の長に通知するものとする。

(地域経済牽引事業の用に供する施設の整備についての配慮)

第十七条 国の行政機関の長又は都道府県知事は、承認地域経済牽引事業(承認地域経済牽引事業計画に従って行われる地域経済牽引事業をいう。以下同じ。)であつて、同意土地利用調整計画に適合するとして第十三条第五項又は第九項の規定による確認又は同意がされたものの実施のため農地法、都市計画法その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、土地利用調整区域における当該承認地域経済牽引事業の用に供する施設の整備が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

は、承認地域経済牽引事業(承認地域経済牽引事業計画に従って行われる地域経済牽引事業をいう。以下同じ。)であつて、同意土地利用調整計画に適合するとして第十三条第五項又は第九項の規定による確認又は同意がされたものの実施のため農地法、都市計画法その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、土地利用調整区域における当該承認地域経済牽引事業の用に供する施設の整備が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

第十八条 第一項中「普通保険(以下)を「普通保険(次項及び第三項において)に、「無担保保険(以下)を「無担保保険(第三項において)に、「特別小口保険(以下)を「特別小口保険(第三項において)に、「地域産業集積関連保証」を「地域経済牽引事業関連保証」に、「承認企業立地事業者が承認企業立地計画に従つて企業立地のための措置を行うために必要な資金に係るもの又は承認事業高度化事業者が承認事業高度化計画に従つて事業高度化のための措置」を「承認地域経済牽引事業」に、「以下同じ)を「次項及び第三項において同じ)に改め、同項の表第三項第一項の項中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十八条第一項に規定する地域産業集積関連保証(以下「地域産業集積関連保証」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号)第十八条第一項に規定する地域経済牽引事業関連保証(以下「地域経済牽引事業関連保証」に改め、同表第三項の二第一項及び第三項の三第一項の項及び第三項の二第三項及び第三項の三第二項の項中「地域産業集積関連保証」を「地域経済牽引事業関連保証」に改め、同条第二項及び第三項中「地域産業集積関連保証」を「地域経済牽引事業関連保証」に改める。

第十八条の二を削る。

第十九条から第二十三条までを次のように改める。

(中小企業投資育成株式会社の特例)

第十九条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第一百一号)第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 中小企業者が承認地域経済牽引事業を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が承認地域経済牽引事業を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等(中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この号及び次項において同じ。)の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使

により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

(食品流通構造改善促進法の特例)

第二十条 食品流通構造改善促進法(平成三年法律第五十九号)第十一条第一項の規定により指定された食品流通構造改善促進機構は、同法第十二条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 食品(食品流通構造改善促進法第二条第一項に規定する食品をいう。)の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者(地方公共団体を除く。次号から第四号までにおいて「食品製造業者等」という。)が行う承認地域経済牽引事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。

二 食品製造業者等が行う承認地域経済牽引事業について、その実施に要する費用の一部を負担して当該承認地域経済牽引事業に参加すること。

三 承認地域経済牽引事業を行う食品製造業者等の委託を受けて、当該承認地域経済牽引事業の用に供する施設の整備を行うこと。

四 承認地域経済牽引事業を行う食品製造業者等に対し、必要な資金のあっせんを行うこと。

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使

2 前項の規定により食品流通構造改善促進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品流通構造改善促進法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第十三条第一項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号。以下「地域経済牽引事業促進法」という。)第二十条第一項第一号に掲げる業務
第十四条第一項	第十二条第一号に掲げる業務	第十二条第一号に掲げる業務及び地域経済牽引事業促進法第二十条第一項第一号に掲げる業務
第十八条第一項、第十九条及び第二十条第一項第一号	第十二条各号に掲げる業務	第十二条各号に掲げる業務又は地域経済牽引事業促進法第二十条第一項各号に掲げる業務
第二十條第一項第三号	この章	この章若しくは地域経済牽引事業促進法

(特許法の特例)

第二十一条 特許庁長官は、承認地域経済牽引事業の成果に係る特許発明(承認地域経済牽引事業計画の計画期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。)又は当該特許発明を実施するために承認地域経済牽引事業計画に従って承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係る特許発明について、特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第七十七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を納付すべき者が承認地域経済牽引事業を行う中小企業者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し、若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

(商標法の特例)

百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

第二十二條 承認地域経済牽引事業者に、一般社団法人(その定款において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。)が含まれる場合であつて、当該一般社団法人が第十三条第三項第三号八に掲げる商品又は役務(以下この条において「承認地域経済牽引商品等」という。)に係る地域団体商標の商標登録(商標法(昭和三十四年法律第二百七号)第七条の二第一項に規定する地域団体商標の商標登録をいう。以下この条及び次条において同じ。)を受けようとするときは、当該地域団体商標の商標登録について、当該承認地域経済牽引商品等に係る承認地域経済牽引事業計画の計画期間内に限り、当該一般社団法人を同法第七条の二第一項に規定する組合等とみなして、同法の規定を適用する。

2 特許庁長官は、承認地域経済牽引事業の成果に係る発明(承認地域経済牽引事業計画の計画期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。)又は当該発明を実施するために承認地域経済牽引事業計画に従つて承継した特許を受ける権利に係る発明に関する自己の特許出願について、その出願審査の請求をする者が承認地域経済牽引事業を行う中小企業者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第

2 前項の規定により組合等とみなされた一般社

団法人が承認地域経済牽引商品等に係る地域団体商標の商標登録を受けた場合であつて、当該承認地域経済牽引商品等に係る承認地域経済牽引事業計画(以下この項において「現行計画」という。)の計画期間内に、当該承認地域経済牽引商品等に係る他の地域経済牽引事業計画(計画期間の開始日が現行計画の計画期間の終了日の翌日以前のものに限る。)について、第十三条第四項又は第七項の規定による承認を受けたときは、当該地域団体商標の商標登録について、現行計画の計画期間の終了日の翌日から当該他の地域経済牽引事業計画の計画期間の終了日まで(前二項の規定により同条第一項に規定する組合等とみなされた者を除く。)は、経済産業省令で定めるところにより、承認地域経済牽引事業計画の計画期間の終了日の三月前までに、その承認を行った都道府県知事に対し地域団体商標の商標登録を受けた承認地域経済牽引商品等に係る商標権の当該組合等への譲受けを申請することができる。

3

商標法第七条の二第一項に規定する組合等(前二項の規定により同条第一項に規定する組合等とみなされた者を除く。)は、経済産業省令で定めるところにより、承認地域経済牽引事業計画の計画期間の終了日の三月前までに、その承認を行った都道府県知事に対し地域団体商標の商標登録を受けた承認地域経済牽引商品等に係る商標権の当該組合等への譲受けを申請することができる。

4

都道府県知事は、前項の規定により商標権の譲受けを申請した組合等(以下この項において「申請組合等」という。)が、次の各号のいずれにも該当する場合には、当該申請を承認しなければならない。この場合において、商標法第二十条の二第四項及び同法第三十五条において準用する特許法第九十八条第一項第一号の規定にかかわらず、当該商標権は、前項の計画期間の終了日の翌日に、当該申請組合等へ譲渡されたものとみなす。

一 申請組合等の構成員の過半数が第一項に規定する一般社団法人の社員であると認められること。

二 申請組合等又はその構成員が促進区域において事業を行う者であると認められること。

三 申請組合等が、前項の規定により商標権の譲受けを申請することについて、当該一般社団法人の同意を得ていること。

5 都道府県知事は、前項の規定による承認をしたときは、速やかに、当該商標権の譲渡の登録を特許庁に嘱託しなければならない。

6 都道府県知事が第四項の規定による承認をしなかつた地域団体商標の商標登録については、承認地域経済牽引事業計画の計画期間の終了後は、商標法第四十六条第一項第七号に該当するものとする。

第二十三條 特許庁長官は、承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録について、商標法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第七項の登録料を納付すべき者が当該商品又は役務に係る承認地域経済牽引事業の承認地域経済牽引事業者であるときは、政令で定めるところにより、当該登録料(承認地域経済牽引事業計画の計画期間内に地域団体商標の商標登録を受ける場合のもの又は当該計画期間内に地域団体商標の商標登録に係る商標権の存続期間の更新登録の申請をする場合のものに限る。)を軽減し、又は免除することができる。この場合において、同法第十八条第二項並びに第二十三条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「納付があつたとき」とあるのは、「納付又はその納付の免除があつたとき」とする。

2 特許庁長官は、承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録について、当該地域団体商標の商標登録を受けようとする者が当該商品又は役務に係る承認地域経済牽引事業の承認地域経済牽引事業者であるときは、政令で定めるところにより、商標法第七十六条第二項の規定により納付すべき商標登録出願の手数料(承認地域経済牽引事業計画の計画期間内に商標登録出願をする場合のものに限る。)を軽減し、又は免除することができる。	5 前二項の規定により算定した登録料又は手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。 第二十四条から第二十六条までを削る。 第二十九条第一項中「第二十三条」を「第三十六条第一項又は第二項」に改め、同条を第三十九条とする。 第二十八条第一項中「第四条第一項」を「第三条第一項」に改め、「第五項まで」の下に、「第四条第一項、同条第六項及び第七項(これらの規定を第五条第三項において準用する場合を含む。)、第五条第一項及び第二項並びに第六条」を加え、同条第二項を次のように改める。 2 第十三条第一項、同条第七項、第八項及び第十項(これらの規定を第十四条第三項において準用する場合を含む。)、第十六条、第二十四条、第三十三条並びに前条における主務大臣は、経済産業大臣及び承認地域経済牽引事業を所管する大臣とする。 第二十八条第三項中「前二条」を「第二十七条第一項、同条第四項及び第五項(これらの規定を第二十八条第三項において準用する場合を含む。)、第二十八条第一項及び第二項並びに第三十六条第二項」に、「特定事業」を「承認連携支援事業」に改め、同条第四項中「第五条第一項、第六条第一項」を「第四条第一項、第五条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。 5 第十三条第一項、第十四条第一項、第十五条第一項及び第十六条第一項における主務省令は、第二項に規定する主務大臣の発する命令とする。 6 第二十七条第一項及び第五項並びに第二十八条第一項における主務省令は、第三項に規定する	る主務大臣の発する命令とする。 第二十八条を第三十八条とする。 第二十七条中「企業立地」を「承認地域経済牽引事業」に、「協力しなければならない」を「協力するものとする」に改め、同条を第三十七条とし、第三章中同条の前に次の六条を加える。 (関連する施策との連携) 第三十一条 国は、地域経済牽引事業の促進に関する施策の推進に当たっては、地域再生の総合的かつ効果的な推進に関する施策、地域的な雇用構造の改善を図るために必要な施策、広域にわたる活発な人の往来又は物資の流通を通じた地域の活性化のための基盤の整備に関する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努めるものとする。 (多様な主体の連携及び協力) 第三十二条 国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、地域経済牽引支援機関その他の関係者は、地域経済牽引事業の促進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。 (大学等との連携協力の円滑化等) 第三十三条 主務大臣及び文部科学大臣は、地域経済牽引事業を促進するため必要があると認めるときは、研究開発及び人材育成に関し、市町村及び都道府県と大学、高等専門学校及び大学共同利用機関(以下この項において「大学等」という。)との連携及び協力並びに承認地域経済牽引事業者と大学等との連携及び協力が円滑になされるよう努めるものとする。この場合において、大学等における教育研究の特性に常に配慮するものとする。	事業に伴って新たに必要となる知識及び技術の習得を促進するための施策を積極的に推進するよう努めるものとする。 (資金の確保) 第三十四条 国及び地方公共団体は、承認地域経済牽引事業又は承認連携支援事業に必要な資金の確保に努めるものとする。 (指導及び助言) 第三十五条 国及び都道府県は、承認地域経済牽引事業者又は承認地域経済牽引支援機関に対し、承認地域経済牽引事業又は承認連携支援事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。 (報告の徴収) 第三十六条 都道府県知事は、その承認をした承認地域経済牽引事業者に対し、承認地域経済牽引事業の実施状況について報告を求めることができる。 2 主務大臣は、その承認をした承認地域経済牽引支援機関に対し、承認連携支援事業の実施状況について報告を求めることができる。 第二章に次の三条及び一節を加える。 (課税の特例) 第二十四条 承認地域経済牽引事業(地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の承認を受けたものに限る。次条において同じ。)を行う承認地域経済牽引事業者であつて、当該承認地域経済牽引事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設したもの、当該施設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物については、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二
4 商標登録出願により生じた権利が第二項の規定による商標登録出願の手数料の軽減又は免除(以下この項において「減免」という。)を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、これらの者が自己の商標登録出願により生じた権利について商標法第七十六条第二項の規定により納付すべき商標登録出願の手数料は、同項の規定にかかわらず、各共有者ごとに同項に規定する商標登録出願の手数料の金額(減免を受ける者にあつては、その減免後の金額)にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、その額を納付しなければならない。	6 第二十七条第一項及び第五項並びに第二十八条第一項における主務省令は、第三項に規定する	2 主務大臣及び文部科学大臣は、地域経済牽引	第二十四条 承認地域経済牽引事業(地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の承認を受けたものに限る。次条において同じ。)を行う承認地域経済牽引事業者であつて、当該承認地域経済牽引事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設したもの、当該施設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物については、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二

十六号で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第二十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、総務省令で定める地方公共団体が、承認地域経済牽引事業のための施設のうち総務省令で定めるものを促進区域内に設置した承認地域経済牽引事業者について、当該施設の用に供する家屋若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該施設の用に供する家屋若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条に規定する当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(固定資産税に關するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。)のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条に規定する当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(財産の処分の制限に係る承認の手続の特例)

第二十六条 承認地域経済牽引事業者が承認地域経済牽引事業計画(第十三条第三項第四号に掲げる事項の記載があるものに限る。)に基づき承認地域経済牽引事業を行う場合においては、当

該承認地域経済牽引事業者が同条第七項又は第十四条第一項の規定による承認を受けたことをもつて、補助金等適正化法第二十二條に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

第四節 承認連携支援計画に係る措置
(連携支援計画の承認)

第二十七条 地域経済牽引支援機関は、共同して、主務省令で定めるところにより、地域経済牽引事業に対する連携による支援の事業(以下「連携支援事業」という。)に關する計画(以下この条及び次条において「連携支援計画」という。)を作成し、主務大臣の承認を申請することができ、

2 連携支援計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 連携支援事業の目標

二 連携支援事業の内容及び実施時期

三 連携支援事業を実施する者の役割分担、相互の提携又は連絡に關する事項

3 連携支援計画(連携支援事業を行うおとする者に地方公共団体を含むものに限る。)においては、連携支援事業の実施に当たつての補助金等交付財産の活用に関する事項を記載することができ、

4 主務大臣は、第一項の規定による申請を受けた場合において、その連携支援計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その承認をするものとする。ただし、連携支援計画に前項に規定する事項の記載がある場合にあつては、あらかじめ当該事項に係る関係行政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。
一 当該連携支援計画が基本方針に照らし適切であること。
二 当該連携支援計画に係る連携支援事業が円

滑かつ確実に実施されたと見込まれるものであること。

5 主務大臣は、前項の規定による承認を行ったときは、主務省令で定めるところにより、当該承認に係る連携支援計画の内容を公表するものとする。

(連携支援計画の変更等)

第二十八条 前条第四項の承認を受けた地域経済牽引支援機関(以下「承認地域経済牽引支援機関」という。)は、当該承認に係る連携支援計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、その承認をした主務大臣の承認を受けなければならない。

2 主務大臣は、承認地域経済牽引支援機関が前条第四項の承認に係る連携支援計画(前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。次条において「承認連携支援計画」という。)に従つて連携支援事業を実施していないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

3 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の承認について準用する。

(中小企業信用保険法の特例)

第二十九条 承認地域経済牽引支援機関に一般社団法人(その社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限る。以下この条において同じ。)又は一般財団法人(その設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。以下この条において同じ。)が含まれる場合には、承認連携支援事業(承認連携支援計画に従つて行われる連携支援事業をいう。以下同じ。)の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項

に規定する債務の保証を受けた承認地域経済牽引支援機関である一般社団法人及び一般財団法人(以下この条において「承認一般社団法人等」という。)については、当該承認一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号)第二十九条に規定する承認一般社団法人等が行う同法第二十七条第一項に規定する連携支援事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

(財産の処分の制限に係る承認の手続の特例)

第三十条 承認地域経済牽引支援機関が承認連携支援計画(第二十七条第三項に規定する事項の記載があるものに限る。)に基づき承認連携支援事業を行う場合においては、当該承認地域経済牽引支援機関が同条第四項又は第二十八条第一項の規定による承認を受けたことをもつて、補助金等適正化法第二十二條に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

附則第三条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第三条 削除

附則第四条に見出しとして「独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例」を付し、同条中「独立行政法人中小企業基盤整備機構法」の下に「平成十四年法律第四百七十七号」を加え、「同意集積区域を「促進区域」に、「第五条第二項第七号に規定する事業環境の整備の事業を実施する者」を「地域経済牽引支援機関」に、「特定事業者が行う特定

事業を「承認地域経済牽引事業」に改める。

附則第八條第二項中「昭和三十八年法律第一百号」を削る。

附則第十五條第一項中「同意集積区域」を「促進区域」に、「第五條第二項第七号に規定する事業環境の整備の事業を実施する者」を「地域経済牽引支援機関」に、「特定事業者が行う特定事業」を「承認地域経済牽引事業」に改める。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六條の規定は、公布の日から施行する。

(基本計画に関する経過措置)

第二條 この法律の施行前にこの法律による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(以下「旧法」という。)第五條第五項の規定による同意(旧法第六條第一項の規定による変更の同意を含む。)を得た旧法第五條第一項に規定する基本計画(以下この条において「旧同意基本計画」という。)は、なおその効力を有するものとし、当該旧同意基本計画に関する旧法第十條及び第十一條に規定する工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)の特例については、なお従前の例による。

(企業立地計画に関する経過措置)

第三條 この法律の施行前に旧法第十四條第一項の規定による承認の申請がされた同項の企業立地計画であつてこの法律の施行の際承認をすることがどうかの処分がされていないものについての都道府県知事の承認については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧法第十四條第三項の規定による承認(旧法第十五條第一項の規定による変更の承認を含む。)を受けた企業立地計画に

ついては、なおその効力を有するものとし、当該企業立地計画及び前項の規定に基づきなお従前の例により承認を受けた企業立地計画に関する変更の承認及び承認の取消し、旧法第十八條に規定する中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の特例、旧法第十八條の二に規定する食品流通構造改善促進法(平成三年法律第五十九号)の特例及び旧法第二十條に規定する地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置並びに旧法第二十三條に規定する報告の徴収については、なお従前の例による。

(事業高度化計画に関する経過措置)

第四條 この法律の施行前に旧法第十六條第一項の規定による承認の申請がされた同項の事業高度化計画であつてこの法律の施行の際承認をすることがどうかの処分がされていないものについての都道府県知事の承認については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧法第十六條第三項の規定による承認(旧法第十七條第一項の規定による変更の承認を含む。)を受けた事業高度化計画については、なおその効力を有するものとし、当該事業高度化計画及び前項の規定に基づきなお従前の例により承認を受けた事業高度化計画に関する変更の承認及び承認の取消し、旧法第十八條に規定する中小企業信用保険法の特例及び旧法第十八條の二に規定する食品流通構造改善促進法の特例並びに旧法第二十三條に規定する報告の徴収については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第五條 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第七條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(小規模企業共済法の一部改正)

第八條 小規模企業共済法(昭和四十年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第十六條の二及び第十六條の三第一項中「第十五條第二項第九号」を「第十五條第二項第八号」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第九條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「同項第八号」を「同項第七号」に、「から二まで」を「及び八」に改める。

(情報処理の促進に関する法律の一部改正)

第十條 情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第四十三條第一項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号)第八條第三項に規定する業務を行うこと。

(地域雇用開発促進法の一部改正)

第十一條 地域雇用開発促進法(昭和六十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十五條の見出しを「地域の活性化に資する措置との総合的な実施」に改め、同条中「地域における産業集積の形成及び活性化」を「地域の特性を生かして地域における経済活動を牽引する事業」に改める。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)

第十二條 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四百七号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中第十一号を削り、第十号を第十一号とし、第九号の二を第十号とし、同条第二項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同条第四項中「第二項第九号」を「第二項第八号」に改め、同条第五項中「並びに第一項第十一号及び第十三号」を「及び第一項第十三号」に改める。

第十七條第一項第三号中「第九号の二」を「第十号」に改め、同項第八号中「第十五條第二項第九号」を「第十五條第二項第八号」に改める。

第十八條第一項第一号中「同項第十号」を「同項第十一号」に、「第七号及び第八号」を「及び第七号」に改め、同項第二号中「同項第九号の

二を「同項第十号」に改め、同項第四号中「同条第二項第九号」を「同条第二項第八号」に改める。

第二十一条第一項中「第九号の二」を「第十号」に改める。

第二十二条第一項中「並びに第十五条第一項第十一号及び第十七号」を「及び第十五条第一項第十七号」に改める。

附則第五条第一項第五号中口を削り、ハを口とし、二をハとする。

附則第八条の二第二項中「地域産業集積形成法」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号。附則第八条の四において「地域経済牽引事業促進法」という。）に改める。

附則第八条の四「地域産業集積形成法」を「地域経済牽引事業促進法」に改める。

（地域再生法の一部改正）

第十三条 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項第十二号中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「第五条第二項第七号に規定する事業環境の整備の事業」を「第四条第二項第七号に規定する支援の事業」に、「産業集積形成等基本計画」を「地域経済牽引事業促進基本計画」に改める。

第十七条の三十一の見出しを「（地域経済牽引事業促進基本計画の同意の系統の特例）」に改め、同条中「産業集積形成等基本計画」を「地域経済牽引事業促進基本計画」に、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第五項」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化

に関する法律第四項第六項」に、「第六条第一項」を「第五条第一項」に改める。

（調整規定）

第十四条 この法律の施行の日が農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）の施行の日前である場合には、前条中「第五条第四項第十二号」とあるのは「第五条第四項第十三号」と、「第十七条の三十一」とあるのは「第十七条の三十二」とする。

（総合特別区域法の一部改正）

第十五条 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の見出しを「（工場立地法及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の特例）」に改め、同条第一項中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「第十条第一項」を「第九条第一項」に、「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改める。

（東日本大震災復興特別区域法の一部改正）

第十六条 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の見出しを「（工場立地法及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の特例）」に改め、同条第一項中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「第十条第一項」を「第九条第一項」に、「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改める。

理 由

地域の成長発展の基盤強化を図るため、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域経済を牽引する地域経済牽引事業に係る計画を承認する制度を創設するとともに、当該計画に係る事業を支援するための措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、地域の成長発展の基盤強化を図るため、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域経済を牽引する「地域経済牽引事業」に係る計画を承認する制度を創設するとともに、当該計画に係る事業を支援するための措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 法律の題名を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に改めること。

2 主務大臣は地域経済牽引事業の促進に関する基本方針を定めるものとし、市町村及び都道府県は共同して、基本方針に基づき、地域経済牽引事業の促進区域、経済的效果に関する目標等について定める基本計画を作成し、主務大臣に協議し、その同意を求めることができるものとする。

3 地域経済牽引事業を行おうとする事業者等（以下「事業者」という。）は、地域経済牽引事業計画を作成し、都道府県知事等の承認を申請することができるものとする。

請することができるものとする。

4 事業者から基本計画を作成した地方公共団体の長に対し、事業環境の整備に係る措置を提案できる制度を創設するものとする。

5 地域経済牽引事業に用いられる施設の整備が円滑に行われるよう、事業者から農地法、都市計画法等の規定による許可その他の処分を求められたときは、国の行政機関の長又は都道府県知事は適切な配慮をするものとする。

6 承認された地域経済牽引事業計画に係る事業に対し、設備投資減税等課税の特例措置、工場立地法の緑地面積率等の緩和、一般社団法人の地域団体商標の登録主体への追加及び補助金等交付財産の処分制限に係る承認手続の簡素化等の支援措置を講ずるものとする。

7 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、地域の成長発展の基盤強化を図るため、地域経済牽引事業に係る計画を承認する制度を創設し、これに対する支援措置を講ずるものとして妥当なものと認めるが、政府は、土地利用の調整の状況について検討を加え、優良な農地が十分に確保できないと認めるときは、所要の措置を講ずるものとする規定を附則に追加する必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成二十九年五月十日
経済産業委員長 浮島 智子
衆議院議長 大島 理森殿

〔別紙〕

(小字は修正)

附 則

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律〇〇の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、土地利用の調整(新法第三条第二項第一号へに規定する土地利用の調整をいう。)の状況について検討を加え、優良な農地が十分に確保できないと認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

〔別紙〕

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 地域の特性や強みを生かした地域経済牽引事業を促進するとの本法の趣旨に鑑み、地方公共団体が行う基本計画の策定に当たっては、成長が期待される地域の中核事業の特定等に必要な情報提供や助言、専門人材の育成・派遣を行う等、地域の支援機関と連携しつつ、支援体制の一層の充実強化に努めること。

二 地方公共団体の基本計画においては、これまでの地域経済産業政策において指摘された問題点等を踏まえ、製造業のみならず、第四次産業革命関連産業、サービス業、農林水産業、観光業等、地域の特性を生かした多様な事業分野が支援対象とされるよう、イノベーションの促進も踏まえた取組みを推進し、各種支援策の効果

的な活用が図られるようにすること。また、計画の実施による地域への経済的效果等について、適切な指標に基づく検証を実施し、継続的にフォローアップを行うことにより、計画の実効性確保に努めること。

三 重点促進区域の設定及び土地利用の調整に係る配慮事項として、国が定める基本方針において、市街化区域内など農用地区域外での開発を優先すること及び土地利用調整区域に農地が含まれる場合には農業上の効率的な利用に支障が生じないようにすることを明記すること。

四 地域経済牽引事業に対する各種支援措置の実施に当たっては、事業者の負担軽減を図る観点から、更なる事務手続きの簡素化を進めるとともに、業種横断的な取組みが適切かつ円滑に実施されるよう、関係府省庁間において一層緊密に連携を図ること。

五 創業及び新事業展開を含め、地域経済牽引事業に対する積極的な資金供給が行われるよう、地域金融機関等による地域密着型金融の取組みを一層推進するとともに、地域未来投資促進税制等の積極的な活用、中小企業基盤整備機構及び地域経済活性化支援機構による機動的なリスクマネーの供給等に努めること。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 二番五号 独立行政法人国立印刷局	東京都港区虎ノ門二丁目
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
(本体	本号一部
三三〇円	三五四円